

グローバル化社会にふさわしい地方税制の あり方に関する調査研究会報告書

平成 26 年 3 月

財団法人 自治総合センター

はしがき

グローバル化が進展する近年において、外国人や外国法人が日本国内において土地を取得したり所得を得たりする機会等が増えてきており、地方税の徴収の現場においてもその影響が生じてきている。また、最近の税制改正においては、車体課税、固定資産税の償却資産に対する課税、地方法人課税等をはじめとして、地方税負担のあり方についての議論が行われており、これらについては各国制度との比較が大きな論点となっている。

こうした観点から、平成25年度の研究会では、「グローバル化社会にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会」と題して、国外納税義務者からの地方税の賦課徴収の現状と課題及び地方税制度についての諸外国との比較をテーマとして、平成25年6月にその検討を開始し、4回の会合をもった。

短い期間の中で、地方税のあり方の根本に関わる重要なテーマについて検討を行ったため、本報告書においては、明確な結論を示しているわけではないが、本研究会の議論を踏まえた論点を示すことによって、今後の検討の参考になることを期待するものである。

また、本年度の海外調査については、イギリス・ドイツ・デンマークにおける車体課税、地方法人課税、償却資産課税について調査を行った。これらの制度については、平成26年度税制改正においても中心的なテーマとして議論が行われたが、関係機関から得られた貴重な情報は、今後の税制改正においても大いに参考になるものと考えられる。

最後に、今回の調査研究に当たり、ご多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、海外調査などにおいて調査研究にご協力いただいた関係機関の方々に心から感謝を申し上げる。

平成26年3月

グローバル化社会にふさわしい地方税制の
あり方に関する調査研究会

委員長 林 健久

財団法人自治総合センター

理事長 若林清造

グローバル化社会にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 委員

委 員 長	林 健久	東京大学名誉教授
委員長代理	持田 信樹	東京大学大学院経済学研究科教授
委 員	浅妻 章如	立教大学法学部准教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	柏木 恵	税理士、キヤングローバル戦略研究所主任研究員
	神山 弘行	神戸大学大学院法学研究科准教授
	星野 菜穂子	和光大学経済経営学部准教授
	八塩 裕之	京都産業大学経済学部准教授
	宗田 友子	東京都主税局総務部長
	鈴木 栄	横浜市財政局主税部長
	米田 耕一郎	総務省自治税務局長
	平嶋 彰英	総務省税務担当審議官
	濱田 省司	総務省自治税務局企画課長

目 次

I	国外納税義務者に対する地方税の賦課徴収のあり方	
1	国外納税義務者に対する地方税の賦課徴収の現状と課題	3
(1)	地方税の徴収の現状と課題	3
①	地方税の課税・徴収方法の特徴	3
②	地方税の徴収率及び滞納残高の現状	3
③	地方税の共同処理の状況	4
(2)	国外納税義務者に対する固定資産税の賦課徴収について	5
①	検討の背景	5
②	固定資産税の納税義務者の範囲について	5
③	固定資産税における納税管理人制度について	6
④	国外納税義務者への対応のあり方について	6
(3)	国外納税義務者に対する個人住民税の賦課徴収について	8
①	検討の背景	8
②	所得割の納税義務者の範囲について	8
③	個人住民税が課税されないケース等	9
④	国外納税義務者への対応のあり方について	10
2	国外納税義務者に対する賦課徴収についての取組み状況の実態	
		11
(1)	東京都の取組み状況	11
(2)	横浜市の取組み状況	12
(3)	ニセコ町の取組み状況	13
II	グローバル化社会における地方税負担のあり方	
1	海外調査報告	17
(1)	ドイツ、デンマーク、イギリスにおける車体課税の現状について	17
(2)	ドイツ、イギリスにおける償却資産課税の現状について	19
(3)	ドイツにおける法人課税の現状について	21
2	地方税に係る国際課税の見直しについて	22

<参考資料>

資料 1－1 地方税の徴収の現状と課題	27
・ 地方税の課税・徴収方法の特徴	29
・ 地方税の徴収率の推移（平成 14 年～24 年度）	29
・ 地方税の滞納残高（累積）の推移	30
・ 地方税の徴収率と財政力指数（平成 23 年度・市区町村）	30
・ 地方税の徴収率上位団体・下位団体について（平成 24 年度）	31
・ 徴収率上位団体と下位団体の特徴（推察）	32
・ 地方税の徴収実務の実態について	32
・ 滞納繰越額の発生を防ぐための取組み	33
・ 地方税の共同処理の状況	33
・ 地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合一覧	34
・ 地方税の事務等を共同で取組む任意組織等一覧	34
・ 地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合の状況	35
・ 地方税の滞納整理を共同処理する団体の徴収率（滞納分）の推移	35
・ <参考>地方税の滞納整理を共同処理する団体の徴収率（現年分） の推移	36
・ 共同処理を行うメリット	36
資料 1－2 国外納税義務者に対する固定資産税の賦課徴収	37
・ 外為法に基づく非居住者による本邦不動産の取得に関する 報告実績	39
・ 固定資産税の納税義務者について	39
・ 固定資産課税台帳について	40
参照条文①	40
参照条文②	41
・ 固定資産税における納税管理人制度について（法第 355 条）	41
参照条文③	42
・ 国外納税義務者への対応状況について	42
資料 1－3 国外納税義務者に対する個人住民税の賦課徴収	43
・ 出国日本人数と入国外国人数の推移	45
・ 外国人登録者数の推移	45

・ 外国人登録者数の推移（地域別）	46
・ 個人住民税所得割の納税義務者について	46
・ 個人住民税の住所と住民基本台帳法上の住所の関係について	47
・ 外国人等通知（H24.7廃止）の概要	47
・ 外国人への住民基本台帳制度の適用について	48
・ 住民基本台帳法の改正に伴う外国人の住所認定の見直しについて	48
・ 個人住民税における課税対象所得の範囲について	49
・ 所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケース①	49
・ 所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケース②	50
・ 個人住民税における外国人に対する課税上の取扱いに係る留意点	50
 資料2　国外納税義務者に対する賦課徴収についての取組み状況の実態	51
・ 都における国外居住外国人への課税・徴収の現状と課題（東京都）	53
・ 国外居住者・外国人等に対する固定資産税の賦課徴収について（横浜市）	62
・ ニセコ町における外国人納税者対策（ニセコ町）	72
 資料3　海外調査報告	83
・ 車体課税	85
・ 法人税関係	100
・ 固定資産税関係	104
 資料4　地方税に係る国際課税の見直しについて	109
・ 総合主義と帰属主義の違い	111
・ 外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方 (O E C D承認アプローチ)	111
・ 帰属主義に見直すことの意義	112

I　国外納税義務者に対する地方税の 賦課徵収のあり方

I　国外納税義務者に対する地方税の賦課徵収のあり方

1　国外納税義務者に対する地方税の賦課徵収の現状と課題

グローバル化が進展する近年において、外国人や外国法人が日本国内において土地を取得したり所得を得たりする機会等が増えてきており、地方税の徵収の現場においてもその影響が生じてきている。

このため、まずは地方税の徵収の現状と課題を整理した上で、①外国人等が日本国内において土地を取得した場合等における固定資産税、②外国人が日本国内において所得を得た場合の個人住民税のそれぞれについて、その現状と課題を整理する。

(1) 地方税の徵収の現状と課題 【参考資料 1－1 p29-36 参照】

① 地方税の課税・徵収方法の特徴 【 p29 参照 】

地方団体が徵収している地方税については、全体の課税件数のうち 9 割以上が賦課課税による。課税団体である都道府県や市区町村が課税対象について調査の上、税額を決定し通知するため、納税者に負担を強いるものではないが、徵収に手間がかかる仕組みとなっている。

徵収方法は、普通徵収、特別徵収、申告納付の 3 種類があるが、76% が普通徵収である。普通徵収の場合、納税者が納税通知書を役所や金融機関の窓口に持参して納付する必要があるため、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

② 地方税の徵収率及び滞納残高の現状

地方税の徵収率は、都道府県・市町村ともに、リーマンショック（平成 20 年 9 月）を受けて平成 21 年度は低くなっているが、その後は徐々に回復しており、平成 24 年度決算では都道府県で 98.9%、市区町村で 98.5% となっている。【 p29 参照 】

また、地方税の滞納残高（累積）については、三位一体の改革による税源移譲の影響で平成 19 年度以降一時的に増加傾向にあったが、その後の取組みにより平成 22 年度以降は減少し、平成 24 年度決算では約 1.8 兆円程度となっている。【 p30 参照 】

規模別に過去 10 年間の徵収率の推移をみると、「都道府県」や「大都市」など規模が大きい団体の方が徵収率が高い。

財政力指数との関連では、指数が 0.5 以上の団体は徴収率も総じて高く、指数が 0.5 未満の団体は、より低い水準でほぼ同率となっている。また、指数が低いところは徴収率にばらつきがあり、高いところほどそのばらつきが小さくなっている。【 p30-31 参照 】

徴収率が上位の団体を個別に見ると、相當に高位の団体は、人口規模の小さい団体や高齢者が多い団体が見られる。これは、住民の顔が見えやすいことや、高齢者は他の年齢層より比較的納税意識が高いことが考えられる。また、電力会社が持つ発電所が立地しているような団体では、納付が安定しており、固定資産税のウエイトも高いことから、全体的に徴収率が高く安定する傾向が見られる。

一方、徴収率が下位の団体を個別に見ると、スキ一場の倒産やリゾート開発の失敗等による固定資産税の未払い状態が続いているといった、特別の事情が大きい。【 p31-32 参照 】

団体規模が比較的大きく、徴収率がある程度高い団体に対し実態調査を行ったところ、各団体では、現年度分の収納対策に力を入れ、新たな滞納繰越額の発生を防ぐ取組みを行っていた（滞納者への早期接触、コールセンターによる催告の集中実施 等）。【 p32-33 参照 】

③ 地方税の共同処理の状況

主に滞納整理を実施するために共同処理組織を構成し、総力を挙げて取り組む動きが広がっており、一部事務組合 20、広域連合 5、その他の任意組織等が 23 となっている。都道府県別に見ても、31 都道府県において、何らかの形で地方税の滞納整理等の事務等を共同で取り組んでいる。

【 p33-35 参照 】

多少ばらつきはあるものの、共同処理事務開始後、滞納分の徴収割合に改善傾向が見られる。【 p35 参照 】

共同処理組織について調査を行ったところ、共同処理を行うことにより、以下のような一定の成果が上がっている。【 p36 参照 】

- 業務の効率化（高額かつ困難案件を集中的に滞納整理、複数構成団体に滞納がある者に対してまとめて滞納整理 等）
- ネームバリュー効果（「○○滞納整理機構」といった名称を出すことにより自主納付につながる 等）
- 職員のスキルアップ（徴収ノウハウや情報の共有 等）

(2) 国外納税義務者に対する固定資産税の賦課徴収について

【参考資料 1-2 p39-42 参照】

① 検討の背景

近年、経済のグローバル化が進み、外国人や外国法人により土地が取得されるケースが増えてきている。

外国人等による土地取引について統一的に実態を把握するための統計等はないが、例えば、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく非居住者による本邦不動産（土地・建物）の取得に関する報告実績を見れば、平成19年度から平成22年度（12月まで）の間に、720件、約2,336億円の非居住者による不動産の取得があったところである（平成23年2月に民主党「外国人による土地取得に関するPT」に財務省が提出した資料より）。

【 p39 参照 】

こうした中で、国外に居住する者が所有する土地や家屋についての固定資産税の賦課徴収に支障が生じているのではないかとの懸念の声もあるところである。このため、国外納税義務者（※）に対する固定資産税の賦課徴収についての現状と課題について整理を行った。

※ 固定資産税における国外納税義務者とは、固定資産税の課税上、住所等が国外となっている納税義務者とする。なお、国外納税義務者には、外国人・外国法人が出資している国内法人（子会社等）は含まない。（市町村において、資産所有者の出資元等は把握できないため。）

② 固定資産税の納税義務者の範囲について

固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者であるとされている（地方税法第343条第1項）。固定資産の所有者とは、原則として、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者、家屋については、登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者とされている（地方税法第343条第2項前段）。

【 p39-40 参照 】

登記簿に登記されている土地・家屋については、土地課税台帳・家屋課税台帳に登録しなければならないとされている（地方税法第381条第1項・第3項）。 【 p41 参照 】

したがって、固定資産税については、日本国籍の有無や住所等の所在にかかわらず、固定資産課税台帳（土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の総称）に所有者として登録されている者が納税義務者となる。

固定資産課税台帳は、必ず市町村に備えなければならず、土地・建物の所有権移転登記があった場合などには登記所から市町村長への通知がなされ、当該異動が固定資産課税台帳に反映されることとなる（地方税法第380条第1項、第382条）。【p40-41参照】

③ 固定資産税における納税管理人制度について

納税義務者が国外に居住する場合など、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として納税管理人を定めることとされている（地方税法第355条第1項）。

【p41-42参照】

ただし、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない（同条第2項）。

なお、納税管理人制度は、固定資産税のみではなく、道府県民税・市町村民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税など地方税の各税目において定められている制度である。

市町村からの聞き取りによれば、納税管理人を定めている場合の管理人の具体例としては、納税義務者の親族、知人である場合や、司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社である場合等がある。

また、納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例として、口座振替を行っている場合等がある。

国外に居住する場合などは、この納税管理人制度を活用するよう周知しているところであるが、現状においては、必ずしもすべての国外納税義務者が納税管理人を設定しているわけではない。

④ 国外納税義務者への対応のあり方について

＜現行制度下における取組み＞

いくつかの市町村に確認したところ、国外に居住する納税義務者の固定資産税の賦課徴収に当たっては、現在、各市町村において、以下のとおり対応している。【p42参照】

○ 納税義務者に対して、納税管理人を置くよう求める。

後述のように、例えば東京都では、司法書士会に不動産登記を行う外国人等に対する納税管理人の申告・申請を依頼するなど、各団体において様々な取組みを行っている。

- 納税管理人や国内連絡先がない場合には、国外に納税通知書を送付する。

各団体においては、外国語の催告書や納税管理人申請書についても、国外に送付する等の取組みを行っている。

- 滞納発生時には、固定資産税の課税の対象となっている土地等の差押え・換価を適切に実施する。

固定資産税は、原則として、それぞれの土地等の登記簿上の所有者を納税義務者とする制度であるため、滞納が発生した場合には、登記簿上の所有者に対して、当該土地等を差押え又は換価することにより対応可能である。固定資産税の課税の対象となっている土地等は必ず当該市町村内に所在することから、これらに対して滞納処分を行うことができるという特徴がある。

今後、国外に居住する納税義務者が徐々に増加することが予想されることから、各市町村においてこれらの対応に引き続き適切に取り組むことが必要かつ有効であると考えられる。

特に、必ずしもすべての国外納税義務者が国内に納税管理人を置いているわけではないという現状に鑑みれば、あらかじめ納税管理人を置くことや口座振替等の他の確実な手段を勧奨するなどの取組みが重要と考えられる。また、固定資産税が滞納された場合には、滞納整理の適時の実施など、適切に対応していくことも有効と考えられる。

<今後の制度改正の検討>

検討会においては、国外納税義務者に対する固定資産税の賦課徴収に当たっては、納税管理人制度を活用することが重要との観点から、納税管理人制度の活用に向けた制度改正の提案も行われた。

東京都からは、国外居住外国人の不動産登記時において、納税管理人の申告書の提出を義務化してはどうかとの提案が行われた。これに対しては、そもそも現行制度においても、納税管理人を設置することは原則として義務であることをどう考えるか、また、仮に制度として仕組むとしても、登記時に提出を義務化することであれば不動産登記制度の中で検討する必要がある等の指摘が行われた。

また、現行制度では、納税管理人に滞納処分を行うことはできないことから、納税管理人に第二次納税義務者（無限責任社員、清算人、同族会社等）のように、本来の納税義務者等から徴収できない額について納税義務を負わ

せる仕組みが作れないかといった議論もあった。これに対しては、納税管理人に対して滞納処分を受けるような義務までを課すことは極めて困難なのではないか等の指摘が行われた。

いずれにしても、固定資産税を含めた地方税全般にわたって、国外納税義務者について納税管理人制度を活用するため、制度改正により対応できることがあるのか、あるいは、現行制度下においても工夫できることはできないか等については、今後とも研究が必要であると考えられる。

一方で、例えば国内の他の地方団体に住所を有している納税義務者であっても、口座振替等により納税義務が履行されることが確実であるような場合を想定すれば、原則として納税管理人を置くことを義務づけている現行制度のあり方が、現在の社会経済情勢のあり方に照らして適當かどうかについても、研究していくことが望ましい。

(3) 国外納税義務者に対する個人住民税の賦課徴収について

【参考資料 1-3 p45-50 参照】

① 検討の背景

法務省出入国管理統計年報によれば、入国外国人数は平成 24 年速報値で 917 万人と、10 年前（平成 14 年 577 万人）と比べて 1.5 倍となっている。また、外国人登録者数は、年々増加傾向にあったが、平成 20 年度の約 220 万人をピークに近年は微減傾向にある。外国人登録者数の増減は、主にアジア、南米からの外国人登録者の影響が大きい。

【 p45-46 参照 】

こうした中で、外国人が一定期間日本で生活して所得を得た場合の個人住民税について、特に当該外国人が本国に帰国したケース等で徴収ができない場合が生じていることが考えられることから、その現状と課題について整理を行った。

② 所得割の納税義務者の範囲について

個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日（1 月 1 日）において、市町村内に住所を有する個人とされており（地方税法第 294 条第 1 項）、納税義務は国籍にかかわらず住所の有無によって決定されることになる。

【 p46 参照 】

「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者（地方税法第 294 条第 2 項）とされており、日本国籍を有する者は、住民基本台帳法によって住所を認定されている。 【 p47 参照 】

外国人については、平成 24 年 7 月より、改正後の住民基本台帳法が施行され、日本国籍を有しない者のうち、中期在留者（三月を超える在留資格により在留する者）や特別永住者等については、外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。【 p48 参照 】

したがって、法改正後は、外国人についても住民基本台帳法により住所を認定されることとなる。

※ 従前のいわゆる外国人等通知（賦課期日まで引き続いて一年以上国内に居住している外国人等については賦課期日現在の居住地に住所があるものとして取り扱う）は廃止された。【 p47 参照 】

③ 個人住民税が課税されないケース等

＜所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケース＞

個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の 1 月 1 日に住所のある者に対して課税されるため、以下のようなケースにおいては、所得税が課税されたとしても、個人住民税は課税されない

○ 前年中に所得を得ていた者が、年の途中に出国し、翌年の 1 月 1 日の住所を有しない場合

所得税は、年の中途に出国した者に対しては、出国するまでの期間（居住者期間）の全世界所得と、出国後の期間（非居住者期間）の国内源泉所得に対して課税されることになるが、個人住民税は、所得を得ていてもその翌年の 1 月 1 日に国内に住所がない場合は課税がされないこととなる。【 p49 参照 】

○ 国内勤務に起因する退職手当を国外で支給された者が、翌年の 1 月 1 日に住所を有しない場合

所得税は、退職手当のうち居住者期間に行った勤務等に起因するものについては国内源泉所得となり、国外で支給された場合であっても当該部分については課税される。個人住民税は、国外で退職した者が翌年の 1 月 1 日に国内に住所を有しない場合には課税されない（翌年 1 月 1 日に国内に住所を有する場合には、退職手当のうち居住者期間に行った勤務等に起因するものについては退職所得金額として所得割（総合課税）の対象として課税される。）【 p50 参照 】

＜賦課期日後に出国し個人住民税が徴収できないケース＞

一方、賦課期日（1 月 1 日）後に出国した場合、この場合、国籍にかかわ

らず賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。

賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定め、課税団体の長の承認を受けなければならぬとされている（地方税法第300条第1項）。出国後は当該納税管理人に納付を委任することとなる。

ただし徴収の確保に支障がないと課税団体の長の認定を受けた場合（出国前に全額納付する場合や、特別徴収が継続される場合など）には、納税管理人を定めることを要しないこととされている（地方税法第300条第2項）。

本来は納税管理人を定めて承認を受けなければならないが、それをせずに出国してしまい、納税通知書を送達できずに徴収できなくなるという問題が生じている。【p50 参照】

④ 国外納税義務者への対応のあり方について

＜現行制度下における取組みについて＞

外国人が賦課期日後に出国した場合など、個人住民税の納税義務がありながら徴収が困難となった場合には、固定資産税における国外納税義務者への対応のあり方と同様、納税管理人制度の活用や、国外に納税通知書を送付する等の取組みが必要である。

固定資産税の場合は、市町村内に確実に差押え可能な財産があるが、個人住民税の場合は固定資産税のケースとは異なるため、滞納が発生しても滞納処分を行うという対応は困難であることが想定される。

＜今後の制度改正の検討＞

一方で、③で見たような、所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケースについては、個人住民税を課税・徴収しようとした場合には、何らかの制度改正を行うことが必要である。

検討会においては、前年中に所得を得ていた者が賦課期日（翌年の1月1日）前に国外へ転出するケースについては、所得が発生しているにもかかわらず現行制度ではいずれの市町村においても課税されないことから、例えば、出国時に出国時における住所地において課税・納付するなど、制度の仕組み方によって課税することはできないかという議論があった。

これに対しては、実務面でどのような対応ができるのか、国内の市町村間で異動する場合との整理をどのように考えるのかといった指摘もあった。

今後、更なるグローバル化の進展に伴い、国内で所得を得て賦課期日前に出国ケースもますます増えていくことが想定されることから、このようなケースにおける課税の在り方について、研究していくことが望ましい。

2 国外納税義務者に対する賦課徴収についての取組み状況の実態

本研究会においては、地方団体における国外納税義務者に対する賦課徴収についての取組み状況の実態について、東京都、横浜市、ニセコ町から報告が行われた。詳細については資料2-1から2-3までのとおりであるが、その概略は以下のとおりである。

(1) 東京都の取組み状況 【参考資料2 p53-60 参照】

<概要>

- ・ 徴収現場に聞いてみたところ、1つは、少なからず支障が生じているということ、2つ目は、現場なりにいろいろ創意工夫して、試行錯誤して対応しているということ、3つ目として、外国人が土地を所有しそれが滞納になっているというような事例が現場感覚として増えているということがわかった。
- ・ 外国人の不動産取得が多いと思われる6区（千代田、中央、港、新宿、江東、渋谷）について固定資産税・都市計画税の納税状況を調査したところ、全体で約50万件、税額1,457億円あるうち、外国籍と思われる者の課税件数は約7,000件（1.4%）、税額では約9億円（0.6%）とウエイトとしては非常に小さいが、未納になった割合は外国籍以外の者（件数2.1%、税額0.6%）に比べ、外国籍と思われる者の割合が高くなっている（件数4.1%、税額1.8%）。

<国外居住外国人（法人）に対する課税・徴収上の問題>

- ・ 国外居住外国人に対する課税徴収上、特に賦課税目である固定資産税及び都市計画税について、納税通知書や督促状の送付に困る場合がある。課税段階であれば、納税管理人を指定するのが原則であるがなかなか指定されていないのが現状。納税管理人の指定が行われていない場合や督促等を行う場合には、居所が分かれば文書で通知・督促を行い、分からなければ公示送達をしている。
- ・ 居所の調査は、住民票を照会する、外国人登録原票の写し等の申請を

するなどして、それを手がかりに探っていく、不動産登記にかかわった司法書士や不動産管理会社に照会するなどしている。それでもなかなか住所が分からず公示送達をするケースが多く、現場は苦労している。

- ・ 徴収部門では、国外居住外国人に対する滞納処分（換価など）について法的効果を発生する書類の国外送達は、相手国の主権侵害にならないかという理由等から、躊躇している現状もみられた。
- ・ 登記簿上の納税義務者や滞納者が死亡した場合、調査をして相続人に賦課替えを行うべきところであるが、相続人の確定が難しく、現場は苦労している。

<都における取組み>

- ・ 各都税事務所でも独自に創意工夫しながら取り組んでいる。主には以下のとおり。
 - 司法書士会に、不動産登記を行う外国人等に対する納税管理人の申告・申請の周知を依頼
 - 都HPにおいて、ダウンロード用に外国語も併記した納税管理人の申告様式を提供
 - 英語、中国語、ハングルで都税の案内パンフレットを作成し配布
 - 納税通知書も外国語を併記するとともに、税に関する重要な書類ということが分かるようにする。
 - 今後の取組みとして、外国語を併記した納税管理人制度の案内チラシを作成し、都HPに掲載する予定
- ・ 現場からは、国外居住外国人の不動産登記時に納税管理人申告書の提出を義務化してもらいたいという要望も出ている。

(2) 横浜市の取組み状況 【参考資料2 p61-70 参照】

- ・ 現時点では国外居住者・外国人について詳細は把握していないが、今後増加が予想される国外居住者や納税管理人の設定に向けて対応をマニュアル化していく必要があると考えている。
- ・ 国外納税義務者の経緯を分析すると、次の4つに分類される。
 - ① 国外居住者が投機的目的で国内不動産を購入し、所有
 - ② 海外赴任等の理由により世帯全員が一時的に国外に転居
 - ③ 不動産を処分しないまま世帯全員が国外に移住

- ④ 国内居住外国人が不動産を処分しないまま出国、死亡または行方不明
- ・ 横浜市では①が最も多いケースで年々増加しているが、調査によって送達先の確定が比較的容易。所有権移転、登記済通知書が登記所から来た時点で調査を開始し、納税管理人の設定や口座振替の勧奨を行っている。今後、時間が経過することによって、所有者が死亡したり、国外居住者や外国人間で所有権が移転するような場合になると問題の発生が予想される。
 - ・ ②については、海外赴任期間は数年程度で納税者から送達先の連絡を受けることが多い。③のケースも絶対数が少なく、あらかじめ送達先の連絡先を受けることが多い。
 - ・ ④が最も送達先の確定が難しいケース。相続人の捜索が事実上難しく、公示送達に至ることが多くなっている。納税義務者数の総数に占める外国人の割合は若干だが、増加傾向にあり、将来的に死亡による送達先の把握が困難なケースが増えるのではという懸念を持っているところ。
 - ・ 紳税義務者が外国人か否かというのは、固定資産税については、登記上外国人か日本人かの区別はないため、完全に確定するのは難しく、名前から推定している。

(3) ニセコ町の取組み状況 【参考資料2 p71-82 参照】

<概要>

- ・ ニセコ町の住民基本台帳人口は、平成25年5月末現在、4,792人。うち、93人（1.94%）が外国人。
- ・ 冬の観光定着から夏の観光開拓へと向かったことが要因となり、ニセコ地域が通年で外国人が来訪する地域となった。外国人観光客の増加に伴い、更なる外国人の定住となってきた状況。俱知安町も同様の状況。
- ・ 滞在型リゾート地の開発により、特にスキー場に近い地域で、外国人による別荘地やコンドミニアムの購入が増加したため、固定資産税等の納税義務が発生。
- ・ 紳税通知先の把握が困難。再入国予定として出国した場合は、予定期間の経過まで入局管理局が通知しないため、住所登録地や出国通知がなかなか届かず、海外転出したかどうかの確認が困難である。
- ・ 住基法の改正により、外国人も住民登録となつたため、一時帰国しても継続して日本国内にいたとみなされる。個人住民税の賦課期日である1月1日をまたいて一時帰国している者が、課税対象ではないと異議を

唱えるケースも多い。

- ・ インターネットを通じて外国人の中で、課税にならないケースの紹介など、制度の裏をつく方法が急速に広がっている模様。

<固定資産税における取組み>

- ・ 通知文書とともに、固定資産税制度について、また、納税管理人を選定して欲しい旨の英訳した説明文書及び届出書を送付している。
- ・ 道の税務課等関係機関との連携のほか、地元の不動産会社や司法書士事務所に対して、外国人に仲介する場合は、納税管理人を選定してほしい旨の説明をするよう依頼している。
- ・ 納税管理人を定めていない場合の督促や催告が困難。固定資産税は徵収困難な場合、差押がとれるが、その前段として督促や催告は必須事項。英文での税制度の説明の内容に、督促や催告の説明も加えるなど準備が求められているところ。

<個人住民税における取組み>

- ・ 収入の発生期間と課税時期がずれることが問題。賦課期日である1月1日における住所の有無を判断するため、帰国が一時的なものなのか再入国はあるのかなどの確認作業が重要となっている。
- ・ 賦課期日以降に出国した場合、納税通知書の発送作業で、転出先の国の文字での表記を確認しなければならず苦労している。

<その他の取組み>

- ・ 紳税管理人を定めていない者から直接納税する方法を提示できるよう、海外送金方法の理解が役所側に必要と考えている。
- ・ 増加する外国人定住者対策として、中国語・英語版の「暮らしのガイドブック」を作成し配布。生活全般の案内のほか税に関するお知らせも掲載。

Ⅱ グローバル化社会における地方税負担のあり方

II グローバル化社会における地方税負担のあり方

1 海外調査報告

- ・ 最近の税制改正においては、車体課税、固定資産税の償却資産に対する課税、地方法人課税等をはじめとして、地方税負担のあり方についての議論が行われているところであり、これらについては各制度との比較が大きな論点となっている。
- ・ このため、下記の概要のとおり、ドイツ・デンマーク・イギリスの3カ国において、車体課税、固定資産税、地方法人課税のあり方について、調査を行った。

●調査日程	平成25年8月31日～9月8日
●対応者	伊集 守直（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授） 松島 研（総務省自治税務局都道府県税課課長補佐）
●調査先	ドイツ ○独連邦財務省（Hofmann 第IV課長 他） ○N R W州財務省（Neumann 第V局長 他） ○ケルン大学租税法研究所（Hey 所長 他） デンマーク ○デンマーク税務省（Claus チーフアドバイザー 他） ○コペンハーゲン大学（Henrik 法学部長 他） イギリス ○英国財務省（Jamil 主税局自動車税担当 他） ○運転者・車両免許庁（Jason 自動車税担当 他） ○資産評価庁（Bond 局次長 他） ○オープン大学（Potter 教授）

（1）ドイツ、デンマーク、イギリスにおける車体課税の現状について

① 調査目的

- ・ 消費税10%への引き上げに際し、自動車税における環境性能等に応じた新たな課税のあり方の検討を行うため、既に環境性能等に応じた課税を実施している諸外国の先進事例を調査

② 調査先の選定理由

<ドイツ>

- 2009年7月1日以後の登録車（乗用車）に係る自動車税について、CO₂排出量及び排気量に応じて課税

<デンマーク>

- 1997年7月1日以後の登録車（乗用車）及び2009年3月16日以後の登録車（小型商用車）について、燃費に応じた課税を導入
- 2007年以後の登録車に係る自動車登録税について、燃費に応じて課税（Bonus-Malus制度）

<イギリス>

- 2001年3月1日以後の登録車（乗用車及び軽量のバン）に係る自動車税について、燃料の種別毎にCO₂排出量に応じて課税
- 2010年4月1日以後の登録車に係る自動車税について、First year rate（CO₂排出量が少ない車は軽課、多い車は重課）を導入

③ 調査結果の概要 【参考資料3 p85-100 参照】

- 各国とも、自動車関係諸税については、車体課税のみ、あるいは燃料課税のみで議論すること無く、車体課税と燃料課税を併せた全体パッケージでの議論が基本。車体課税に関しても、取得時から走行時に到る一連を全体として俯瞰し、税制上総合的に考慮している。
- 各国とも、自動車税については財産税的な性格を有する一般財源として整理している。地球温暖化対策等、環境政策的側面の要素を加味しつつも、税であることから、税収の確保が一義的に重要である。
- 各国とも、低燃費車の普及促進やCO₂排出削減など、主として環境対策の観点から、車体課税にCO₂排出量ないし燃費に応じた課税を導入している。また、ユーザーのみならず、自動車業界に対する動機付けも考慮に入れている。
- 各国とも、課税標準にCO₂排出量ないし燃費を導入した後に、乗用車の低燃費化がみられ、特に、初年度におけるCO₂排出量ないし燃費に応じた課税の寄与が大きい。例えば、デンマークでは、取得時の課税標準の特例に燃費を導入後、EU平均を大幅に上回る勢いでデンマーク国内の新車新規登録車のCO₂排出量低下（低燃費化）が進行している。
- これは、ユーザーの消費行動が、イニシャルコストによって影響を受けやすいことを意味しており、保有税による効果もさることながら、取

得時（初年度）で格差をつけることこそが、税収確保及び環境政策上効果的であることを示している。

- ・ 各国とも、CO₂課税導入後の税収確保策については、CO₂排出量削減の技術向上に伴う税率の改訂を基本的な対応策として挙げている。ただし、政治的に困難な場合があるため、税務当局は対応に苦慮している模様。

（2）ドイツ、イギリスにおける償却資産課税の現状について

① 調査目的

- ・ 日本においては、昨今の経済情勢を受け、経済界から固定資産税のうち償却資産に対する課税について、見直し（新たに取得された償却資産に対する課税の廃止、耐用年数の短い償却資産への課税の廃止等）を求める声が高まっているところ。
- ・ 見直しが必要な理由として、償却資産に対する課税は、国際的にもあまり例がないことが挙げられているが、税制度の国際比較については、表面的又は部分的な比較ではなく、制度全般での実体的な比較が必要であるため、他国での議論や対応について調査

② 調査先の選定理由

<ドイツ>

- ・ 市町村税である不動産税のうち、不動産税Aにおいては、農業、林業用の不動産（機械設備を含む。）が課税客体となっている。
- ・ 市町村税である営業税のうち、営業資本（機械設備や在庫品等の営業資産に一定の加算減算）に対する課税については、代替財源を確保した上で、1998年に廃止されている。

<イギリス>

- ・ ビジネス・レイトについては、事業用不動産（土地・建物と一体となった設備を含む。）が課税客体となっている。
- ・ また、ビジネス・レイトについては、従前は地方団体が徴収したもの全額政府がプールして地方団体に再分配する仕組みであったが、2013年4月より、地方団体が経済成長を進めることへのインセンティブを与えるため、地方団体が税収の50%を保持できることとする仕組が導入されたところ。

③ 調査結果の概要 【参考資料3 p101-104 参照】

<ドイツ>

- 市町村税である不動産税のうち、農業、林業用の不動産（機械設備を含む。）が課税客体となっている不動産税Aについては、機械設備が課税客体となっているが、その点特に議論になっているわけではない。
- 市町村税である営業税のうち、営業資本（機械設備や在庫品等の営業資産に一定の加算減算）に対する課税については、1998年に廃止された。これは、1990年に旧東独地域に限定して営業資本に対する課税を停止したところ、旧東独地域のみで廃止されたという不均衡に対する批判もあり、ドイツ全土における営業資本に対する課税が廃止されたもの。

市町村から税収確保のため反対の声が挙がったが、営業税に占める営業資本に対する課税の割合は10%に満たないとの実情もあり、連邦・州・市町村での協議の結果、代替財源として売上税の税収の一部(2.2%)を市町村に配分することにより合意に至った。

- 州税であった財産税については、1995年、連邦憲法裁判所において違憲判決（不動産の評価には非常に古い統一価格が用いられて過小評価のなっており、不動産と他の資産の評価の格差が不公平であると指摘された）が出たことを受け、1997年からは課税停止状態が続いており、税目としては残っているが、実際に税の徴収は行われていない。

社民党や緑の党からは財産税の復活を希望する主張がなされているが、現在の連邦政府は反対している。

<イギリス>

- ビジネス・レイトは、土地・建物と一体となった設備を含めた事業用不動産が課税客体となっているが、償却資産の評価に関する議論、あるいは廃止等に関する議論は行われていない。
- 最近の議論としては、2013年4月、地方団体が経済成長を進めることへのインセンティブを与える仕組みとして、地方団体が税収の50%を保持できることになった。（従来は、地方団体が徴収したビジネス・レイト全額を政府がプールし、地方団体に再分配する仕組み。）

新制度に移行したことで、各団体の収入が改革前より減少することを回避するため、新制度以降も、全ての自治体が地域ニーズに対応できる最低限の財源を確保できる仕組みを導入している。

(3) ドイツにおける法人課税の現状について

① 調査目的

- ・ 昨今G 8等において法人課税の引下げ競争に対する懸念が示されているところであるが、日本では経済界から法人課税の引下げを求める根強い意見があるため、他国における法人課税の引下げに係る対応を調査
- ・ 赤字法人にも応分の負担を求める課税の公平性や、税収の安定化の観点から、付加価値額や資本金の額を課税標準とする外形標準課税を拡大することが課題となっているが、国内ではこのような課税の方法が国際的には廃止の方向にあるとの指摘も見受けられるため、他国における法人の付加価値等を課税標準とする課税の実態を調査

② 調査先の選定理由

<ドイツ>

- ・ ドイツの法人に対する課税は、連邦税の法人税（連帯付加税を併せて15.825%）と市町村税の営業税（全ドイツ平均で13.72%）があり、地方税のウエイトが比較的高く、日本と類似していると言える。
- ・ こうした中、2008年の法人税改革により、法人実効税率を約39%から約30%に引き下げるとともに、課税ベースの拡大等により減収額の約6分の5を補てんすることとされた。
- ・ また、市町村税の営業税においては、課税標準に一部外形的な要素（例：支払利子の課税ベースへの算入）を取り入れている。

③ 調査結果の概要 【参考資料3 p105-108 参照】

- ・ 2008年の法人税の税率引下げの背景としては、当時は法人税と営業税による企業の負担が税率ベースで40%を超えており、国際的に見ても高すぎて競争力が取れないという議論があったため、これを30%以下に抑えるという大きな目標が掲げられ、課税ベースの拡大等により財源を確保した上で、税率が引き下げられた。
- ・ これにより、企業の租税負担は、EU加盟国で見てもそれほど高くなく、フランス、イタリア、スペインと比べても低い水準となった。決して安いというわけではないが、ドイツの競争力が保たれていけるとの認識を持っている。
- ・ 営業税は、応益原則の観点から、一部外形的な要素（例：支払利子の課税ベースへの算入）が入っているため、赤字企業にも税負担を求める

ものとなっている。この点についての違憲性が争われていたが。 2008 年に連邦憲法裁判所が営業税に関しては応益原則で構わないとの合憲判断が出された。

- ・ 現在、営業税の見直しを求める声はほとんどない。ただ、数年間のスパンで、営業税の廃止論が必ず沸き上がってくる。これは、豊かな市町村と貧しい市町村の間で税率格差があるため、営業税を廃止して安定的な税をつくってはどうかという政治的な動きが出てくるが、実を結んだことはない。

税率豊かな都市部の市町村にとって、独自に税率を設定できる都合の良い税である営業税を廃止するといった提案は絶対受け入れない。一方貧しい市町村では、安定的な税を代わりにもらっても、それで必要額が確保できる見通しもないため、むしろ直接的な財政援助を求める。結局、市町村としての意見は集約できず、見直しは提案されても幾度となく頓挫した。

- ・ 営業税については、特に地方部の自治体が税率引上げを行っている。これは、近年の産業構造の変化により、産業拠点が都市部あるいは工業ベルト地帯に移転が進んだ結果として、企業を失った自治体は、営業税収が減ってしまうため、それを少しでも回避するため引き上げを行っているもの。

2 地方税に係る国際課税の見直しについて 【参考資料4 p111-112 参照】

＜国税の税制改正の状況＞

平成26年度税制改正では、非居住者及び外国法人に対する国税の課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改定後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直すこととされた。

具体的には、外国法人が我が国に有する恒久的施設（Permanent Establishment）（以下PEという。）に帰せられる所得（以下「PE帰属」という。）を、従来の国内事業所得に代えて国内源泉所得の一つとして位置づけることとした。

PE帰属所得は、外国法人のPEが本店等から分離独立した企業であると擬制した場合に当該PEに帰せられるべき所得とし、PE帰属所得の算定においては、外国法人のPEと本店等との間の内部取引を認識する。

PEが本店所在地以外の第三国で得た所得について、日本と第三国の双方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するため新た

にP Eのための外国税額控除制度を創設する。

内国法人が国外に有するP Eに帰せられる所得(以下「国外P E帰属所得」という。)を国外源泉所得の一つとして定義し、内国法人の外国税額控除に関する国外P E帰属所得を算定する際には、P E帰属所得の算定に準じて内部取引等を勘案する。

非居住者(個人)課税については、原則として、帰属主義に変更する外国法人に準じた取扱いとすることとされた。

<地方税における対応>

これを踏まえ、地方税においても、個人住民税、法人住民税及び事業税について、原則として国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとされた。

法人住民税均等割の税率の判定及び事業税資本割の算定に係る「資本金等の額」並びに事業税における外形標準課税対象法人の判定に係る「資本金の額又は出資金の額」については、P E帰属資本を用いず、現行どおりの取扱いとすることとされた。

また、国外で事業を行う内国法人に係る事業税付加価値割、資本割、所得割及び収入割の算定については、国内事業に帰属するものを課税対象とする現行どおりの取扱いとすることとされた。

< 參 考 資 料 >

資料 1－1 地方税の徴収の現状と課題

地方税の課税・徴収方法の特徴

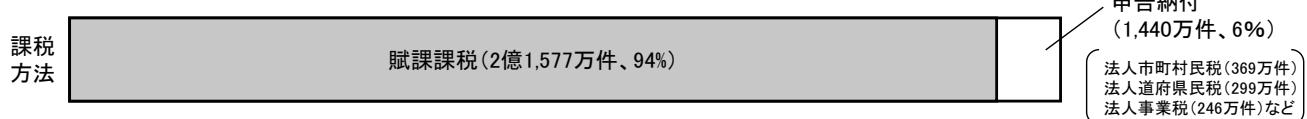
1) 賦課課税

地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税によって課税。

➡ 課税対象の把握や評価などに手間がかかる。

* 賦課課税…課税側(市区町村、都道府県)が、課税対象について調査(固定資産税の評価などを含む)し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの。

* 申告納付…納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの。



2) 普通徴収

賦課課税の税目のほとんどが、普通徴収によって徴収されており、1件当たりの税額も比較的少額。

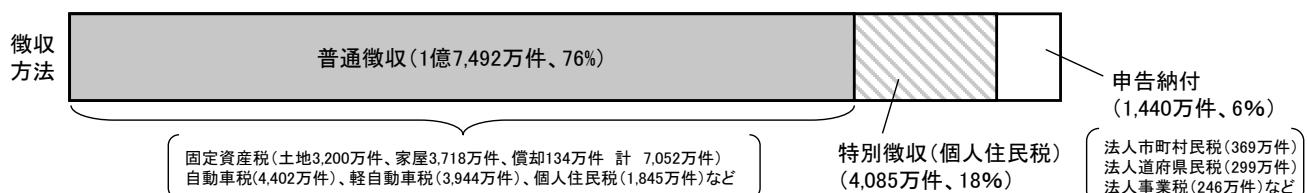
(参考) 普通徴収に係る税収は15.5兆円(1件あたり平均税額8.9万円)、特別徴収に係る税収は8.0兆円(同19.6万円)。

➡ 納税者が納税通知書を金融機関や課税庁の窓口に持参する等によって納付する必要があり、

滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

* 普通徴収…課税側(市区町村、都道府県)が納税者に納税通知書を交付、納税者が窓口等に通知書と税額を持参して、税を納付させるもの。

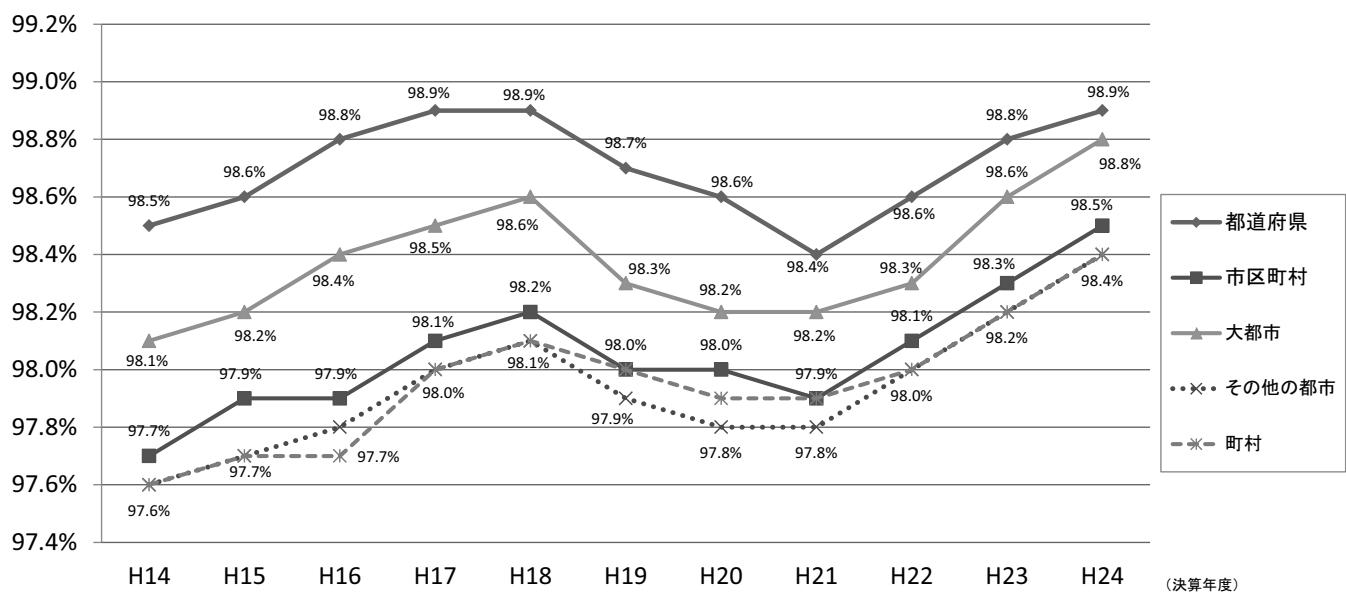
* 特別徴収…税の徴収について便宜を有する者(給与支払者等)を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの。



(注) 1. いずれも平成23年度課税状況調などのデータを踏まえて推計している(地方消費税、法定外税については、含まない)。
2. 固定資産税は、免税率以上の納税義務者数を課税件数とした。
3. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

地方税の徴収率の推移(平成14~24年度)

- 都道府県も市区町村もリーマンショック(H20.9)を受けて、平成21年度の徴収率は低くなっている。
- 大都市、その他の都市、町村の比較では、大都市が常に徴収率が高い。
- 他の都市と町村の徴収率は、ほぼ同じ率で推移している。



※「大都市」とは、東京都特別区(1市として計上)、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市であり、「その他の都市」とは大都市を除く市

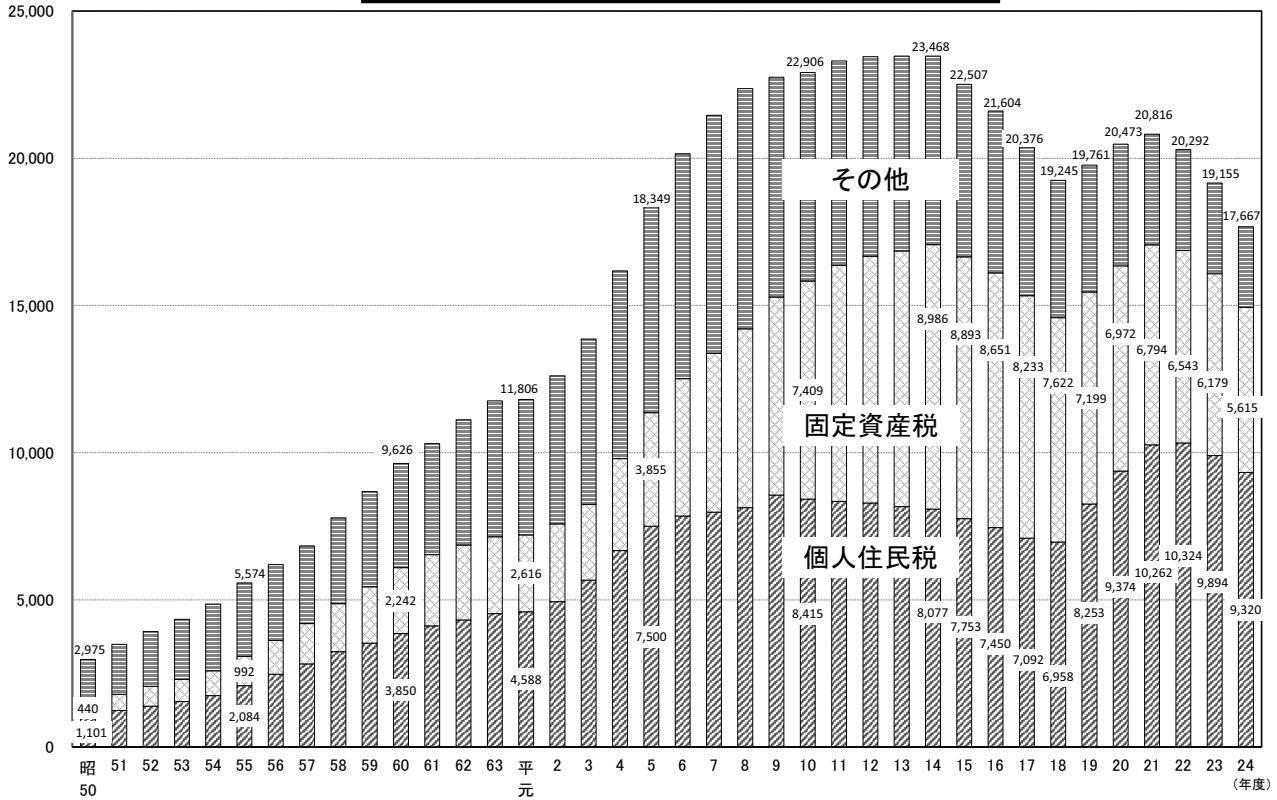
※徴収率は地方消費税を控除して算出

※東京都は、都が特別区において都税として徴収している市町村税相当分を含んでいる。

※各年度の決算統計によるものである。

(億円)

地方税の滞納残高(累積)の推移



(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

地方税の徴収率と財政力指数（平成23年度・市区町村）

- 財政力指数別に市区町村を分類して徴収率を見てみると、財政力指数が0.500以上の団体は総じて徴収率が高く、0.500未満の団体は0.500以上の団体より低い水準でほぼ同率となっている。
- 0.500未満の団体については、平成23年度は「その他の都市」と「町村」のシェアは異なっても、徴収率の平均がほぼ同率である。これは、P3でみたように「その他の都市」と「町村」の徴収率が同率であるためと推察される。

財政力指数※1	徴収率※2 (H23年度決算・加重平均)	所属団体数			
			大都市	その他の都市	町村
1.000以上	98.7%	110	2 (1.8%)	67 (60.9%)	41 (37.3%)
0.500～1.000未満	98.3%	662	18 (2.7%)	434 (65.6%)	210 (31.7%)
0.400～0.500未満	97.8%	209	0 (0%)	123 (58.9%)	86 (41.1%)
0.300～0.400未満	97.9%	226	0 (0%)	93 (41.2%)	133 (58.8%)
0.300未満	97.9%	513	0 (0%)	51 (9.9%)	462 (90.1%)

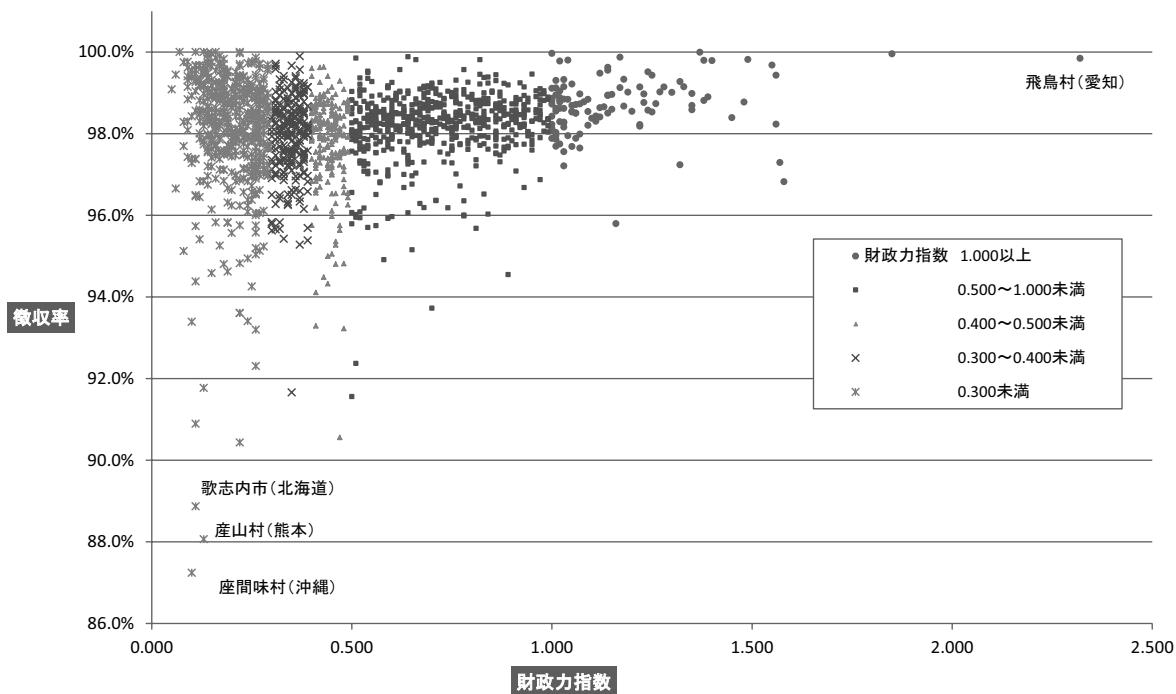
※1 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

※2 超過課税及び法定外税を含み、地方消費税を除いている

※3 「大都市」とは、東京都特別区(1市として計上)、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市であり、「その他の都市」とは大都市を除く市

地方税の徴収率と財政力指数（平成23年度・市区町村）

○ 財政力指数別に全ての市区町村をプロットしてみると、財政力指数の低い団体ほど徴収率にバラつきがあり、財政力指数が高くなるほどバラつきは小さくなる。



※1 財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

※2 超過課税及び法定外税を含み、地方消費税を除いている

地方税の徴収率上位団体・下位団体について（平成24年度）

●上位団体の状況（平成24年度徴収率が99.9%以上の団体のうち、過去10年間においても高徴収率を維持している団体）

市町村名	所在県	過去10年間平均徴収率(現年)	H24年度徴収率(現年)	H24年度市町村民税			H24年度固定資産税	人口(高齢者人口)
					個人	法人		
檜枝岐村(ひえまたむら)	福島	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	607 (204)
知夫村(ちぶむら)	島根	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	602 (277)
諸塙村(もろつかそん)	宮崎	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,963 (718)
泊村(とまりむら)	北海道	100.0%	100.0%	99.1%	98.4%	100.0%	100.0%	1,883 (619)
西米良村(にしめらそん)	宮崎	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,250 (526)
南相木村(みなみあいきむら)	長野	99.9%	100.0%	99.6%	99.5%	100.0%	100.0%	1,108 (423)
上野村(うえのむら)	群馬	99.9%	100.0%	99.7%	99.7%	100.0%	100.0%	1,377 (571)
大鹿村(おおしかむら)	長野	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,149 (565)
根羽村(ねばむら)	長野	100.0%	99.9%	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	1,090 (479)

●下位団体の状況（平成24年度徴収率がワースト20の団体のうち、過去10年間においてもワースト常連である団体）

市町村名	所在県	過去10年間平均徴収率(現年)	H24年度徴収率(現年)	H24年度市町村民税			H24年度固定資産税	人口(高齢者人口)
					個人	法人		
片品村	群馬	92.1%	92.8%	98.0%	98.0%	98.1%	89.2%	5,114 (1,464)
白馬村	長野	90.4%	91.7%	94.7%	96.6%	87.1%	90.2%	8,978 (2,222)
野沢温泉村	長野	91.8%	94.7%	98.0%	98.5%	95.4%	92.6%	3,908 (1,226)
座間味村	沖縄	91.4%	89.9%	98.7%	98.6%	99.9%	81.9%	898 (208)

※徴収率は地方消費税を控除して算出

※固定資産税の徴収率は、交付金を控除して算出

徴収率上位団体と下位団体の特徴（推察）

上位団体

- 人口規模の小さい団体は比較的徴収率が高い
→ 住民の顔が見えやすいためか
- 高齢者が多い
→ 他の年齢層より比較的納税意識が高いのではないか
- 電力会社が持つ発電所が立地している
→ 納付が安定しており、固定資産税のウエイトも高いため、全体的に徴収率が高く安定する

下位団体

- 固定資産税の未払い状態が続いていることの影響が大きい
→ スキー客の激減によるスキー場の倒産、リゾート開発の失敗



● 徴収率が相当に高位の団体は、徴収対策に加え、主に市区町村の規模、地域性によるところが大きいと考えられる。

地方税の徴収実務の実態について

実務上の課題

■ 税務組織

- ・ 全体の職員数が減らされており、徴税職員も減少している。
⇒ 職員1人あたりの件数が非常に多くなっており、処理がなかなか追いついていない。

■ 収納環境

- ・ コンビニ収納利用が増えており、対象を拡げることを検討しているが、取扱額上限が30万円のため難しいか。

■ 催告

- ・ 固定電話を持たない人が増え、電話番号の把握が困難な場合が多くなり、催告が難しくなってきてている。

■ 差押

- ・ 給与の差押禁止額について、生計同一の配偶者・親族数に応じて加算されることになっているため、共稼ぎの家族などで世帯収入があるような場合でも押さえることができない。
- ・ タイヤロックをしても、複数台所有しているためすぐには困らない人が多い。
また、価値がほとんどないような車が多く、納付がなかった場合に県で処分するのに困る。
- ・ 差押は、本人の所得、生活費、納付状況等を考慮し内容を吟味するなど、よりきめ細やかな対応が必要。
また、宝塚市の放火事件以来、従来以上の危機管理対策の必要性も強く感じている。
- ・ 自動車の差押えについては、保管場所がないため積極的な引上げが困難。
- ・ ネット銀行に口座を開設している場合、財産を追跡できない可能性もある。

■ 換価

- ・ インターネット公売において、財産価格に応じた落札手数料がかかる場合、見積価格が高額となる不動産等については出品が困難。落札手数料の歳出予算枠も限られている。

滞納繰越額の発生を防ぐための取組み

各団体では、新たな滞納繰越額の発生を防ぐ取組みとして、現年度分の収納対策に力を入れている。

滞納者への早期接触

- ・大口案件については、課税段階で課税担当者と情報共有し、納付通知書前の課税予告を行うなど早期の納税交渉に着手している。
- ・督促及び現年滞納に専従した係を設置し、催告・財産調査を早期に行っている。
- ・口座振替不能者については、不能データにより督促状発布とほぼ同時期に電話催告を開始

催告の集中実施

- ・現年自動車税納税コールセンターの実施(8~9月末)
- ・現年催告書の発送頻度を高くるほか(例:毎月、年8回など)、休日納付相談を年1回、夜間納付相談を年5回開催
- ・滞納発生後、民間委託による催告を3~5回程度集中的に行うことにより、滞納件数を圧縮し、職員は財産調査からの差押えの事務に集中する。

その他

- ・分割納付については、回数制限を設け、年度を超える約束はしない。
- ・定期的に滞納分析会議を開催し、滞納処分の方針を示すとともに、進捗状況の管理を行っている。
- ・納税お知らせセンター(民間委託)を設置し、滞納者へ納付の呼びかけを行うとともに、口座振替の加入勧奨を実施
- ・自動車納税期内納付広報の強化
- ・市町村と共同で個人住民税における特別徴収の推進を行っている。

地方税の共同処理の状況

共同処理組織は主に滞納整理を行うために構成され、一部事務組合20、広域連合5、地方税の事務等を共同で取り組んでいる任意組織等23となっている。都道府県別に設置状況を見てみると、地方税の事務等を共同で取り組んでいる団体がある道府県は31道府県となっている。

○ 一部事務組合

	団体数	備考
一部市町村が加入	15団体	北海道(5)、青森、宮城、三重、滋賀、和歌山、岡山、徳島、香川(3)、高知(3)
全市町村が加入	5団体	茨城、三重、和歌山、徳島、愛媛

○ 広域連合

	団体数	備考
一部市町村が加入	2団体	北海道、鳥取
県と一部市町村が加入	1団体	京都
県と全市町村が加入	2団体	長野、静岡

○ その他地方税の事務等を共同で取り組む任意組織等

	団体数	備考
県と一部市町村が加入	9団体	北海道(2)、宮城、福島、新潟、石川(2)、愛知、佐賀
県と全市町村が加入	14団体	岩手、秋田、栃木、千葉、神奈川、福井、山梨、滋賀、大阪、鳥取、岡山、広島、香川、長崎

※ 組织化はされていないが、各地方団体の職員間で「併任」をかけ、共同で取り組んでいるケースもある(福岡県と一部の市町村間)。

地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合一覧

道府県名	地方税業務の開始日	一部事務組合等の名称	一組・広域の別	団体数	全県・地域の別	都道府県加入の有無	備考	滞納整理以外の共同処理事務
北海道	H16. 4. 1	渡島・檜山地方税滞納整理機構	一部事務組合	17	地域	—		
北海道	H19. 4.24	後志広域連合	広域連合	16	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	日高管内地方税滞納整理機構	一部事務組合	7	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構	一部事務組合	19	地域	—		
北海道	H19. 4. 1	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	一部事務組合	11	地域	—		
北海道	H21. 4. 1	上川広域滞納整理機構	一部事務組合	9	地域	—		
青森県	H19. 4. 1	青森県市町村総合事務組合	一部事務組合	36	地域	—		
宮城県	H17. 4. 1	仙南地域広域行政事務組合	一部事務組合	9	地域	—		
茨城県	H13. 4. 1	茨城租税債権管理機構	一部事務組合	44	全県	—		
長野県	H22.12.27	長野県地方税滞納整理機構	広域連合	78	全県	○		
静岡県	H20. 4. 1	静岡地方税滞納整理機構	広域連合	36	全県	○		
三重県	H16. 4. 1	三重地方税管理回収機構	一部事務組合	29	全県	—		
滋賀県	S36. 4. 1	甲賀広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
京都府	H22. 1. 1	京都地方税機構	広域連合	26	地域	○	京都市を除く全市町村	法人住民税、法人事業税申告書の受付等
和歌山県	H18. 4. 1	和歌山地方税回収機構	一部事務組合	30	全県	—		
鳥取県	H10. 4. 1	鳥取中部ふるさと広域連合	広域連合	5	地域	—		固定資産評価に係る不服審査等
岡山県	S33. 4. 1	岡山県市町村税整理組合	一部事務組合	23	地域	—		
徳島県	H18. 4. 1	徳島滞納整理機構	一部事務組合	24	全県	—		
香川県	S46. 4. 1	大川広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
香川県	S46. 4. 1	三観広域行政組合	一部事務組合	2	地域	—		
香川県	S47. 4. 1	中讃広域行政事務組合	一部事務組合	5	地域	—		
愛媛県	H18. 4. 1	愛媛地方税滞納整理機構	一部事務組合	20	全県	—		
高知県	H16. 4. 1	高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	7	地域	—		
高知県	H20. 4. 1	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一部事務組合	6	地域	—		
高知県	H24. 4. 1	南国・香南・香美租税債権管理機構	一部事務組合	3	地域	—		

(注記) 域内の全市町村が加入している組織及び都道府県が加入している組織を網掛けとしている。

(出所) 総務省自治税務局企画課『地方税の収納・徵収対策等に係る調査』による。

地方税の事務等を共同で取組む任意組織等一覧

道府県名	地方税業務の開始日	一部事務組合等の名称	団体数	全県・地域の別	都道府県加入の有無	備考	滞納整理以外の共同処理事務
北海道	H21. 7. 1	東胆振地方税徵収対策本部	6	地域	○		
北海道	H24. 4. 1	西胆振三町地方税徵収対策本部	4	地域	○		
岩手県	H18.10. 1	岩手県地方税特別滞納整理機構	34	全県	○		
宮城県	H21. 4. 1	宮城県地方税滞納整理機構	25	地域	○		
秋田県	H22. 4. 1	秋田県地方税滞納整理機構	26	全県	○		
福島県	H22. 2.22	福島県会津地域地方税滞納整理機構	14	地域	○		
栃木県	H19. 4. 1	栃木県地方税滞納整理推進機構	27	全県	○		
千葉県	H19. 4.18	千葉県滞納整理推進機構	55	全県	○		
神奈川県	H8. 7.15	神奈川県地方税收対策推進協議会	34	全県	○		
新潟県	H21. 4. 1	新潟県地方税徵収機構	30	地域	○	加茂市を除く全市町村	
石川県	H24. 4. 1	石川県中央地区地方税滞納整理機構	4	地域	○		
石川県	H25. 4. 1	南加賀地区地方税滞納整理機構	5	地域	○		
福井県	H21. 4. 1	福井県地方税滞納整理機構	18	全県	○		
山梨県	H20. 4. 1	山梨県地方税滞納整理推進機構	28	全県	○		
愛知県	H23. 4. 1	愛知県地方税滞納整理機構	49	地域	○		
滋賀県	H20. 4. 1	滋賀地方税滞納整理機構	20	全県	○		
大阪府	H24. 10. 1	大阪府・大阪市合同滞納整理特別対策チーム	2	地域	○	大阪市	
鳥取県	H22. 4. 1	鳥取県地方税滞納整理機構	20	全県	○		
岡山県	H21. 4. 1	岡山県滞納整理推進機構	28	全県	○		
広島県	H18. 4.28	広島県地方税徵収対策推進協議会	24	全県	○		
香川県	H17. 8. 1	香川滞納整理推進機構	18	全県	○		
佐賀県	H21. 4. 1	佐賀県滞納整理推進機構	20	地域	○	佐賀市、鳥栖市、基山町を除く全市町	
長崎県	H21. 4. 1	長崎県地方税回収機構	22	全県	○		

(注記) 域内の全市町村が加入している組織及び都道府県が加入している組織を網掛けとしている。

(出所) 総務省自治税務局企画課『地方税の収納・徵収対策等に係る調査』及び『税』(2012年12月号)掲載された団体をもとに、各ホームページや団体への聞き取りによる。

地方税の事務を共同処理する一部事務組合、広域連合の状況

道府県名	一部事務組合等の名称	組織形態	団体数	対象税目	受託基準	受託件数(H24)	受託金額(百万円)(H24)
			全部	一部	ありなし		
北海道	渡島・檜山地方税滞納整理機構	一組	17	○	○	281	320
北海道	後志広域連合	広域	16	○	○	164	164
北海道	日高管内地方税滞納整理機構	一組	7	○	○	238	207
北海道	十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構	一組	19	○	○	441	350
北海道	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	一組	11	○	○	273	353
北海道	上川広域滞納整理機構	一組	9	○	○	243	165
青森県	青森県市町村総合事務組合	一組	36	○	○	4,997	2,681
宮城県	仙南地域広域行政事務組合	一組	9	○	○	346	289
茨城県	茨城租税債権管理機構	一組	44	○	○	1,557	3,266
長野県	長野県地方税滞納整理機構	広域	78	○	○	1,237	3,553
静岡県	静岡地方税滞納整理機構	広域	36	○	○	983	1,782
三重県	三重地方税管理回収機構	一組	29	○	○	609	1,427
滋賀県	甲賀広域行政組合	一組	2	○	○	559	279
京都府	京都地方税機関	広域	26	○	○	183,775	11,612
和歌山県	和歌山地方税回収機構	一組	30	○	○	868	951
鳥取県	鳥取中部ふるさと広域連合	広域	5	○	○	247	37
岡山県	岡山県市町村税整理組合	一組	23	○	○	—	—
徳島県	徳島滞納整理機構	一組	24	○	○	467	585
香川県	大川広域行政組合	一組	2	○	○	1,251	599
香川県	三観広域行政組合	一組	2	○	○	9,026	2,036
香川県	中讃広域行政事務組合	一組	5	○	○	646	787
愛媛県	愛媛地方税滞納整理機構	一組	20	○	○	660	681
高知県	高幡広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一組	7	○	○	400	212
高知県	幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構	一組	6	○	○	395	380
高知県	南国・香南・香美租税債権管理機構	一組	3	○	○	389	534
計			23	2	15	10	210,052
							33,250

＜一部税目を対象にしている例＞

- 市県民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税

＜受託基準についての例＞

- 督促状を発した案件すべてについて滞納整理を行っている。
- 長期・高額・悪質案件であって、原則1件当たりの負担金額以上の事案としているが、事案内容により柔軟な運用としている。
- 原則滞納額30万円以上を受託。

地方税の滞納整理を共同処理する団体の徴収率（滞納分）の推移

○滞納分の徴収率については、団体による徴収率のばらつきがあるものの、共同処理事務開始後は改善傾向が見られるところもある。

静岡地方税滞納整理機構 (H20. 1. 10から共同処理事務開始)						佐賀県滞納整理機構 (H21. 4. 1から共同処理事務開始)						京都地方税機関 (H22. 1. 1から共同処理事務開始)								
団体名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	団体名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	団体名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
静岡市	19.9	21.1	20.2	21.6	21.2	22.2	唐津市	12.2	16.7	15.1	16.1	14.8	17.5	福知山市	19.5	24.3	18.4	19.5	32.0	32.1
浜松市	19.0	19.3	16.0	18.2	18.4	21.8	多久市	22.2	19.9	18.2	19.6	25.2	28.7	舞鶴市	20.7	22.5	20.6	22.9	27.0	27.4
沼津市	15.3	16.1	19.7	24.3	23.8	23.6	伊万里市	12.9	16.7	17.3	15.6	18.3	17.9	綾部市	16.0	16.4	17.6	13.9	16.4	14.0
熱海市	8.6	11.6	10.5	14.6	13.0	16.7	武雄市	16.5	14.9	15.2	13.5	17.0	20.6	宇治市	14.9	14.3	19.0	22.3	25.6	29.4
三島市	11.3	11.1	14.9	19.3	22.6	24.5	鹿島市	12.2	15.8	9.4	12.8	13.2	13.0	宮津市	15.3	10.8	26.8	18.1	18.9	27.6
富士宮市	13.9	15.4	16.5	15.7	13.7	15.9	小城市	14.1	22.1	21.3	26.1	19.3	23.9	亀岡市	16.8	15.5	16.9	21.9	27.8	32.4
伊東市	15.8	14.8	13.5	12.9	12.3	11.2	嬉野市	8.9	9.6	8.1	10.7	5.7	11.7	城陽市	11.8	16.4	20.1	15.1	18.0	21.5
島田市	21.0	18.6	18.5	18.9	11.6	16.6	神埼市	20.1	19.1	20.0	22.1	21.8	33.6	向日市	19.1	23.5	38.7	22.6	24.6	29.6
富士市	22.3	21.8	21.7	20.9	17.3	23.2	吉ヶ原里町	11.5	16.1	13.9	23.0	30.8	44.6	長岡京市	19.3	20.7	21.6	22.6	26.3	30.9
磐田市	35.1	17.0	19.8	20.0	21.3	17.6	上峰町	7.6	11.7	14.5	17.8	27.1	29.1	八幡市	11.9	14.6	16.3	15.4	18.4	19.8
焼津市	14.5	17.8	18.0	16.2	18.6	18.0	みやき町	14.4	12.9	23.9	21.9	25.4	22.5	京田辺市	13.0	25.8	14.6	19.2	28.7	31.7
掛川市	45.1	22.1	20.4	22.0	18.1	19.8	玄海町	6.5	6.0	7.4	22.3	31.8	31.5	京丹後市	19.0	11.2	11.9	13.2	16.8	21.7
藤枝市	18.2	17.2	17.2	19.8	16.3	17.6	有田町	15.2	17.6	18.7	19.9	20.2	29.3	南丹市	20.2	20.9	25.6	19.6	26.6	34.6
御殿場市	20.0	16.4	16.1	18.7	17.7	16.0	大町町	11.4	10.0	23.4	25.6	29.7	47.3	木津川市	12.5	11.5	11.3	18.7	21.5	25.8
袋井市	49.2	19.1	10.5	11.3	16.6	12.8	江北町	17.4	30.1	15.7	25.6	28.2	25.8	大山崎町	24.4	25.1	36.1	34.9	23.3	23.1
下田市	16.8	13.1	11.1	8.9	15.1	12.7	白石町	19.5	18.5	22.4	23.2	27.8	37.5	久御山町	24.7	26.0	22.6	18.0	19.9	22.6
裾野市	12.3	10.8	18.4	19.3	11.0	21.2	太良町	11.8	19.6	21.1	18.8	28.7	32.1	井手町	15.4	12.4	11.2	13.5	15.5	16.4
湖西市	27.4	25.9	28.8	23.7	19.7	20.8	各年度平均	13.2	16.0	15.8	17.4	17.3	20.6	宇治田原町	7.0	8.4	21.8	13.5	28.5	28.1
伊豆市	11.4	13.3	13.1	14.8	20.0	18.5	開始前後の平均	15.0			18.4			笠置町	4.6	5.7	16.7	14.4	26.8	20.8
御前崎市	20.5	22.8	14.5	17.5	15.2	15.5							和束町	23.1	31.7	26.0	18.5	26.2	19.3	
菊川市	13.5	18.9	12.5	16.9	12.8	17.9							精華町	25.4	22.4	20.4	29.0	30.6	26.0	
伊豆の国市	19.2	10.4	9.8	11.3	17.4	12.1							南山城村	14.8	13.7	10.2	21.8	34.5	23.7	
牧之原市	12.4	19.1	21.5	29.9	12.0	35.8							京丹波町	9.5	8.3	12.8	13.2	14.2	15.7	
東伊豆町	7.3	5.6	10.2	7.2	32.1	10.3	佐賀市	24.0	26.6	29.9	33.0	35.5	37.1	伊根町	7.8	9.3	3.6	3.4	40.9	43.1
河津町	11.4	14.1	14.3	16.2	13.1	28.6	鳥栖市	21.7	19.6	18.8	18.0	19.2	18.4	与謝野町	11.1	12.1	12.9	14.4	17.5	19.5
南伊豆町	11.2	12.3	17.6	18.8	15.5	14.2	基山町	23.4	18.5	18.0	24.0	24.1	23.4	各年度平均	15.9	17.3	18.6	19.4	23.6	26.5
松崎町	24.1	18.1	20.6	18.1	10.6	19.1	開始前後の平均	23.5	24.9	26.7	28.1	29.6	28.6		17.3			23.0		
西伊豆町	37.6	15.3	21.7	18.1	22.5	21.7														
函南町	12.9	13.9	12.0	12.2	23.3	13.0														
清水町	21.6	27.4	26.1	29.0	12.1	24.6														
長泉町	28.5	32.2	31.8	35.7	22.3	24.3														
小山町	27.9	24.5	27.7	28.7	28.3	25.8														
吉田町	32.1	27.5	31.9	26.8	25.9	19.0														
川根本町	9.5	18.1	11.7	13.6	21.1	12.4														
森町	17.1	21.9	17.8	21.0	17.3	18.1														
各年度平均	19.0	17.4	16.9	18.4	18.1	19.5														
開始前後の平均		17.8			18.7															

(単位: %)

＜参考＞地方税の滞納整理を共同処理する団体の徴収率（現年分）の推移

静岡地方税滞納整理機構 (H20. 1. 10から共同処理事務開始)						
団体名	H17	H18	H19	H20	H21	H22
静岡市	98.2	98.3	98.1	98.1	98.1	98.3
浜松市	—	—	98.1	98.1	98.0	98.5
沼津市	98.1	98.3	98.1	97.9	97.8	97.9
熱海市	95.8	96.9	96.9	96.2	95.5	95.9
三島市	98.2	98.2	97.9	97.9	98.1	98.4
富士宮市	97.9	97.9	97.7	97.7	97.4	97.7
伊東市	95.4	95.4	95.7	95.2	95.5	95.3
島田市	98.6	98.6	98.4	98.3	98.4	98.4
富士市	98.6	98.5	98.1	98.2	98.1	98.4
磐田市	98.7	98.6	98.2	97.9	97.3	98.2
焼津市	98.0	98.2	97.9	98.2	98.1	98.3
掛川市	98.5	98.6	98.3	98.2	97.8	98.3
藤枝市	98.4	98.3	98.2	98.2	98.1	98.3
御殿場市	98.2	98.3	97.9	97.7	97.4	97.7
袋井市	98.7	98.7	98.2	98.0	97.8	98.3
下田市	95.1	95.9	95.9	95.6	95.7	95.6
裾野市	99.2	99.1	99.0	98.9	98.3	98.7
湖西市	99.1	99.1	98.9	98.6	98.2	98.9
伊豆市	96.4	96.7	96.7	96.2	95.9	95.6
御前崎市	98.9	99.4	98.9	98.8	98.7	98.9
菊川市	98.4	98.3	97.8	97.8	97.7	98.6
伊豆の国市	96.7	96.8	96.7	96.3	96.3	96.7
牧之原市	98.3	98.2	98.0	98.2	98.1	98.8
東伊豆町	93.1	96.4	96.9	96.4	96.4	93.6
河津町	94.9	95.1	95.0	94.9	95.1	95.3
南伊豆町	97.3	97.2	97.1	96.8	96.7	96.9
松崎町	97.4	97.5	97.2	96.9	96.7	96.2
西伊豆町	95.6	97.0	96.9	94.8	95.8	97.1
函南町	96.8	96.9	96.6	96.3	96.0	96.3
清水町	98.5	98.5	98.3	98.1	97.4	98.3
長泉町	99.0	99.2	99.2	99.0	99.0	99.0
小山町	99.4	99.4	99.3	99.2	99.3	98.9
吉田町	98.5	98.8	98.5	98.2	98.0	98.2
川根本町	99.3	99.4	99.2	99.1	99.1	98.9
森町	99.0	99.0	98.9	98.8	98.8	99.1
各年度平均	98.1	98.3	98.0	98.0	97.8	98.1
開始前後の平均		98.1		98.0		

佐賀県滞納整理機構 (H21. 4. 1から共同処理事務開始)

団体名	H18	H19	H20	H21	H22	H23
唐津市	97.8	97.9	97.6	97.6	97.2	97.4
多久市	97.4	95.9	95.1	96.0	96.6	98.2
伊万里市	97.5	97.7	97.5	97.7	98.0	98.3
武雄市	98.0	97.7	97.4	97.2	97.2	97.9
鹿島市	96.9	97.4	97.3	96.9	97.4	97.6
小城市	96.6	95.7	96.7	96.8	97.0	97.2
嬉野市	96.8	96.2	95.6	95.6	94.2	95.4
神埼市	98.2	98.1	97.7	97.9	98.0	98.2
吉野ヶ里町	98.5	98.1	98.1	98.2	98.8	99.1
上峰町	98.2	98.2	98.1	97.9	98.5	98.8
みやき町	97.4	97.6	97.7	97.3	97.7	98.0
玄海町	99.8	99.7	99.6	99.7	99.8	99.8
有田町	96.2	95.6	95.5	96.7	97.0	97.5
大町町	98.6	98.2	98.7	98.5	99.1	99.3
江北町	98.4	98.9	98.5	98.7	98.7	98.8
白石町	98.5	98	97.9	98.1	98.4	98.5
太良町	97.9	98.6	98.4	98.7	98.7	98.9
各年度平均	97.7	97.6	97.4	97.5	97.6	97.9
開始前後の平均		97.6		97.7		

京都地方税機構 (H22. 1. 1から共同処理事務開始)

団体名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
福知山市	98.2	98.4	98.3	98.5	98.8	99.0
舞鶴市	98.6	98.4	98.2	98.6	98.9	98.9
綾部市	98.1	98.0	98.2	98.5	98.7	98.9
宇治市	98.0	97.8	98.0	97.9	98.1	98.3
宮津市	98.6	98.3	98.3	98.5	98.5	98.8
亀岡市	98.0	97.7	97.7	97.9	98.2	98.4
城陽市	98.5	98.4	98.2	98.4	98.5	98.6
向日市	98.5	98.3	98.4	98.7	98.7	98.8
長岡京市	98.9	98.8	98.7	98.7	99.0	99.1
八幡市	98.1	97.9	98.1	97.9	98.3	98.5
京田辺市	98.5	98.7	98.6	98.8	99.0	99.1
京丹後市	98.4	98.1	98.2	98.2	98.3	98.5
南丹市	98.5	98.3	98.3	98.5	98.2	98.5
木津川市	98.7	98.6	98.6	98.8	99.1	99.1
大山崎町	98.9	98.9	98.8	99.3	99.3	99.2
久御山町	98.5	98.5	98.4	98.5	98.6	98.7
井手町	97.3	97.7	97.3	98.4	97.3	97.5
宇治田原町	98.9	99.2	99.0	98.6	98.7	98.9
笠置町	96.7	96.4	96.5	96.4	97.1	97.8
和束町	96.9	97.0	97.0	97.3	97.7	97.9
精華町	98.9	98.4	98.9	99.1	99.2	99.3
南山城村	98.3	98.0	97.7	98.5	99.1	99.1
京丹波町	96.6	96.5	96.9	97.1	97.7	98.5
伊根町	98.1	98.3	98.3	98.4	98.3	98.7
与謝野町	98.1	97.8	97.9	98.2	98.1	98.6
各年度平均	98.4	98.2	98.2	98.4	98.6	98.7
開始前後の平均		98.3		98.6		

京都府管内で共同処理に加入していない団体

団体名	H18	H19	H20	H21	H22	H23
佐賀市	98.1	98.1	98.2	98.4	98.8	99.0
鳥栖市	98.7	98.4	98.2	98.1	98.3	98.5
基山町	99.6	99.3	99.2	99	99.2	99.2
各年度平均	98.4	98.3	98.3	98.4	98.7	98.9

京都府管内で共同処理に加入していない団体

団体名	H19	H20	H21	H22	H23	H24
京都市	98.9	98.8	98.7	98.8	99.0	99.1

(単位: %)

共同処理を行うメリット

共同処理事務の開始後、滞納分の徴収割合に改善傾向が見られるなど、一定の成果が上がっており、組織の継続及び活用対象の拡大等については概ね肯定的な意見

1 業務の効率化

- ・高額かつ困難案件を集中的に滞納整理したことにより、滞納解消に結びついた事例が多い。
- ・市単独では困難な事案の処理ができる。
- ・未処理の事案について、執行停止などの処分判断が迅速にできた。
- ・町職員の担当者だけでの対応では、多くの凡例には対応しきれないことがある(町での折衝に行き詰まりがある案件や、折衝を行うには費用と人員が必要な県外居住の滞納者等)。
- ・複数の構成団体に滞納がある滞納者に対して、あわせて滞納処理を行うことによる省力化

2 ネームバリュー効果

- ・機関名を出すと自主納付につながる。
- ・滞納者にとっては、機関に移管されることに相当なプレッシャーがある様子。機関での交渉の結果、納付のメドが立ったため、市町村へ案件を戻して引き継いだところ、第三者(給与支払者等)からの協力が得られなくなるというケースもある。
- ・市町村は地元であり滞納者に近いために徴収しやすい面がある。

3 職員のスキルアップ

- ・職員の徴収技術の向上を図ることができた。
- ・構成団体により徴収力に大きな差があったが、府がリーダーシップを取り、徴収ノウハウ、情報を共有することで、全体的な底上げが達成されている。
- ・機関で徴収実務経験者を講師として、ロールプレイングを交えた実践的な研修を定期的に実施。意見交換の場としても有効

資料 1－2 国外納稅義務者に対する 固定資産税の賦課徵収

外為法に基づく非居住者による本邦不動産の取得に関する報告実績

H23.2民主党「外国人による土地取得に関するPT」財務省提出資料より作成

【件数、金額ベース】

(単位:件、百万円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	275	14,504	221	6,599	83	2,568	25	830	604	24,501
東京都	14	66,853	31	52,159	8	7,720	23	1,289	76	128,021
その他	11	34,296	14	15,363	5	11,550	10	19,889	40	81,097
合計	300	115,652	266	74,123	96	21,838	58	22,008	720	233,620

【面積ベース】

(単位:千m²)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		合計	
	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物	土地	建物
北海道	31,882	313	1,148	17	3,547	9	244	1	36,822	340
東京都	191	387	21	38	3	8	4	2	218	436
その他	98	203	35	11	46	108	244	6	424	328
合計	32,171	904	1,204	66	3,596	125	492	9	37,464	1,104

【取得者の国籍別】

(単位:件、百万円)

取得者の国籍	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度 (12月まで)		総計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ドイツ	4	51,904	1	17,000	1	4,680	1	29	7	73,613
イギリス	39	33,564	59	20,715	19	2,858	9	320	126	57,457
シンガポール	7	21,858	15	20,411	1	27	3	159	26	42,455
アメリカ	12	249	11	134	7	298	3	19,729	33	20,410
ルクセンブルク	0	0	1	8,930	1	11,407	0	0	2	20,337
オーストラリア	146	3,342	114	2,879	50	1,287	3	77	313	7,585
中国	46	3,107	29	1,765	8	891	14	581	97	6,344
フランス	10	619	2	677	0	0	0	0	12	1,296
台湾	0	0	4	608	2	56	13	391	19	1,054
ニュージーランド	13	503	3	37	1	21	1	14	18	574
その他	23	506	27	968	6	313	11	708	67	2,495
合計	300	115,652	266	74,123	96	21,838	58	22,008	720	233,620

固定資産税の納稅義務者について

- 固定資産税の納稅義務者は、固定資産の所有者である(法第343条第1項)。

(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者)

- 固定資産の所有者とは、以下の者をいう(法第343条第2項前段)。

- | | |
|--------|----------------------------------|
| - 土地 | 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| - 家屋 | 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人 |
| - 償却資産 | 償却資産課税台帳に所有者として登録されている人 |

- ただし、以下の場合には、現に所有している者を所有者としている(法第343条第2項後段)。

- ① 所有者(個人)が賦課期日前に死亡しているとき
- ② 所有者(法人)が賦課期日前に消滅しているとき
- ③ 人的非課税(第348条第1項)の者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

⇒ 日本国籍の有無や住所等の所在にかかわらず、原則として、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者が納稅義務者となる。

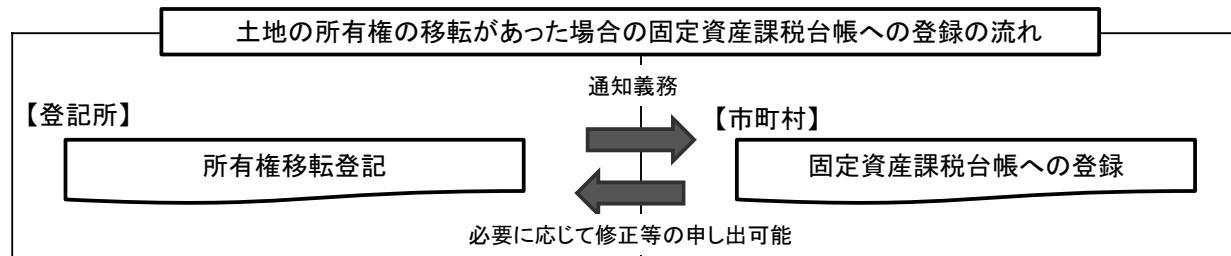
固定資産課税台帳について

- 固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である価格を明らかにするために、市町村に備えなければならないもの。

固定資産(土地)課税台帳への登録事項

固定資産(土地)課税台帳は、登記簿に登記されている土地について所要の事項を登録するもの

- ・土地所在の市、区、郡、町、村、字
- ・地番
- ・地目
- ・地積
- ・所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称
- ・所有権の登記のない土地については所有者の氏名又は名称及び住所、所有者が二名以上であるときはその持分
- ・当該土地の基準年度の価格又は比準価格



※ ただし、以下の場合、所有者に関する情報について、登記簿と固定資産課税台帳で異なる場合がある。

- ① 所有者(個人)が賦課期日前に死亡しているとき
- ② 所有者(法人)が賦課期日前に消滅しているとき
- ③ 人的非課税(第348条第1項)の者が賦課期日前に所有者でなくなっているとき

※ また、住所の変更があった際に登記の変更の申請が行われないなどにより、所有者の住所に関する情報について、登記簿と固定資産課税台帳で異なる場合がある。

参考条文①

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（固定資産税の納税義務者等）

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 略

4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。

5～9 略

（固定資産課税台帳等の備付け）

第三百八十一条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

参 照 条 文 ②

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（固定資産課税台帳の登録事項）

- 第三百八十二条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登記されている土地について不動産登記法第二十七条第三号及び第三十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第二項後段及び同条第四項の場合にあつては、当該各項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登記しなければならない。
- 2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところによつて、登記簿に登記されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登記しなければならない。
- 3～6 略
- 7 市町村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 8 及び 9 略

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

- 第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、前二項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第三百八十一条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。以下本項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

固定資産税における納税管理人制度について（法第355条）

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として納税管理人を定めることとされている（第1項）。
- ただし、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない（第2項）。

◇ 具体的な事例（市町村からの聞き取り）

- ① 納税管理人を定めている場合（法第355条第1項）の管理人の具体例
 - ・ 納税義務者の親族、知人
 - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合（法第355条第2項）の具体例
 - ・ 口座振替 など

【納税義務者の住所等に応じた納税管理人制度活用のイメージ】

固定資産税の納税義務を負う

市町村内に住所等を有する納税義務者

市町村外に住所等を有する納税義務者

国内に住所等を有する納税義務者

国外に住所等を有する納税義務者
(国外納税義務者※)

⇒納税管理人制度の活用

※ 国外納税義務者とは、固定資産税の課税上、住所が国外となっている納税義務者とする。なお、国外納税義務者には、外国人・外国法人が出資している国内法人（子会社等）は含まない（市町村において土地所有者の出資元等は把握できないため）。

参 照 条 文 ③

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（固定資産税の納稅管理人）

第三百五十五条 固定資産税の納稅義務者は、納稅義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納稅に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納稅管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納稅義務者は、当該納稅義務者に係る固定資産税の徵収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納稅管理人を定めることを要しない。

国外納稅義務者への対応状況について

〈複数の市町村より聞き取り〉

○ 国外納稅義務者に対しては、現在、各市町村において、例えば以下のとおり対応。

- ① 納稅管理人を定めるよう周知
- ② 国外に納稅通知書を送付
- ③ 滞納発生時には土地等の差押え・換価を適切に実施 等

○ 固定資産税は、原則として、それぞれの土地等の登記簿上の所有者を納稅義務者とする制度。

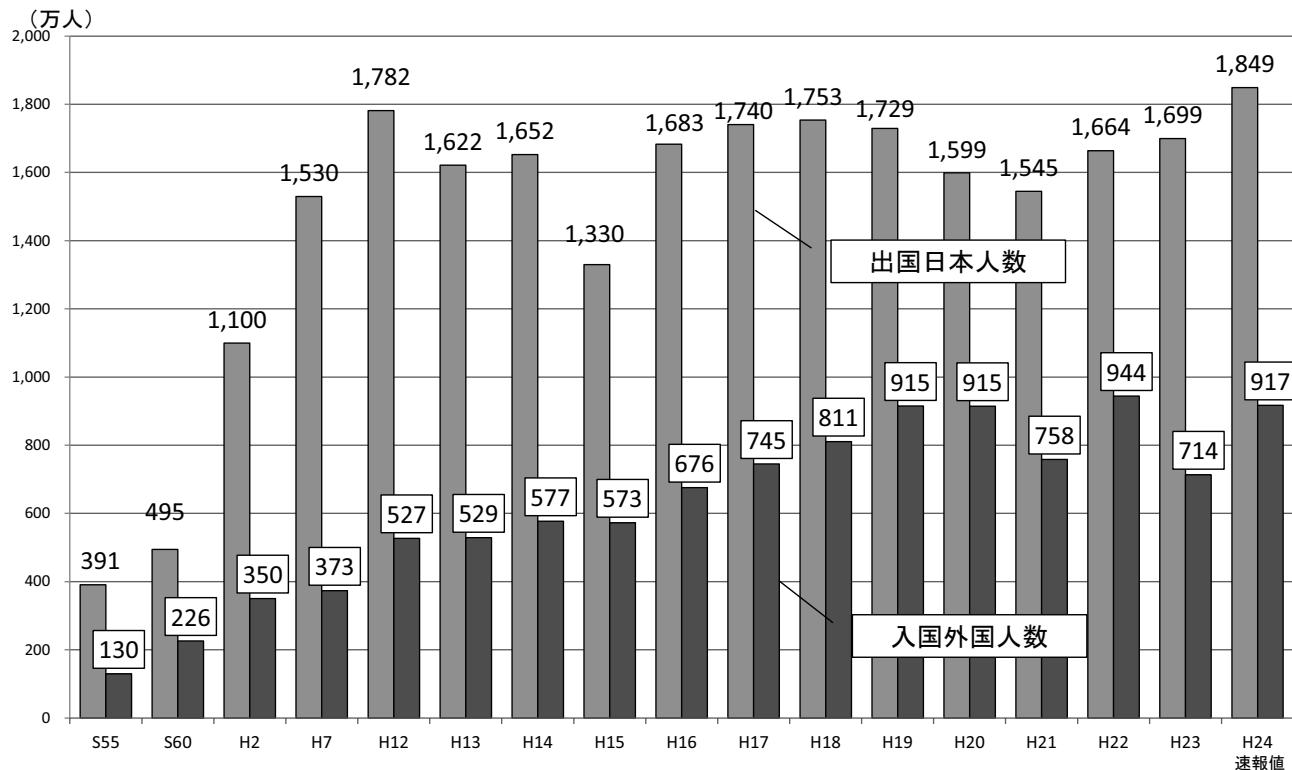
⇒ 滞納が発生した場合には、登記簿上の所有者に対して、当該土地等を差押えまたは換価することにより対応可能。

（※固定資産税の課税の対象となっている土地等は、必ず当該市町村内に所在するため、これらに対して滞納処分を行うことが可能。）

資料 1－3 国外納稅義務者に対する 個人住民税の賦課徵収

出国日本人と入国外国人の推移

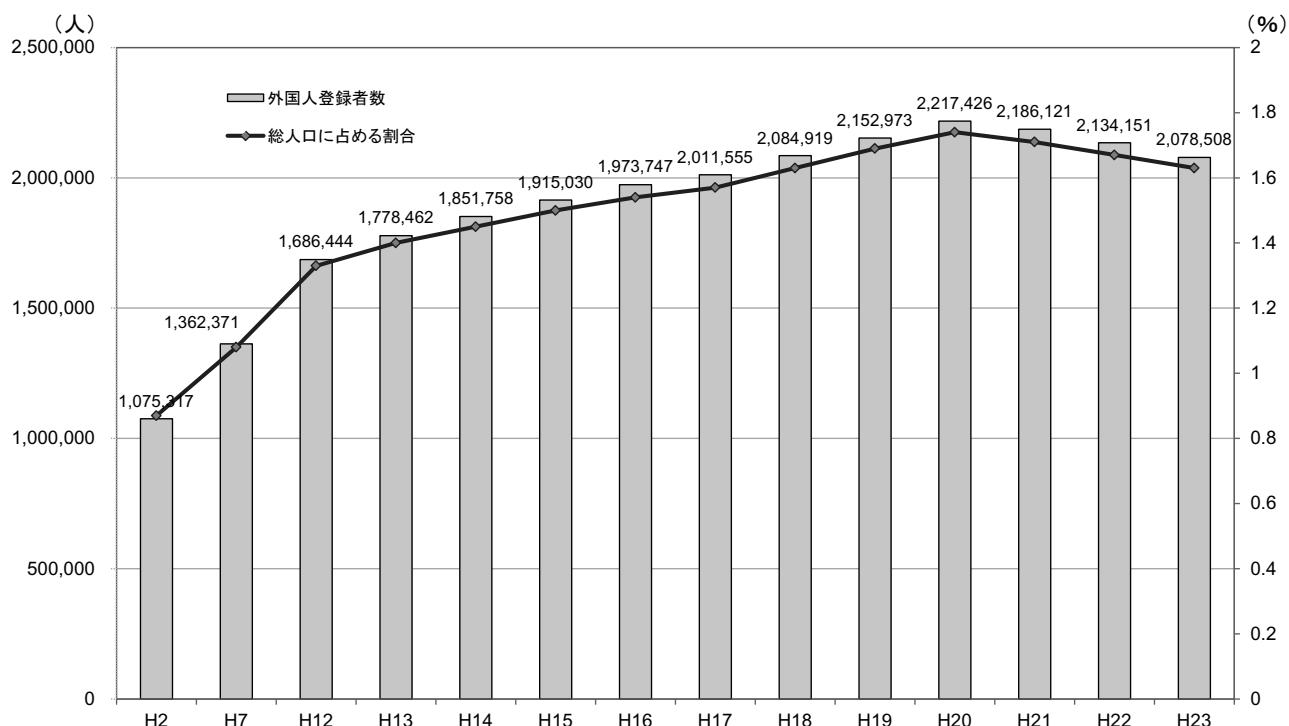
出国日本人は、概ね毎年1,500万人から1,800万人程度で推移しているが、入国外国人は10年前と比べても1.5倍以上となっており、24年度(速報値)で約917万人となっている。



※ 法務省「出入国管理統計年報」より作成。

外国人登録者数の推移

外国人登録者数は年々増加傾向にあったが、平成20年度をピークに近年は微減傾向にある。



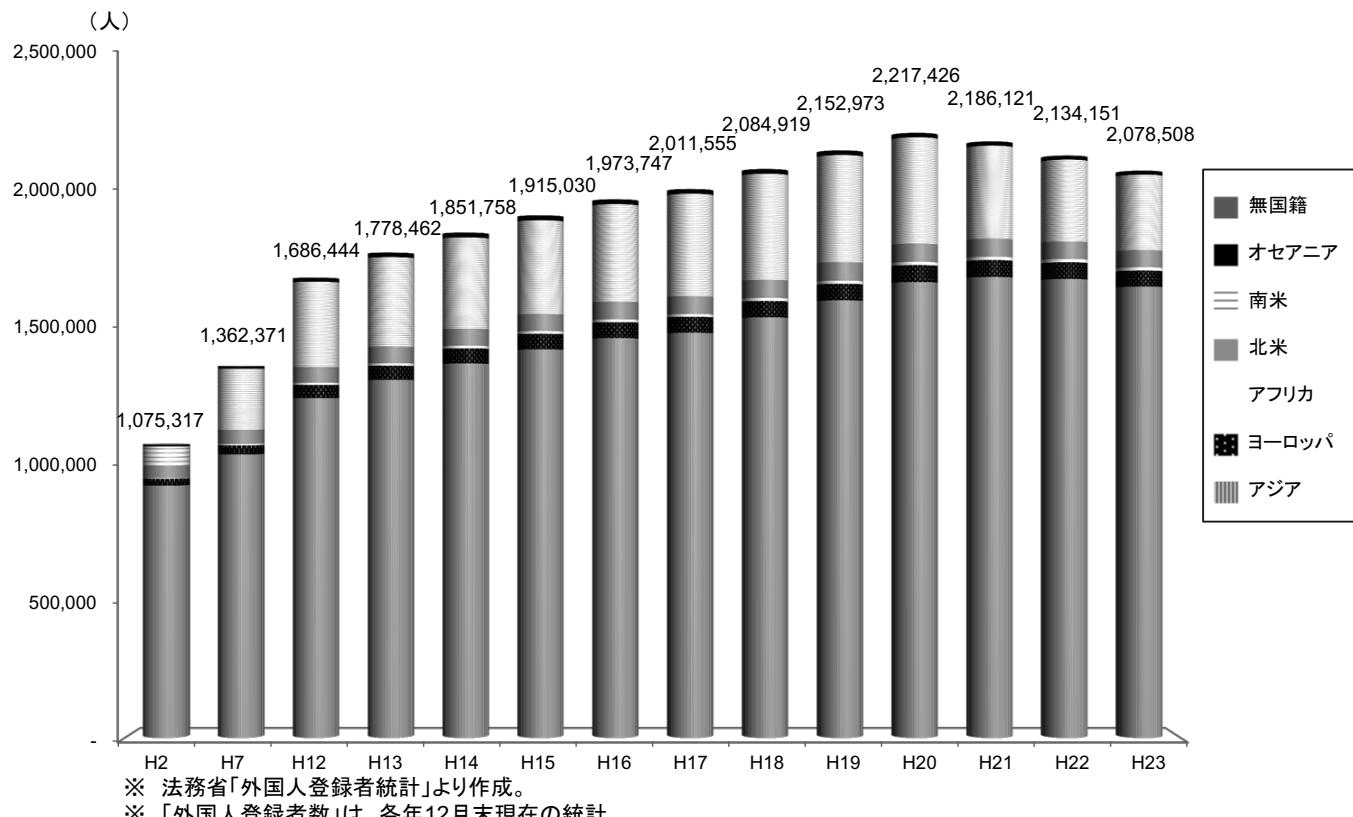
※ 法務省「外国人登録者数統計」より作成。

※ 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計。

※ 「総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出。

外国人登録者数の推移（地域別）

外国人登録者数の増減は、主にアジア、南米からの外国人登録者数の影響が大きい。



※ 法務省「外国人登録者統計」より作成。

※ 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計。

個人住民税所得割の納稅義務者について

- 個人住民税所得割の納稅義務者は、賦課期日（1月1日）において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。（地方税法294①）
→ 納稅義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五（略）

2～9（略）

個人住民税の住所と住民基本台帳法上の住所の関係について

- 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)
→ 日本国籍を有する者は、住民基本台帳法によって住所を認定
- 住民基本台帳法の適用がない外国人等については、「外国人等に対する個人の住民税の取扱について」(昭和41年自治省税務局長通達)等により、住所の認定が行われてきた。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3～9 (略)

外国人等通知(H24.7廃止)の概要

○通知の概要及び経緯

- ・外国人等に係る住民税の取扱いが定めたもので、昭和40年に所得税法が全部改正され、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者等を1年以上居所を有する個人と推定する規定が設けられたことから、住民税においても所得税と取扱いを合わせるために、発出されたもの
→本通知により、所得税における居住者と住民税における納税義務者を原則として一致させている。

○通知の内容

- ・外国人等とは、以下の個人を指し、国籍のいかんは問わない(通知一)
①新たに地方税法の施行地(以下「法施行地」という。)に居住することとなった個人
②法施行地に住所を有しない個人で法施行地に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人
③法施行地に居住したこととなった個人

- ・賦課期日まで引き続いて1年以上国内に居住している外国人等については、賦課期日現在の居住地に住所があるものとして取扱う(通知三(1))

(※) 所得税においては、1年以上国内に居住すれば住所を有しなくても居住者となる。

このほか、

- ・賦課期日までの国内居住期間が一年未満の外国人等であっても、入国後継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合等には、賦課期日現在の居住地に住所があるものと推定して、個人住民税を課する(通知三(2))
(※) この住所の推定の取扱いについては、所得税においても同様の推定をすることとされている。
- ・前記の場合において、外国人が推定に反して、入国後一年以内に出国した場合には、納税義務は、賦課期日に遡って生じなかったものとする(通知八)
(※)賦課期日まで引き続いて1年以上法施行地に居住している外国人等が、賦課期日後に出国した場合においても、その納税義務は消滅しない(通知六)

外国人への住民基本台帳制度の適用について

- 平成24年7月施行の住基法により、日本国籍を有しない者のうち、以下の①～④が外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。

- ① 中長期在留者(三月を超える在留資格により在留する者)

※ただし、以下の者は除く。

- ・短期滞在の在留資格が決定された者
- ・外交又は公用の在留資格が決定された者
- ・これらに準ずる者として法務省令で定めるもの

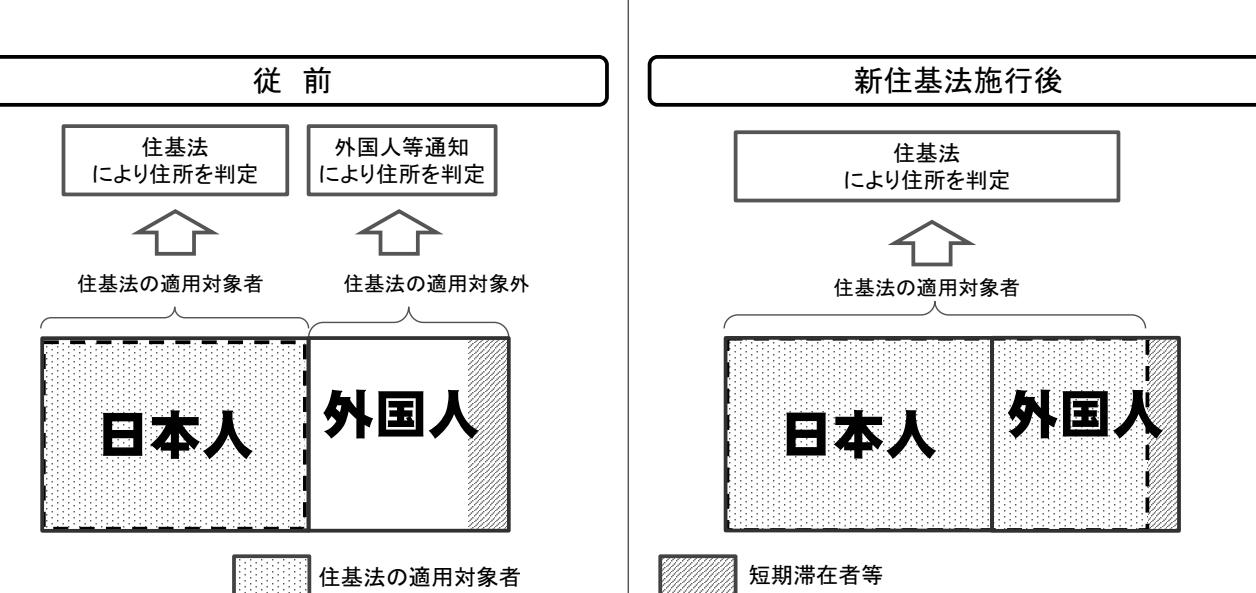
- ② 特別永住者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人並びにその子孫)

- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

- ④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

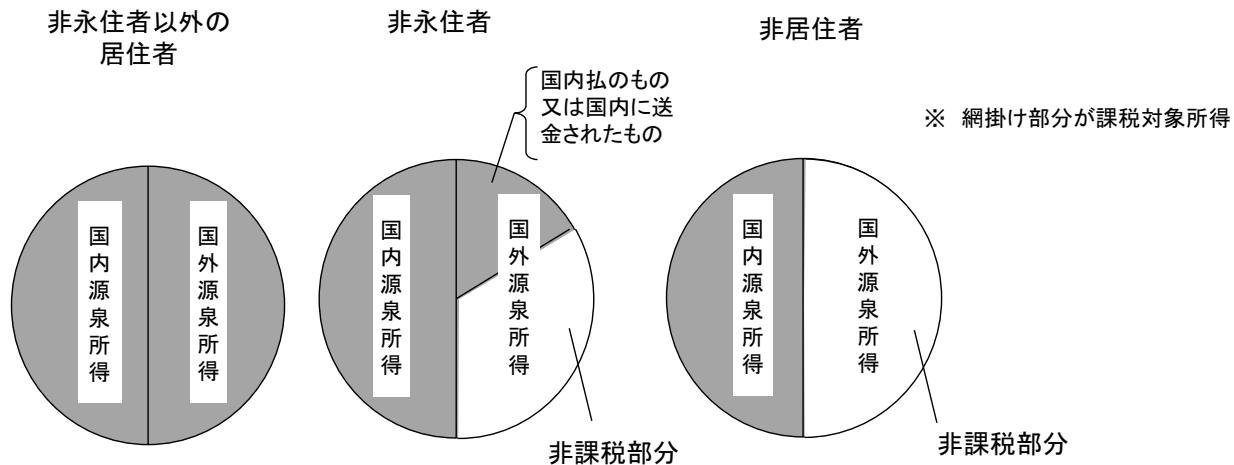
住民基本台帳法の改正に伴う外国人の住所認定の見直しについて

- 住民基本台帳法の改正により、外国人のうち中長期在留者等については住民基本台帳法が適用されることとなったことから、外国人等通知を廃止し、住民基本台帳法により住所の認定を行うこととされた。



個人住民税における課税対象所得の範囲について

- 所得税と個人住民税における課税対象所得の範囲は同一。(ただし、個人住民税では、賦課期日時点での住所を有しなければ課税されない。)



居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人(所法2①三)
非永住者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人(所法2①四)
非居住者	居住者以外の個人(所法2①五)

所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケース①

【ケース1】 前年中に所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

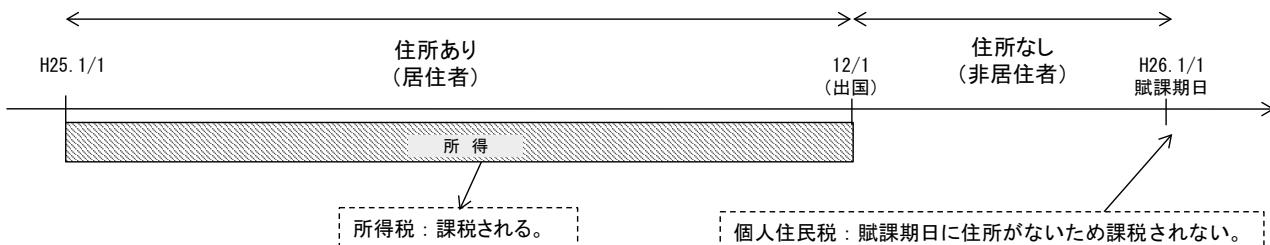
(所得税)

所得税は、年の中途中に出国した者に対しては、出国するまでの期間(居住者期間)の全世界所得、出国後の期間(非居住者期間)の国内源泉所得に対して課税される。

- ※ 出国者が確定申告を要する者(事業所得者、不動産所得者等)である場合には、出国時までに確定申告(納税管理人の届出をした場合には、当該納税管理人が翌年の3月15日までに確定申告を行う。)
- ※ 出国者が給与所得者である場合には、最後の給与支払時に年末調整

(個人住民税)

個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



所得税は課税されるが個人住民税は課税されないケース②

【ケース2】 国内勤務に起因する退職手当を国外で支給された者が、翌年の1月1日に住所を有しない場合

(所得税)

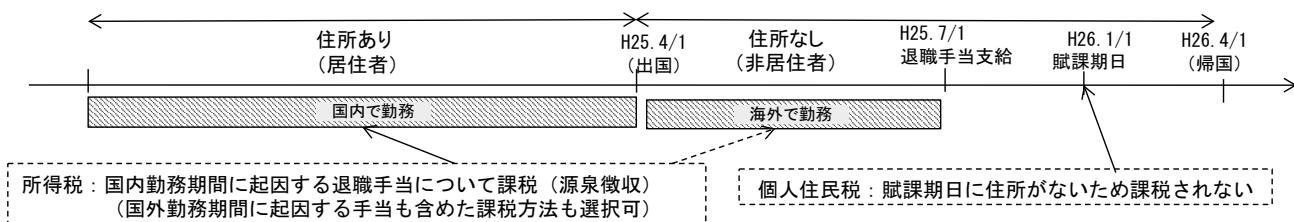
退職手当のうち、居住者期間に行った勤務等に起因するものについては国内源泉所得となり、国外で支給された場合(非居住者期間に支給された場合)であっても、当該部分については課税される(一律20%源泉徴収)。

※ 国外源泉所得も含めた退職手当全額について居住者と同様の算出方法(※1)を選択した方が一律源泉徴収よりも有利な場合は、そちらを選択することもできる。

※1 (退職手当 - 退職所得控除) × 1/2 × 税率

(個人住民税)

個人住民税は、国外で退職した者が、退職した年の翌年1月1日に国内に住所を有する場合には、退職手当のうち居住者期間に行った勤務等に起因するものについては、退職所得金額として所得割(総合課税)の対象として課税されるが、翌年の1月1日に国内に住所を有しない場合には課税されない。



個人住民税における外国人に対する課税上の取扱いに係る留意点

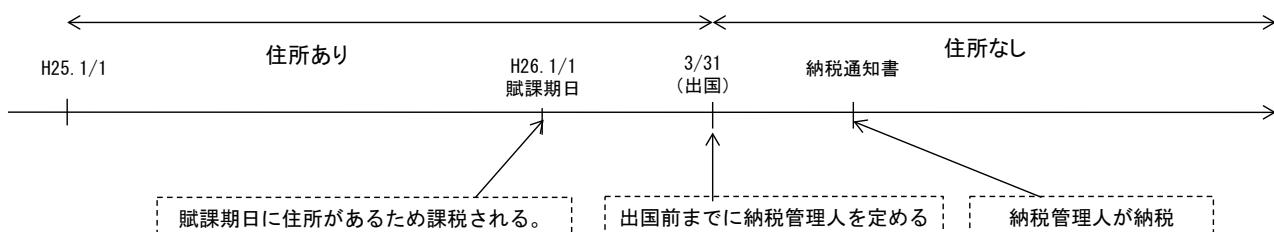
【ケース】 外国人が、賦課期日後に出国した場合

○ 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。

→ 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定め、課税団体の長の承認を受けなければならないとされており、出国後は当該納税管理人に納付を委任する。

ただし、徴収の確保に支障がないと課税団体の長に認定を受けた場合は、納税管理人を定めることを要しないとされている。

(例：出国前に全額納付する場合、特別徴収が継続される場合など)



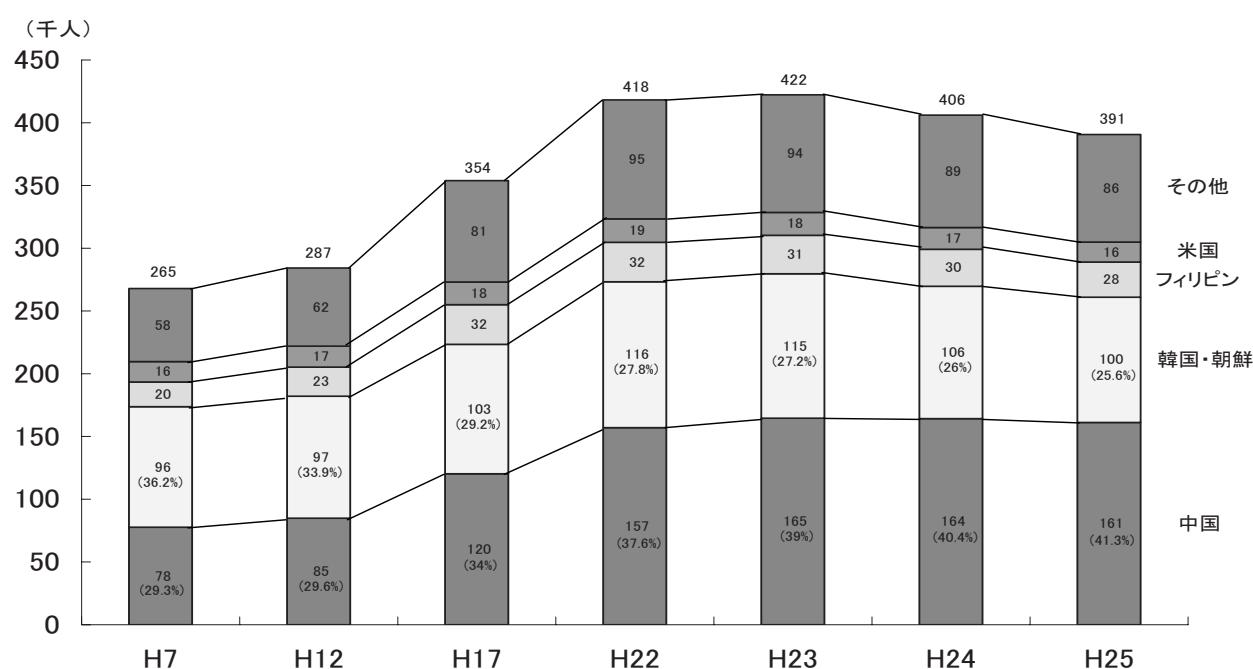
資料2

国外納税義務者に対する賦課徴収 についての取組み状況の実態

都における国外居住 外国人への課税・徴収の 現状と課題

東京都主税局

都内の外国人登録者数等の推移



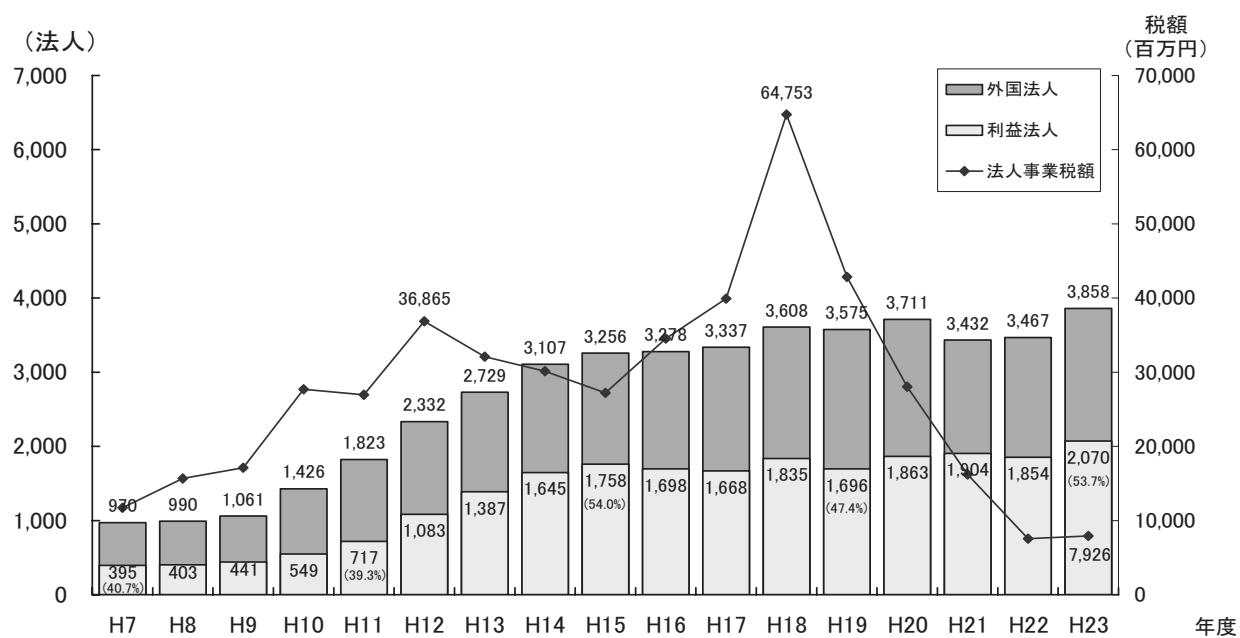
注1 東京都の統計(東京都総務局)より作成した

注2 平成24年までは1月1日時点の外国人登録者数である。平成25年は1月1日時点の住民基本台帳上の人団である。

注3 端数処理のため各数値の和と合計が一致しない場合がある

注4 ()内は端数処理前の合計に対する割合である

都内の外国法人数の推移



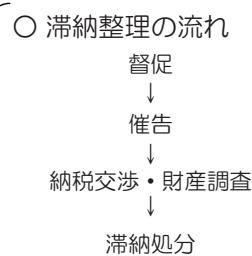
注1 法人数は、法人事業税の申告を行った外国法人にかかる事業年度数である。

注2 外国法人とは、国外に本店又は主たる事務所を有する法人で、地方税法施行令第7条の3の5に定める場所を有し、国内源泉所得のあるものをいう。

国外居住外国人（法人）に対する課税・徴収上の問題（固定資産税・都市計画税）

	課税段階	徴収段階
外国人・外国法人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税通知書の送付が困難 <ul style="list-style-type: none"> → 1 納税管理人を指定 2 指定されない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・国外の納税者に文書で通知 ・公示送達 ○ 登記簿上の納税義務者が死亡した場合、相続人の確定が困難 <ul style="list-style-type: none"> → 調査し、相続人に賦課替え 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 督促や納税交渉等が困難 <ul style="list-style-type: none"> → 1 国外の滞納者に文書で督促等 2 公示送達 ○ 滞納者が死亡した場合、相続人の確定が困難 <ul style="list-style-type: none"> → 調査し、相続人に納税告知

参考



固定資産税・都市計画税の納税状況

◎ この調査は、外国人の不動産取得が多いと思われる6区（千代田、中央、港、新宿、江東、渋谷）について行った。

区分	件数	税額	うち未納	
			件数	税額
6区合計	506,957件 (100%)	1,457億円 (100%)	11,023件 <2.2%>	9億円 <0.6%>
外国籍以外の者	499,899件 (98.6%)	1,448億円 (99.4%)	10,731件 <2.1%>	9億円 <0.6%>
外国籍と思われる者	7,058件 (1.4%)	9億円 (0.6%)	292件 <4.1%>	0.2億円 <1.8%>

注1) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の平成22年度第1期分の10月20日現在の納税状況である。

注2) ()内の数値は、各合計欄の数値に占める構成比である。

注3) <>内の数値は、各区分の件数・税額に占める未納の割合である。

納税管理人制度

○都内※に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理するため、納税管理人を定めることとされている。
(地方税法第72条の9ほか、東京都都税条例第28条ほか)

＜参考＞納税管理人の指定の手続

	納税管理人の要件	手続
①	都内※に住所等を有する者	都知事に申告しなければならない
②	都外※に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するもの	都知事に申請して承認を受けなければならない

※固定資産税等においては、「都内」は「特別区の存する区域内」と読み替える

納税管理人制度の現状と取組み

現状

○納税管理人の申告・申請をしないケースが極めて多い

東京都における取組み

○司法書士会に、不動産登記を行う外国人等に対する納税管理人の申告・申請の周知を依頼

○東京都主税局のHPにおいて、ダウンロード用に納税管理人の申告様式を提供
(英語、中国語、ハングルも併記)

今後の取組み

(東京都の取組み)

- ・外国語を併記した納税管理人制度案内チラシを作成し、平成26年度から都HPに掲載予定

(提言)

- ・国外居住外国人の不動産登記時における納税管理人申告書の提出義務化

外国語による納税管理人申告しようよう

To those (including a foreigner and an alien corporation) who acquire real estate of the Tokyo Legal Affairs Bureau Head office's jurisdiction and who do not hold an address within Japan

●The Tax Agent System

The tax payers who do not hold an address within the Metropolitan area shall designate a tax agent who handles all matters related to taxation on behalf of the taxpayer.

This system applies to real estate acquisition tax, fixed assets tax, city planning tax.

Please submit "NOTIFICATION OF TAX AGENT" on the back to the metropolitan tax office for branch office/branch branch office/jurisdiction.

Real estate in Chiyoda-ku : Chiyoda Taxation Office
2-12 Uchikanda, Chiyoda-ku 101-8520
Tel/(03) 3252-7141

●Taxes Related to Real Estate

The following metropolitan tax (real estate acquisition tax, and fixed asset tax and city planning tax (in the 23 special wards)) is imposed on those who acquired real estate (land and buildings).

(Real Estate Acquisition Tax)

Tax is imposed on those who acquired real estate through purchase of land/building or constructing of a new residence/building.

(Tax Notice is sent from the Metropolitan Taxation Office/Island Branch Office.)

Taxpayer shall pay the tax by the end of the tax period.)

(Fixed Assets Tax/City Planning Tax) (in the 23 special wards)

While the municipal governments impose taxes on fixed assets in Tama and the island areas, the Metropolitan Government imposes the metropolitan tax on fixed assets in the 23 special wards as an exceptional measure.

Those who are registered in the fixed assets tax cadastre as owners of land and/or buildings as of January 1 shall pay fixed assets tax and city planning tax. (The Metropolitan Government sends the Tax Notice in June)

From the next year which acquired real estate, as long as it is owned, a tax is imposed every year.

NOTIFICATION OF TAX AGENT
(納税管理人申告書)

Date:
(年月日)

To The Director of
(あて先)
Metropolitan Taxation Office, Island Branch Office,
Tokyo Metropolitan Tax Operations Center
都税事務所長、支所長、都税総合事務センター所長宛

Taxpayer
(納税義務者)
Name/Office Name
(氏名／事務所名)
Address/Address of office
(住所／事務所の住所)
Telephone Number/Office
(電話番号／事務所の電話番号)
Signature
(署名)

New Tax Agent (新納税管理人)	Address (住所) Name (氏名/会社名) Seal (印)
	Telephone (電話番号) Birth date (生年月日) Year (年) Month (月) Day (日)
Former Tax Agent (旧納税管理人)	Address (住所) Name (氏名/会社名) Seal (印)
	Telephone (電話番号) Birth date (生年月日) Year (年) Month (月) Day (日)

I notify setting the Tax Agent as above-mentioned, and acting for the matter about tax payment instead of me about the tax which I pay.
(私の納付すべき税に代わることをしてやって私が課されるため、上記のとおり納税管理人を定めたので申告します。)

1 If the taxpayers designate a tax agent for the first time, please fill in New Tax Agent's column.
(もし、納税義務者が初めて税理士を選択する場合には、「新納税管理人」欄に記入してください。)

2 When you cancel a Tax Agent, please refer this form.
(税理士を解雇する場合は、この様式に準じて作成してください。)

依頼文

申告書

国外への納税通知書等の送付について

外国人の所在調査の方法

- 住民票の照会（照会先：区市町村）
- 外国人登録原票の写し等の申請（照会先：東京入国管理局）
- 不動産登記に関わった司法書士等に照会
- 不動産管理会社に照会

国外への文書の送達方法

- 配達が追跡可能であるEMS（国際スピード郵便）や国際書留郵便を利用

国外からの納付方法

- 国内の親族・知人を介して
- インターネットバンキング
- 金銭出納員口座への振込み

外国人に係る納税通知書の未達状況

（A都税事務所 固定資産税）

郵便が返戻されたもの 67件

全体 864件
外国人以外 797件

住所等が判明したもの 36件

全体 685件
外国人以外 649件

うち国内に送達したもの 16件

うち国外に送達したもの 20件

住所不明により
公示送達したもの 31件

全体 179件
外国人以外 148件

国外居住の外国人に対する滞納処分

徴収部門では換価など滞納処分に進むことに躊躇している。

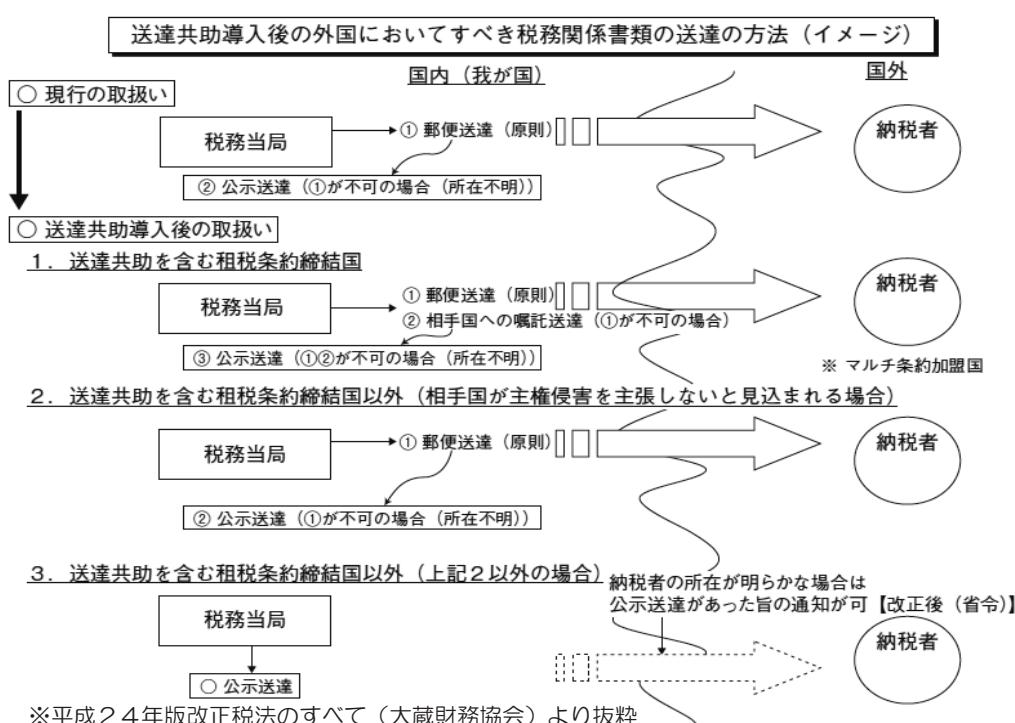
① 法的効果を発生する書類の国外送達は、相手国の主権侵害にならないか

- 通説では、国外送達は、…（中略）…相手国の主権的機能を侵奪する結果となるため、国際法違反となる（「国際化に伴う滞納整理上の諸問題」長坂光弘税務大学研究部教授）
- 地方税は、「税務に関する相互行政支援に関する条約」の対象外
注 「税務に関する相互行政支援に関する条約」においては、締結国間において、租税に関し、
①情報交換、②徴収共助、③送達共助を行うことが認められている。

② 住所が判明しているにもかかわらず、公示送達できるか

- 「（公示送達ができる）外国においてすべき送達につき困難な事情がある場合」とは、その外国又はその他の地域に動乱又は天災等があって書類の送達が出来ないこと、法令の規定に基づき外国に郵便物の送達が出来ないこと等の事情がある場合をいい、送達につき困難な事情がある場合には、公示送達をすることができない。（「地方税法総則逐条解説」）

参考：国税における国外への送達の取扱い



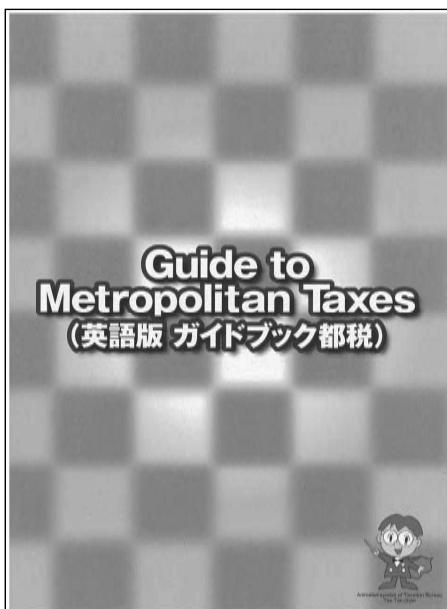
相続人の確定方法

照会先	問題点
○住民票の照会 (照会先: 区市町村)	家族関係を十分に把握できない
○外国人登録原票の写し等の申請 (照会先: 東京入国管理局)	
○不動産登記に関わった司法書士等に照会	個人情報であるため協力を得られにくい
○外国の戸籍等の照会 (照会先: 大使館等)	国内法が及ばず、情報提供を得られない※

※税務行政執行共助条約において情報交換が規定されているが、地方税は対象外

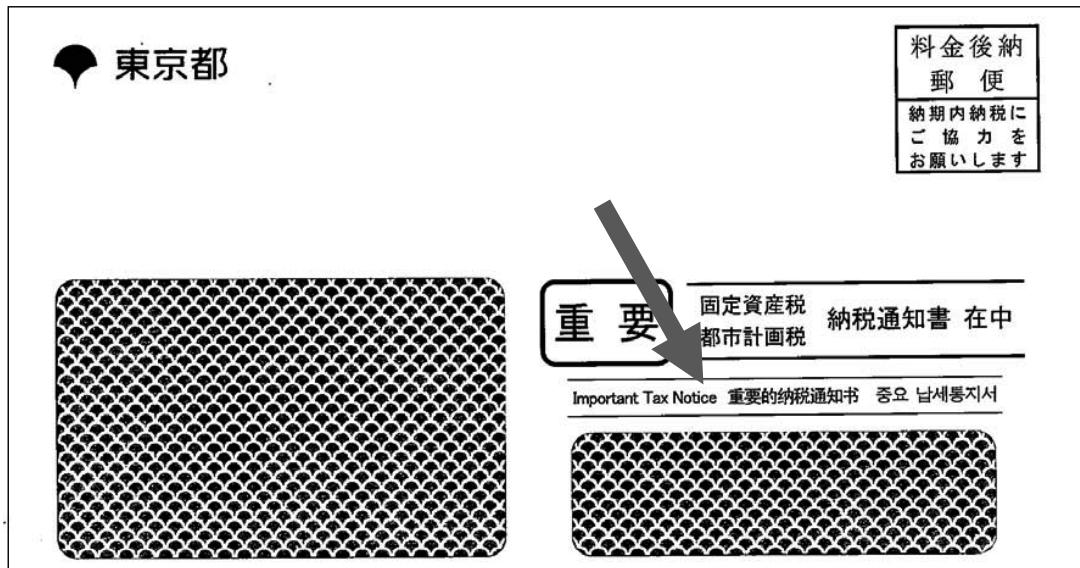
その他の取り組み事例（1）

○外国語版「ガイドブック都税」
(英語・中国語・ハングル) □



その他の取り組み事例（2）

○納税通知書封筒への外国語記載 (英語、中国語、ハングル)



(参考1)外国人等の土地取得について

○前都知事の都議会答弁（抜粋）

多くの恵みをもたらす森林づくりは、五十年、百年という長い年月をかけてかなうものでありまして、この貴重な財産である森林とそこから生み出される水源が将来にわたって損なわれることがあっては絶対にならないと思います。
最近、北海道において外資による森林買収の事実が明らかになって、今後はこうした動向に十分注意を払う必要があると思います。
本来、森林や水といった国土資源の保全については、国が速やかに対応すべきことであると思います。現場を預かる都としては、森林に関する情報を十分に把握するとともに、関係各局に横ぐしを通して、しっかりととした連携を保って森林の保全に取り組み、次世代にこれを継承していきたいと思っております。（平成22年第4回定例会）

○民有林購入事業（東京都水道局）

【事業目的】

将来にわたって水源地域を良好な状態で保全するため、手入れができる、所有者が手放す意向のある民有林を購入し、水道水源林として管理を行い、その機能を最大限発揮できるようにする

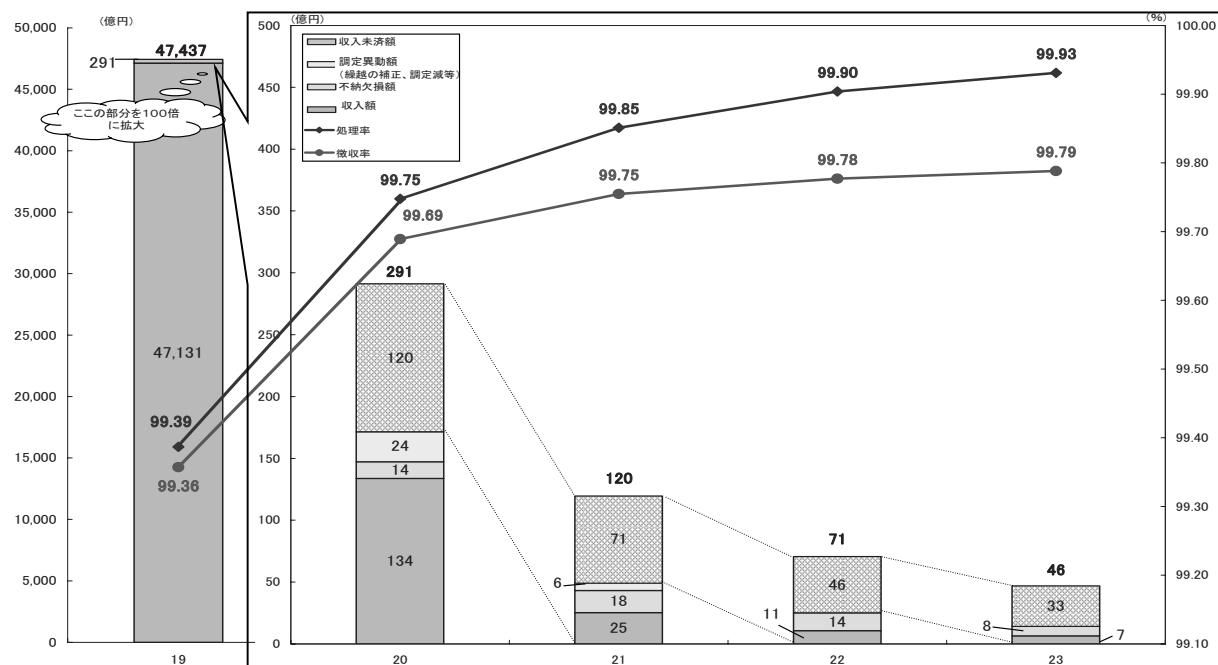
【事業開始時期】

平成22年度からモデル事業として開始し、平成25年度から本格実施

【対象地域・山林】

多摩川と日原川との合流点より上流域の民有林

(参考2)平成19年度に課税された都税の収入 未済額・徴収率の推移



国外居住者・外国人等に対する 固定資産税の賦課徴収について

横浜市
平成25年7月31日

<目次>

- 1 横浜市の概要
- 2 国外居住者・外国人等への対応の現状
- 3 国外居住者・外国人等への対応
- 4 外国人への納税通知書の公示送達件数
- 5 国外に住所を有する納税義務者について
- 6 分類①～④に関する経緯等
　納税通知書送達先の具体的な調査方法（分類①～④）
- 7 横浜市A区における国外居住者・外国人等の状況
- 8 横浜市A区の国外居住者・外国人等総件数の現状
- 9 今後の課題

横浜市の概要

横浜市データ

・人口	3,701,712	人
・面積	435.17	km ²
・課税物件数	2,134,085	件
うち筆数	1,310,010	筆
棟数	824,075	棟
・納税通知書発送数	1,165,922	通



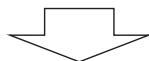
出典:(人口・面積)平成25年7月1日現在による
(課税状況)平成24年度固定資産概要調書等による

国外居住者・外国人等への対応の現状

- 横浜市では、これまで国外居住者・外国人等について、詳細には把握していない。
- 今回、総務省の調査を受け、国外居住者・外国人等に対する納税通知書の送達先等について、短期間で大まかな調査を実施。
- 今後も、国外居住者・外国人等について、このような調査をしていくことが重要。
- 横浜市では、現在、特に対応マニュアルなどは作成していないことから、今後、増加が予測される国外居住者・外国人等の納税管理人の設定に向け、具体的な調査方法のマニュアル化が必要。

国外居住者・外国人等への対応

地方税法は、納稅管理人の設定について規定。納稅義務者が市内に住所を有しない場合には、納稅管理人の設定を義務付け。



横浜市では、納稅管理人の設定に向け、親族や関係者と連絡を取るなど、あらゆる調査を尽くすことでもう本人への連絡先情報を入手し、納稅管理人を設定。あわせて口座振替納稅を勧奨。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（固定資産税の納稅管理人）

第三百五十五条 固定資産税の納稅義務者は、納稅義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納稅に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納稅管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納稅管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。
納稅管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

外国人への納稅通知書の公示送達件数

○ 平成24年度納稅通知書の発送件数及び外国人に係る公示送達件数

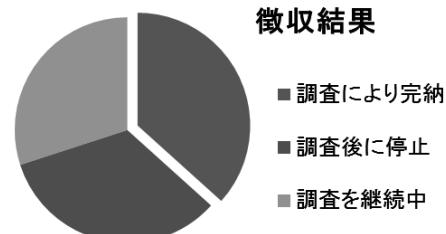
	送達件数	公示送達割合
平成24年度納稅通知書	1,165,922件	—
うち公示送達（※1）	858件	0.0736%
うち外国人への公示送達（※2）	30件	0.00256%

※1 一定の調査を行い、公示送達したもの。送達後も引き続き、調査を実施。

※2 外国人と推認される氏名を抽出したもの。

○ 外国人に係る公示送達後の徵収状況

調査により完納	調査後に停止	調査を継続中	計
11	10	9	30



国外に住所を有する納税義務者について

- 国外に住所を有する納税義務者の経緯を分析すると、次の4つに分類される。

① 国外居住者が投機的目的で国内の不動産を購入し、所有

② 海外赴任等の理由により世帯全員が一時的に国外転居

③ 不動産を処分しないまま世帯全員が国外移住

④ 国内居住の外国人が不動産を処分しないまま出国、死亡、行方不明

分類①に関する経緯等

➢ 国外居住者が投機的目的で不動産を購入し、所有

- ・ 最も多いケース
- ・ 調査による送達先の確定が比較的容易
- ・ 所有权移転について、登記済み通知があった際に、調査を開始
- ・ 全力を尽くして調査を実施し、納税管理人を設定、口座振替の勧奨
- ・ 現時点においては、問題なし
- ・ 今後、時間の経過に伴って所有者が死亡、国外居住者・外国人等相互間で所有権が移転するような場合に、問題の発生が予測される

納税通知書送達先の具体的な調査方法(分類①)

- 法務局にて、不動産の登記事項証明書をもとに、登記申請書を閲覧
- 登記申請の代理人となった司法書士と連絡
- 売買契約を仲介した不動産業者の連絡先を聴取
- 納税義務者の連絡先を聴取。納税管理人の設定を依頼
- 口座振替の手続きが未了の場合には、金融機関による口座振替納税を勧奨

分類②に関する経緯等

➢ 海外赴任等の理由により世帯全員が一時的に国外転居

- ・ 海外赴任等の期間は数年程度であり、短期間での出入国が多い
- ・ あらかじめ送達先の連絡を受けることが多い
- ・ 連絡がない場合には、納税通知書の返戻や滞納により調査を開始

納税通知書送達先の具体的な調査方法(分類②)

- 市民税の給与支払報告書、市民税申告書等により勤務先を特定
- 特定できないときは、近隣住民、マンション管理会社、賃借人等への聞き取り調査、戸籍事項証明書等の書類調査を実施
- 職場直通の連絡先を聴取。納税管理人の設定を依頼
- 口座振替の手続きが未了の場合には、金融機関による口座振替納税を勧奨

分類③に関する経緯等

➢ 不動産を処分しないまま世帯全員が国外移住

- ・ 絶対数は少ない
- ・ あらかじめ送達先の連絡を受けることが多い
- ・ 連絡がない場合には、納税通知書の返戻や滞納により調査を開始

納税通知書送達先の具体的な調査方法(分類③)

① 所有不動産に賃借人が居住している場合

- 賃借人に聞き取り調査
- 賃貸借契約を管理する不動産業者に聞き取り調査
- 納税義務者の連絡先を聴取。納税管理人の設定を依頼
- 口座振替納税を勧奨

② 所有不動産を賃貸していない場合

- 近隣住民、マンション管理会社への聞き取り、戸籍事項証明書等の調査
- 親族の搜索
- 納税義務者の連絡先を聴取。納税管理人の設定を依頼
- 必要に応じて親族に送達
- 口座振替納税を勧奨

分類④に関する経緯等

➢ 日本居住の外国人が不動産を処分しないまま出国、死亡、行方不明

- ・ 送達先の確定が極めて困難
- ・ 特に、外国人死亡のケースでは、相続人等の搜索が事実上不可能
- ・ 公示送達に至ることが多い

納税通知書送達先の具体的な調査方法(分類④)

- 分類①～③に掲げたあらゆる資料調査及び聞き取り調査を活用して検索

納税義務者総数に占める外国人の割合が増加しており、将来的に、当該外国人の死亡によって送達先の把握が困難となること、それに伴う滞納者数の増加が懸念される。

横浜市A区の概要

これまで見てきた状況について、特定の区（A区）を選定し、具体的な状況を示すと、次のようになる。

横浜市A区のデータ

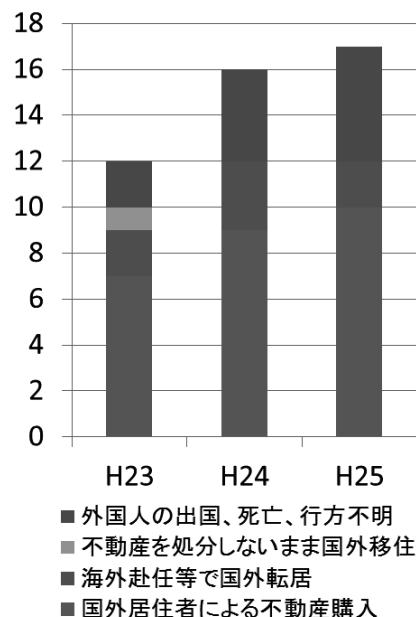
・人口	194,764	人
・面積	12.63	km ²
・課税物件数	103,012	件
うち筆数	55,422	筆
棟数	47,590	棟
・納税通知書発送数	70,853	通

出典：(人口・面積)平成25年7月1日現在による
(課税状況)平成24年度固定資産概要調査等による

横浜市A区における国外居住者・外国人等の状況

- 国外居住者が投機的目的で不動産を購入する件数は、年々増加している。
- 国内居住の外国人が出国、死亡、行方不明となるケースも増加している。

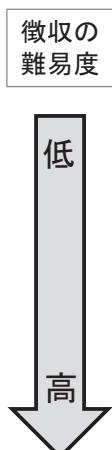
ケース	平成23年度 (H22.5 ～23.3)	平成24年度 (H23.4 ～24.3)	平成25年度 (H24.4 ～25.3)
①国外居住者による不動産購入	7	9	10
②海外赴任等で世帯全員が国外転居	2	3	2
③不動産を処分しないまま国外移住	1	0	0
④外国人が出国、死亡、行方不明	2	4	5
合計	12	16	17



横浜市A区の国外居住者・外国人等総件数の現状

- 国外居住者による投機的目的での不動産購入の場合や海外赴任等による一時的な国外転居の場合は、国内送達先が確定している割合が大きい。
- 送達先が確定できない場合は、公示送達を行う。
- 国内居住の外国人が出国、死亡、行方不明の場合は、結果として公示送達が多くなる。

	国外居住の納税義務者	うち納税管理人設定等で国内住所に送付	うち送達先が確定できず、公示送達	徴収の難易度
①国外居住者による不動産購入	36	35	1	低
②海外赴任等で世帯全員が国外転居	11	10	1	中
③不動産を処分しないまま国外移住	3	1	2	高
④外国人が出国、死亡、行方不明	9	6	3	高
合計	59	52	7	



※ 平成25年度の納税義務者について、同年7月時点において把握できた件数。
上記①～③については、その後の調査により、完納を目指している。

今後の課題

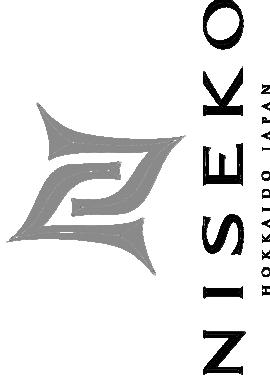
国内居住の外国人が出国、死亡、行方不明となるケースについては、調査が非常に困難。

実効性のある調査方法の確立が今後の課題。

投機的目的のケースについては、現在、十分対応できているが、今後、時間の経過に伴う所有外国人の死亡などにより、同じような状況となるおそれあり。

ニセコ町における 外国人納税者対策

2013/7/31



ニセコ地域の 外国人定住者の現状

平成25年5月末の住民基本台帳人口

	住民基本台帳人口 (人)	うち外国人 (人)	割合(%)
ニセコ町	4,792	93	1.94
倶知安町	15,464	297	1.92

ニセコ町の国別内訳

国名	人数
オーストラリア	21
韓国・朝鮮	15
英國	8
米国	8
中国	7
その他	34

定住する外国人の主な職種

- ホテルの従業員
- オートドア関連事業の経営者や従業員
- 不動産関連業の経営者や従業員

定住化の背景

- 冬の観光が定着 → 夏の観光を開拓 → 外国人の動き手の需要増加
- ニセコの雪は「パウダースノー」と評判になる
 - スキー場でインストラクターをしながら冬期間定住を始める人が夏のアウトドアメニューとして、ラフティングなどを開発
 - ニセコ地域が、通年で外国人の来訪する地域に
 - 外国人観光客の増加に伴い、さらなる外国人の定住増加
(人口と産業 15~16p 観光客の入込 17p、19~20p参照)

増加する外国人定住者対策

●『ニセコくらしのガイドブック』作成

10年で外国人登録者数は10倍に

- 10年で外国人登録者数は10倍に増加
(16p 「外国人登録者数の推移」参照)
- 夏期間よりも冬期間の登録者数が多い
英会話のできる職員が協力して対応してきたが…
- 役場にも外国人職員の必要性
外国人研修生の積極的な受入
- 転入の際に配る『ニセコくらしのガイドブック』を作成へ

ガイドブックの内容を一部紹介すると

- 種類は2言語3種類…英語、中国語(繁字体と簡字体)
- 生活全般をガイドする
上下水道、ごみの分別、病院、保険医療や福祉サービス
戸籍の届出、税制度、地図など
- 作成には外国人職員や研修生も協力
・ 但知安町では定住外国人の意見も取り入れている

海外在住の納稅者対策

●固定資産税

始まりはニセコ地域が滞在型のリゾートへ注目されたこと

- ニセコ山系のヒラフスキーワーク(但知安町)周辺で、既存ペンション街を滞在型のリゾートとするべく、外国人が注目別荘地のほか、コンドミニアムの建設と分譲が急増
- 販売の対象は外国人(オーストラリアやアジアの富裕層)
- 余波がニセコ町にも波及

外国住所の外国人納稅義務者に対して

- 外国住所、外国人名の納稅義務者の出現(10p参照)
- 納稅通知書はできただけれど…
登記所からの通知はカタカナ表記で記載したもののが届く
- 不動産取得税担当者のアドバイス
英訳した文書を、本国へ送っている。納稅管理人届出書も
- 英訳文書の作成 → 外国人職員の協力
税制度の解説、納稅のお知らせ、納稅管理人届出書
(11p~14p参照)

関係機関との連携

- 北海道は、不動産仲介業者や司法書士に、外国人は納稅管理人が必要であると説明してもらうよう協力を要請
- 町からも同様の要請で連携

出国した納税者対策

●住民税

外国人納税者に対する 今後の課題

住民税の徴収が難しくなる「原因」は

- ・ 収入発生時期と課税時期が一致していない
　住民税は翌年度課税
- ・ 課税の判定は、1月1日に住所があるかどうか
　だが、正しく届出がされるかどうか
　外国人はまだ、住民登録制度になじんでいない
　1月以降、納付書作成までに転出した場合は
　納付書の送付先をどこに…
- ・ 每年、冬はニセコ、夏は自国という外国人も
- 課税担当者は、相手に確認しなければならないのだが…
　転出先が海外の場合は、メールアドレスを聞いておく
　など届出窓口と連携をはかり、行先の確認や納税方法の
　確認が必要

第1 居場所の把握

- ・ 居住の有無が課税権の有無に
　居場所が分かれれば、納税通知書を確実に送付できる
　・ 住民登録窓口を通じ、入国管理局と連携
- ・ 納税管理人を届けていない場合を考え、督促状や催告状も

第2 督促や催告

- ・ 納税管理人で表記
　英文で表記
- ・ 海外からの送金方法などの相談にも応じられる資料の準備

第3 海外からの送金

住民税も所得税と一緒に徴収できないか

- ・ 徴収漏れを防ぐには、所得税と一緒に源泉徴収し、
　年末調整や確定申告で精算
- ・ 年による所得の増減にも対応可能
　・ 所得税と住民税の「二重課税」と思っている人にも
　　対応できる

納税者対策は全ての納税者に

- ・ ニセコ町の財政力指標は0.25
- ・ この10年間の個人住民税、固定資産税、軽自動車税の徴収率
　　は現年度分98%台で横ばいだが、滞納総額は、徐々に増え
　　ている
　・ 紳税者対策は、全ての納税者に必要(徴収率等は80参照)
　・ 税の徴収は「後志広域連合」と協力して、確実に収入

俱知安町の最近の対応事例

10年間の税収と徴収率

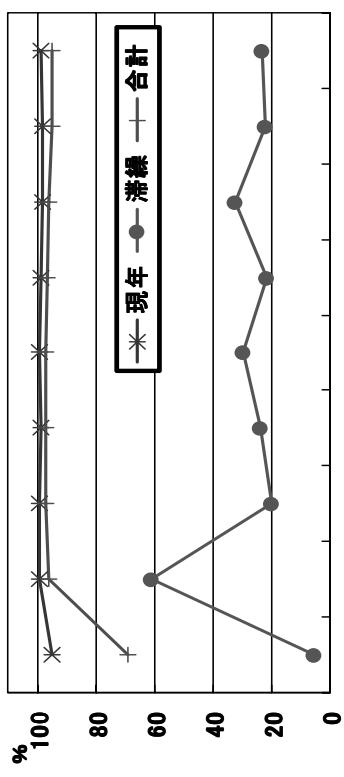
年度別町税収入と徴収率

課税する担当者の対応

- 住民税では、季節で移動する外国人には、雇用主の会社に納税通知書を預かってもらう
- 固定資産税では、建物管理会社に強制的に「納税管理人」を依頼
- 国民健康保険税では、滞在3か月以上で国保の加入義務あるため、夏と冬の滞在期間の長短で加入の有無が生じ、不公平であるといわれる
- 帰国せず、海外転出で居所不明になつたら公示送達して、時効を待つより手だてがない状況もある
- 外国人同士がインターネットで情報交換
- 制度を理解すると、制度の隙間をつくる

年度	個人 町民税	固定 資産税	軽自動 車税	合計 (千円)	現年分	漸減分	徴収率(%)
H16	90,462	368,014	7,056	465,535	94.79	5.28	68.90
H17	103,578	377,836	7,338	488,752	99.12	60.82	96.11
H18	101,690	369,607	7,606	478,903	99.14	20.19	97.15
H19	141,512	378,205	7,925	527,642	98.83	23.82	96.80
H20	161,613	394,226	8,334	564,173	99.17	29.53	97.26
H21	155,904	387,917	8,760	552,581	98.79	21.74	96.74
H22	156,697	386,111	8,965	551,774	98.30	32.17	96.22
H23	154,267	382,074	9,050	545,391	98.06	22.34	94.84
H24	167,536	359,787	9,165	536,487	98.74	23.21	94.87
				平均徴収率	93.21		

- H16の徴収率が低い原因是、大型ホテルの業績不振で固定資産税の滞納が続いた
- H21と22では、外國資本による固定資産税の滞納があつた
- H23と24では、町民税の年少扶養停止による税負担の増加で住民税の滞納が増加
- H23から3年計画で徴収強化策をとっている



定住外国人にも粘り強い納税交渉が必要

住所地が海外である 土地所有者

住所地が海外である 納税義務者

平成25年1月1日現在

国名	所有面積(m ²)	個人(人)	法人(社)
英領ヴァージン諸島他	305,064	5	16
中国(香港・上海)	290,759	22	18
シンガポール	210,807	8	1
オーストラリア	78,860	30	11
米国	18,633	6	
インドネシア	6,958	2	0
その他	70,075	5	2
ブラジル	39,309	1	
ギリシャ	20,622	1	
マレーシア	2,830	1	
カナダ	579	1	
タイ王国	331	1	
ベリーズ国	6,130	1	
ニュージーランド	274	1	
合計	981,156	78	48

法 人	外国人所有地の割合	
	ニセコ町の面積(m ²)	197,130,000
	ニセコ町の評価総面積(m ²)	110,302,153
	ニセコ町の評価山林原野(m ²)	78,416,346
	割合	17
	合 計	48

- 平成25年度の納税義務者のうち、住所地が海外である納税義務者は48件、うち40件が納税管理人届を提出している
- 納税管理人届の提出がないもののうち滞納繰越があるのは、個人2件、法人1件

単位:人または社

国別納税義務者数

	納税義務者の住所地(国名)	納税義務者数	うち納税管理人あり
オーストラリア		13	11
中国(香港)		8	8
中国(上海)		1	0
シンガポール		3	2
インドネシア		1	0
タイ		1	1
米国		1	1
個人計		28	23
中国(香港)		8	6
オーストラリア		5	5
英領バージン諸島		4	3
英領シラルタル		1	1
ニュージーランド		1	1
シンガポール		1	1
法人計		20	17
合 計		48	40

外国人への通知文

外国人向け固定資産税制度のお知らせ(英文)



N I S E K O

Property Tax for Non Residents

In Japan, Land and Building acquisitions are subject to a Annual Property Tax.

Property Tax (Local tax)

Compliance Individuals or Corporate entities that own Land and Buildings in Niseko Town are required to pay property tax on their acquisitions assets. The property tax payer is owner in January 1st every year.

Tax Calculation

The tax rate is applied on the total value of the land and the buildings and is charged at 1.4% of the total. When the value of the land and buildings exceeds a preset amount (Land 300,000 Yen) (Buildings 200,000 Yen) Property Tax is applicable and is calculated at the above rate.

Property Valuation

The property tax is not based on the purchasing price of the land and buildings, it is based on the property value that is listed in the fixed asset register controlled by the Niseko Town Council.

Date of Payment

Property tax notices are sent out by the Niseko Town Council, the date when the payment is due is listed on these notices.
Where payments can be made:

- Hokkaido Shinko Kinto – Niseko Branch
- Yotei Niseko Kyodou Kumai (Niseko Farmers Association – Niseko Branch)
- Yotei Ginko – Kurchan Branch
- Post Offices located with in Hokkaido
- Convenience Store in Japan

Tax Reductions

When you build a new house or building on property that you have acquired it is possible that you may be eligible for a property tax reduction, however this is not always the case.

IMPORTANT REQUIREMENT

When you acquire property or buildings in Niseko Town and you are Non Resident in Japan it is necessary to register with an approved taxation agency based in Japan.

A Tax Agent is a registered agent located in Japan, the Tax Agent handles taxation issues and the filing of tax payments on the behalf of Non Japanese residents who have offices or businesses and property and buildings in Japan.

Registration with a Tax agent

When you have decided on your Taxation Agent, please ensure to fill in and submit the Tax Agent Registration form. If you require more details please do not hesitate to contact the Niseko Town Council Taxation Division, if you have any telephone queries these can only be handled in Japanese, you will need to provide Japanese Language assistance.

Tel: 0136-44-2121 Fax: 0136-44-3500
Email: taimo@town.niseko.jp
Chief Clerk: Yoko Saito
Taxation Clerk: Masami Asai
Hours: 8:40 am – 17:15 pm

注：住所のほかに書類等を送達する場所がある場合は、「備考」欄に当該送達先を記入すること。
(If the preferred mail address differs from the tax agent's address, please put the address in the "Notes" section.)

外国人向け固定資産税制度のお知らせ(和文)

固定資産税を取得された方へ(外国人用)

日本では、土地や建物を取得すると、毎年、固定資産税が課税されます。

固定資産税について(地方税)

納める人

毎年1月1日の時点で、土地や建物を所有している人です。

納める額

所有している土地・建物の合計価格に1.4%の税率を乗じた額です。
土地・建物のそれぞれの合計額が、一定金額（土地は30万円、建物は20万円）を超えた場合に、税率が計算されます。

土地・建物の登録

実際の売買価格ではなく、ニセコ町が管理する固定資産課税台帳に登録されている価格です。

支める時期

ニセコ町から送付される納税通知書により、定められた期日です。

支める場所

北海道用金庫 ニセコ支店
よしむら農業協同組合 ニセコ支所
北洋銀行 但知支店
北海道内の郵便局
ヨンビニエンスストア

納税額

新築家屋を取得した場合は、固定資産税が軽減となる場合があります。納税管理人を通じてお問い合わせください。

【重要】納税管理人について

外国人に居住する人が、ニセコ町の土地・建物を取得した場合、納税管理人を定めてニセコ町に申告しなければなりません。

納税管理人とは

日本国内に住所、居所、事務所または事業所を有する人で、土地・建物を取得した人に付つて、固定資産税の納税に関する一切の事項を処理してもらいます。

納税管理人登録申込書を提出する人

納税管理人となるべき人が決まったら、納税管理人登録申込書を提出してください。

そのほか重要な内容については、次の担当部門にお問い合わせください。

電話 0136-44-2121 FAX 0136-44-3500

Email zemmu@town.niseko.hk.jp

Collection Notice for Property Tax

固定資産税 督促状

_____様

As at the 20th of November 2012. The following taxes pertaining to you are listed in the town system as outstanding. Payment of these outstanding taxes is requested immediately.

平成24年1月26日現在、下記固定資産税が未納となっていますので、至急納められるよう督促します。

(Fiscal year)	(Tax category)	(Term)	税額	(Taxation Notice number)	(Taxation Notice date)
2012	(Property tax) 地区分	1			¥
2012	固定資産税	2			¥
2012	(Property tax) 固定資産税	3			¥
2012	(Property tax) 固定資産税	4			¥

○ This notice of amounts has been created on the 26th of November 2012. It is possible that you have already made payment of these amounts between the time that this notice was created and the time that you received this notice. If this is the case, please advise Niseko Town as soon as possible of the details of your payment.

○ この督促状は平成24年1月26日現在で作成しています。すでに納付済みの箇は本書の行き違いに付きご了承ください。

27th November 2012
平成24年11月27日

Niseko Town Mayor Keiyo Katayama
北海道虻田郡ニセコ町長 片山 健也

■ For Enquiries:

Niseko Town Council

Revenue Department, Taxation Section/Chef: Yuko Sadaie

In case of absence, please contact: Director: Masato Asai
□ If you are unable to speak Japanese, please direct your enquiry to the Niseko Town Council Industry and Tourism Division: Paul Haggart

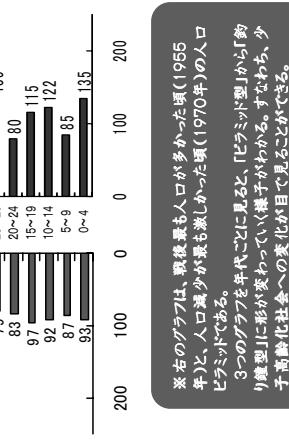
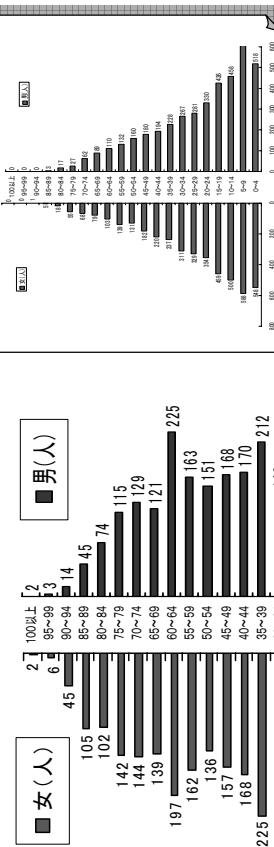
TEL: 0136-44-2121 FAX: 0136-44-3500 Hours of business: 08:40-17:15
E-mail: zemmu@town.niseko.hk.jp

統計資料

ニセコ町の人口と産業構造

年齢別男女別人口（平成24年3月31日現在住民基本台帳）

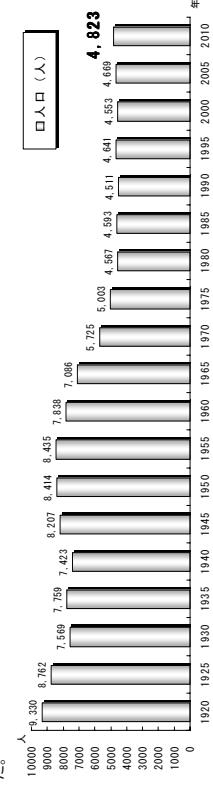
男2,406人、女2,405人、総人口4,811人で昨年同時期から160人増。65歳以上の高齢者比率は24.6%であり、今後も高齢化が進むと思われる。国勢調査によると、2010年10月1日現在の全国、北海道の高齢者比率は、それぞれ23.0%、24.7%である。



※右のグラフは、戦後最も人口が多かった頃（1956年）と、人口減少が最も激しかった頃（1970年）の人口比グラフである。「ビミッド型」から「鈍リ複型」に形が変わっていく様子がわかる。すなわち、少子高齢化社会への変化が目で見ることができる。

国勢調査人口の推移

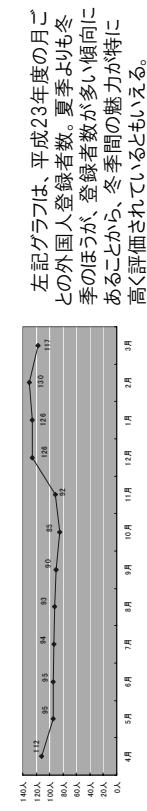
1920年より1940年までは減少したが、戦後一時増加する。しかし、全国的に過疎化減少が顕著化し始めた1960年頃から再び減少を始め、1980年には1920年の半分以下まで落ち込んでしまった。以降、構成比が漸減の一途を辿る。2005-2010年の5年間では、多くの市町村が人口減少する中、全道3番目の人口増加率（3.3%）となつた。



統計資料

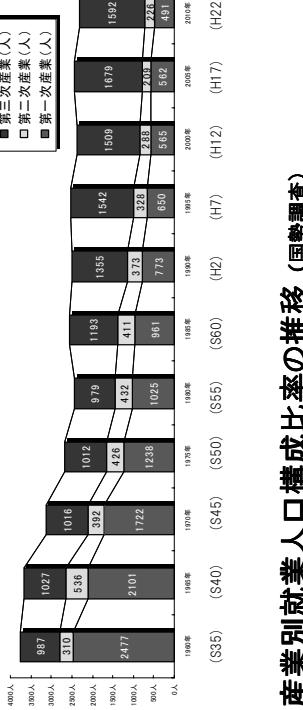
外国人登録者数の推移（各年度末住民基本台帳）

ここ10年での外国人登録者数は10倍以上に達し、国際的にニセコの注目度が高まっていることが見える。

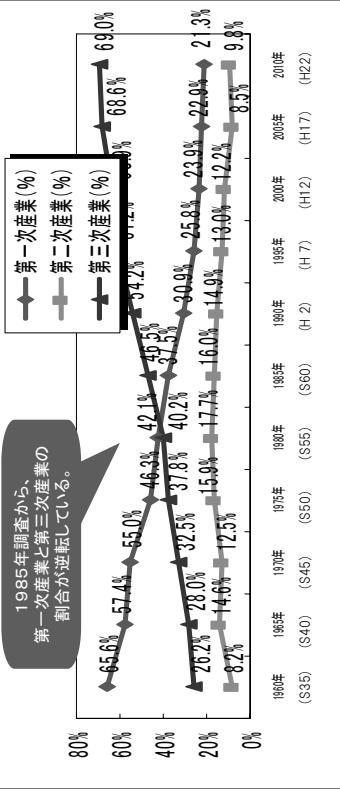


産業別就業人口の推移（国勢調査）

左記グラフは、平成23年度の月ごとの外国人登録者数。夏季よりも冬季のほうが、登録者数が多い傾向にあることから、冬季間の魅力が特に高く評価されているともいえる。



産業別就業人口構成比率の推移（国勢調査）



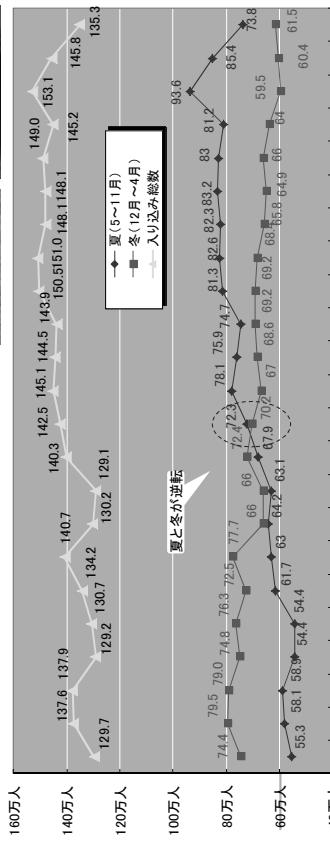
統計資料

二セコ町の観光 観光客入り込み数の推移（ニセコ町商工観光課調べ）



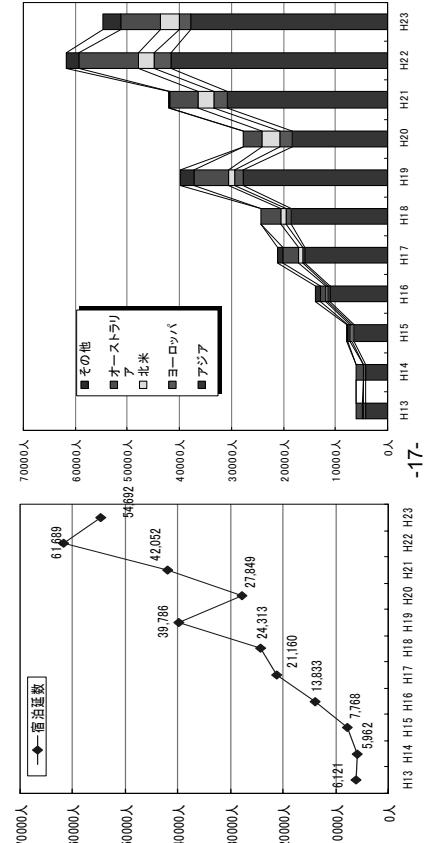
ニセコ町の観光客入り込み総数では平成10年からほぼ横ばいが微増傾向にある。（平成23年は震災の影響により減少）
季節で見ると、平成11年から夏と冬の入り込み数が逆転しており、かつてのスキーリゾート中心だったニセコの観光に変化が見られる。

アンヌプリスキーリゾート（左）
尻別川でのラフティング（右）



外国人宿泊客の状況（ニセコ町商工観光課調べ）

ニセコ町への外国人宿泊客数は、平成14年度を境に急激に増加、22年度には約10倍にも達し、国別の状況を見ると、特にアジアやオセアニアからの来訪者が増加している。20・23年度には経済状況や震災の影響により減少しているが、今後も増加傾向が見込まれる。



二セコ町の財政（平成22年度決算）

一般会計		歳 入	歳 出	決算額(千円)	構成比
	(款別)				
町 地	方 方	譲 交 付 税	61,996	13.7%	費 費 費 費 費 費
利 利	子 間 交 付 税	1,420	0.03%	議 総 消 生 働 業	
配 当 利 株 式 諸 所 得 等 交 付 金		478	0.01%	民 衛 林 水 産	
地 方 消 費 税 交 付 金		45,469	0.97%	工 木 防 育 旧	
ゴ ル フ フ 場 利 用 税 交 付 金		2,299	0.05%	農 農 教 災	
自 动 車 取 得 税 交 付 金		12,344	0.28%	業 債 債 債 費	
地 方 特 例 交 付 金		13,586	0.29%	商 木 人 事 費	
地 方 交 付 税		1,933,171	41.10%	工 防 育 件 件	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 税		925	0.02%	農 常 常 資 件	
分 抽 金 及 び 負 担 金	支 手 料	10,987	0.23%	業 的 經 計 指	
使 用 料 及 び 手 料	支 出 金	155,213	3.38%	農 事 件 費	
國 國 車 車 支 出 金		84,549	18.04%	業 件 費	
道 附 金 及 び 金 金		209,109	4.45%	農 事 件 費	
附 金 収 入		32,345	0.69%	業 件 費	
寄 購 入		2,429	0.05%	農 事 件 費	
繰 越 収		2,286	0.05%	業 件 費	
諸 附 金		119,224	2.53%	農 事 件 費	
明 債 債		11,191,92	2.53%	農 事 件 費	
地 方 債 債		48,214	10.27%	農 事 件 費	
歳 入 合 計		4,703,155	100.00%	農 事 件 費	
				4,575,913	100.00%

二セコ町の予算、詳しい財政状況については、予算説明書「もつと知りたいことの仕事」や町ホームページをご覧ください。
◆財政状況 <http://www.town.nisekolg.jp/machitsukuri/zaissei/kessanhtml>

主要な財政指標		歳 出	歳 入	合 計
標 準 財 政 指 數		232,988	27,303,26千円	
(連結) 実質赤字比率		2,327	0.25%	
実質公債比率		41,589	15.4%	
将 来 負 担 比 率		199,564	86.1%	
資 金 不 足 比 率		178,624	66.0百万円	
基 金 残 高 (全 会 計)		10,987	3,470百万円	
地 方 債 債 高 (全 会 計)		665,079	93.1%	
ラ ス ハ イ レ ス 指 數				

平成24年度観光入込客数 調査結果について

平成24年度ニセコ町 外国人宿泊者数

ニセコ町商工観光課調べ

ニセコ町の入込客数

(単位:千人)

年度	ニセコ町 入込客総数	内訳			内訳 宿泊客 (宿泊延数)	日帰客
		道外客	道内客	宿泊客 (宿泊延数)		
平成24年度	1,411	737	674	302(449)	1,109	
平成23年度	1,353	683	670	305(409)	1,048	
対前年度比	104.3%	107.9%	100.6%	99.0% (109.8%)	105.8%	

ニセコ山系の入込客数

(単位:千人)

年度	ニセコ山系 入込客総数	内 訳			内 訳 宿泊客 (宿泊延数)	日帰客
		道外客	道内客	宿泊客 (宿泊延数)		
平成24年度	4,344	1,468	2,876	990	3,354	
平成23年度	4,179	1,400	2,779	979	3,200	
対前年度比	103.9%	104.9%	103.5%	101.1%	104.8%	

注)ニセコ山系 ニセコ、蘭越、俱知安、共和、岩内の5町

ニセコ町商工観光課調べ

(単位:宿泊人数→人、宿泊延数→人・泊)

外国人宿泊者数

(単位:千人)

年度	宿泊人数	主な国			宿泊延数
		香港	韓国	豪州	
24年度	55,939	10,832	9,265	9,691	88,298
23年度	28,878	6,271	5,995	3,220	54,692
対前年度比(%)	193.7	172.7	154.5	301.0	161.4

外国人宿泊者数上位10か国

国 名	宿泊延べ 数(人)	平成24年度		平成23年度		対前年比 比率(%)
		比率(%)	宿泊延べ 数(人)	比率(%)	宿泊延べ 数(人)	
1 香港	17,550	19.9	12,592	23.0	139.4	
2 オーストラリア	15,206	17.2	7,528	13.8	202.0	
3 韓国	13,919	15.8	8,089	14.8	172.1	
4 台湾	11,298	12.8	4,554	8.3	248.1	
5 シンガポール	8,630	9.8	5,242	9.6	164.6	
6 中国	4,957	5.6	5,545	10.1	89.4	
7 タイ	3,592	4.1	741	1.4	484.8	
8 アメリカ	3,508	4.0	3,051	5.6	115.0	
9 マレーシア	2,318	2.6	965	1.8	240.2	
10 イギリス	1,620	1.8	1,354	2.5	119.6	



N I S E K O

HOKKAIDO JAPAN

《新しいニセコのロゴマーク》

「小さしながらも世界に通用する上質なりゾート地」をコンセプトに、誰もが読みやすいローマ字表記にされています。そして、ニセコの語源となっているアイヌの文様をモチーフにしたNマークは、連なるニセコの山々とそこにある「雪」「氷」などを表現し、世界に通用する山間リゾートへ成長したいという想いが表現されています。

ニセコ町統計資料「数字で見るニセコ」2012年5月末版

発行／ニセコ町 企画環境課経営企画係

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地
TEL 0136-44-2121 FAX 0136-44-3500
公式ウェブサイト <http://www.town.niseko.lg.jp>

資料3 海外調査報告

車体課税

訪問先について

[ドイツ]:

- Institut für Steuerrecht Universität zu Köln(ケルン大学租税法研究所)
Hey所長 他
- Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen(NRW州財務省)
Neumann第V局長 他
- Bundesministerium der Finanzen(独連邦財務省)
Hofmann第IV課長 他

[デンマーク]:

- University of Copenhagen(コペンハーゲン大学)
Henrik法学部長 他
- Ministry of Tax(デンマーク税務省)
Clausチーフアドバイザー 他

[イギリス]:

- Her Majesty Treasury(英國財務省)
Jamil主税局自動車税担当 他
- Driver and Vehicle Licensing Authority(運転者・車両免許庁)
Jason自動車税担当 他
- Open University(オープン大学)
Potter教授

自動車関係諸税を巡る議論について(総論)

- 各国とも、自動車関係諸税については、車体課税のみ、あるいは燃料課税のみで議論すること無く、車体課税と燃料課税を併せた全体パッケージでの議論が基本。車体課税に関しても、取得時から走行時に到る一連を全体として俯瞰し、税制上総合的に考慮。
- 環境政策(CO2排出、PM・NOx排出)については、CO2排出抑制を各国の税制度で、PM・NOx排出抑制をEU全体に係る規制(EURO規制)により、それぞれ対応。
(PM・NOx排出に関しても基本的には税で対応すべきだが、簡素化の観点からCO2排出量のみに着目するとの考え方。)
- CO2排出量(乗用車)に関しては、EU指令(Directive 80/1268/EE)に基づき、EU内では型式認定時の必要事項の1つとして位置付けられている。
各国とも基本的には各自動車メーカーがCO2排出量測定に係る費用を負担。また、例えれば改造度が大きい車(例えは介護用改造車)やバンに関しては、CO2排出量測定はユーザーの自己負担が原則で、これらに対する補助金等もない。
- ユーザーの消費行動は、イニシャルコストによって影響を受けやすく、保有税による効果もさることながら、取得時(初年度)で格差をつけることこそが、税収確保及び環境政策上効果的であると認識し、所要の制度設計を行っている。

自動車税の課税根拠等について

- 各国とも、自動車税については財産税的な性格を有する一般財源として整理。
- 環境政策的側面の要素を加味しつつも、税であることから、税収の確保が一義的に重要。
- 道路特定財源の一般財源化や、自動車税へのCO2課税導入等に際しても、課税根拠の変更までは行っていない。何れも変更前後で税収中立となるよう制度設計。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・自動車税は、奢侈品に対する課税が起源である一般財源。・CO2排出量を課税標準に組み込んだことで、環境抑制的な面も持つようになったが、基本的な考え方は不变であり、税収中立て制度設計。・排気量ベースの課税が全体の1/3、CO2ベースの課税が全体の2/3であるものの、自動車税の基本はあくまで排気量に対する課税と位置付けている。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・自動車税は、保有という実態に着目した一般財源であり、税である以上、税収の確保が最も大事なことである。・自動車取得税の課税標準の特例に燃費を追加した際も、課税根拠の変更は行っておらず、税収中立て制度設計。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・自動車税は、奢侈品に対する課税が起源である一般財源。・道路特定財源から一般財源化した際、また、課税標準を排気量からCO2排出量に変更した際の何れも、課税根拠を変更していない。・自動車取得税の廃止は、VAT引上げが原因でなく、環境考慮(燃料効率化へのシグナル)のため。そのため、代替財源として燃料課税を引き上げ。

車体課税にCO2排出量ないし燃費に応じた課税を導入した理由

- 各国とも、主として環境対策の観点から、車体課税にCO2排出量ないし燃費に応じた課税を導入している。
- また、ユーザーのみならず、自動車業界に対する動機付けも考慮に入れている。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ 低燃費車の普及を促進し、CO2排出量を削減することが要請されていたことに対応したもの。加えて、自動車業界に低燃費車の開発・製造を動機つけるため。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・ 地球環境対策の観点から、低燃費車の購入促進及びCO2排出削減を図るため。・ 化石燃料への依存を減らす安全保障上の要請のため。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ CO2排出量を課税庁が把握できるようになったことでCO2排出量に応じた課税が物理的に可能になったこと、かつ、時代背景として、地球温暖化に対応することが求められていたため。

保有税である自動車税にCO2排出量ないし燃費に応じた課税を導入した理由

- 各国とも、自動車関係諸税における取得、保有、走行の各段階における役割を総合的に俯瞰し、燃料課税を補完する役割としての機能を重視している。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ 燃料課税の増税は、特に地方住民への配慮から否定的。そのため、代替として、保有コストに敏感なユーザーを低燃費車保有に誘因するため、自動車税の課税標準(排気量)にCO2排出量を追加。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・ 1990年比でCO2排出量を40%削減する計画がある。・ 燃料課税を上げた場合、ユーザーは陸続きの他国で給油してしまい税収が減る要因となるため、デンマークの燃料課税は、スウェーデン及びドイツと同率となるよう設定。そのため、税制全体を見渡して、取得段階及び保有段階で燃費に応じた課税を導入。・ CO2排出量は燃費と相関関係があり、デンマークにおいてはCO2排出量よりも燃費の方が人口に膾炙しているため、課税標準に燃費を採用。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ 保有コストである保有税で重軽課を行うことで、ユーザーがより低燃費なエコカーを購入するように政策的に誘導。 (取得時課税があればより効果的であったであろうが、存在しないので保有課税で行ったとの補足説明あり。)・ 英国においては、自動車税収の大半を自家用車が占め、燃料課税の大半を商用車が占める状況。また、燃料課税の税率は、EU内で最も高いことからこれ以上(政治的に)上げられないこともあり、保有税にCO2排出量に応じた課税を導入することが現実的と判断。

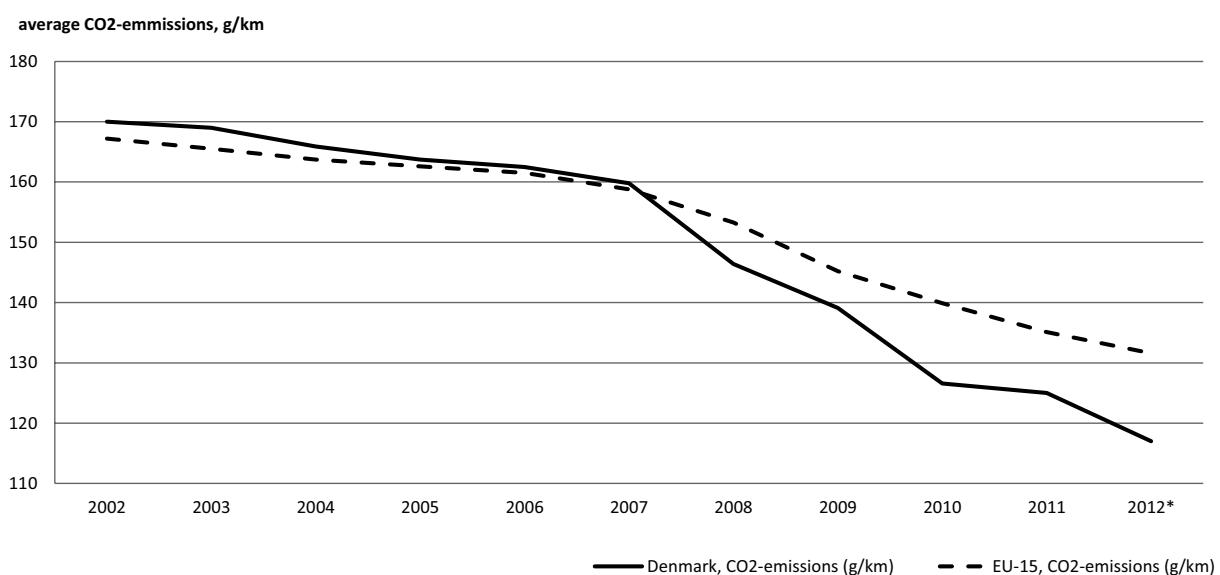
CO2課税を導入した効果について

- 各国とも、課税標準にCO2排出量ないし燃費を導入した後に、乗用車の低燃費化がみられ、特に、初年度におけるCO2排出量ないし燃費に応じた課税の寄与が大きい。
- これは、ユーザーの消費行動が、イニシャルコストによって影響を受けやすいことを意味しており、保有税による効果もさることながら、取得時(初年度)で格差をつけることこそが、税収確保及び環境政策上効果的であることを示している。

ドイツ	・自動車税の課税標準にCO2排出量を加えた2009年以降、新規登録された車の平均CO2排出量推移については、以下のとおり。 2009年:154.2 g-co2/km、 2012年:141.8 g-co2/km
デンマーク	・自動車税(自動車登録税)の課税標準等に燃費を追加した1997年(2007年)以降の新規登録車の平均CO2排出量推移については、以下のとおり。 2001年:172.9 g-co2/km 2006年:161.5 g-co2/km *EU平均を下回るCO2排出量漸減 2007年:159.8 g-co2/km(取得時の課税標準の特例に燃費を追加) 2012年:117 g-co2/km *EU平均を上回る急激なCO2排出量減少
イギリス	・自動車税の課税標準をCO2排出量とした2001年以降、新規登録された車の平均CO2排出量推移については、以下のとおり。 2001年:177.6 g-co2/km 2008年:158 g-co2/km 2009年:149.5 g-co2/km(FYR制度の創設) 2012年:133.1 g-co2/km

CO2課税を導入した効果について(デンマークの事例)

- 取得時の課税標準の特例に燃費を導入した後に、EU平均を大幅に上回る勢いでデンマーク国内の新車新規登録車のCO2排出量低下(低燃費化)が進行している。



Source: European Environment Agency.
*Data for 2012 are provisional.

税収の確保策について

- 各国とも、CO2課税導入後の税収確保策については、税率の改訂を基本的な対応策として挙げている。
- ただし、政治的に困難な場合があるため、税務当局は対応に苦慮している模様。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・排気量ベースの税率があるので、税収の下振れを防いでいる。・CO2排出量ベースの課税に関しては、今後のCO2排出量削減の技術向上に伴い、何もしないと自然減となることから、EU排出規制規則の基準に基づき、<u>免税点を切り上げることで税収を確保する予定。</u> (2009年～2011年：120 g-co2/km以下(2015年規制値)) (2012年～2013年：110 g-co2/km以下) (2014年以降：95 g-co2/km以下(2020年規制値))
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・税法上、税収スライドは制度的に内含されていない模様。・ただし、取得価格に応じた課税は、経済成長に見合ったものになるため、(景気の変動に左右されないという)利点がある。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・CO2排出量削減の技術向上に伴い、標準税率区分(現在、A～Mの13段階)設定の変更及び税率変更、初年度税率の変更を行うことにより、税収を確保することを想定。・ただし、2010年以来、現実的には、自動車税の税率はインフレ起因に相当する分以外は上げていない状態。

自家用自動車と営業用自動車の取扱いについて

- 各国とも、一部の例外を除き、保有税での自家用自動車と営業用自動車の取扱いは同一。
- デンマークのように、保有時ではなく、取得時に差異を設けている例もあった。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・“Scheduled Traffic”(路線バスを想定)、農林業の用に供する車、及び“Combined goods transportation traffic”(鉄道コンテナに乗る車を想定)のみ減税措置がある(タクシーにはない)。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・保有税では、自家用自動車と営業用自動車の取扱いは同一。・ただし、取得時にトラック、タクシー、バス等への優遇措置がある。 (例えば、トラックの場合は取得税は免税、タクシーの場合は23万DKKまで免税、23万DKKを超える分の70%を課税等。)
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・自家用自動車と営業用自動車の取扱いは同一。・ただし、会社保有の自動車及び小型トラックの業務外利用(例：週末の買い物等の個人利用、子供送迎等)については、別途、CCTが課される。 ※CCT(Company Car Tax:企業自動車税) フリンジベネフィットに対する課税。CO2排出量に応じ、取得価格(減価償却有り)の最大35%を所得税の算定基礎に合算するもの。

地方住民等への配慮について

- 各国とも、「公共交通機関が発達しておらず、移動手段を自動車に頼らざるを得ない地方住民等」に対し、車体課税において減免措置を講じていない。

(仮に何かしらの対応を迫られる場合でも、税の世界での対応は難しいのではないかとのコメント(税法上、地方住民等のみを減免する正当な理由が見出せない。また何をもって「地方住民」と定義するかが不明等。)があった。)

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ 車体課税における減免措置は講じていない。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・ 車体課税における減免措置は講じていない。・ 燃料課税を引き上げないことで、地方住民等へ配慮。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ 車体課税に対する減免措置は講じていない。・ 燃料課税を引き上げないことで、地方住民等へ配慮。

電気自動車に対する課税について

- 各国とも、電気自動車に対する課税について、配慮を加えている。

ドイツ	<ul style="list-style-type: none">・ 下記の間に初回登録がなされた電気自動車は、免税となる。<ul style="list-style-type: none">・ 初回登録が2011.5.8～2015.12.31迄の場合：10年間・ 初回登録が2016.1.1～2020.12.31迄の場合：5年間・ 免税特例が切れた後の取扱いについては、以下の通り。<ul style="list-style-type: none">・ 課税標準は重量。200kg毎に、以下のレートで算出。<ul style="list-style-type: none">～2,000kg: €11.252,000kg～3,000kg: €12.023,000kg～3,500kg: €12.78・ 上記で算出した額を50%減額した額を税率とする。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none">・ 2015年末までに初回登録がなされた電気自動車は、免税となる。・ 2015年以降の取扱いについては、方針が固まっていない。
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ 2015年末までに初回登録がなされた電気自動車は、免税となる。・ 2015年以降の取扱いについては、方針が固まっていない。

二輪車に対する課税について

- EU内の自動車の型式認定に当たっては、乗用車及び軽量バンのみがCO2排出量測定が義務化されているが、それ以外の車（二輪車、大型車等）は対象外である。
- そのため、各国においては、二輪車に対してはCO2排出量ないし燃費に応じた課税を行っておらず、排気量等によって課税されている。

ドイツ	・課税標準は <u>排気量</u> であり、以下のとおり課税される。 排気量25cc毎に€1.84(定率課税)
デンマーク	・課税標準は <u>車重</u> であり、以下のとおり課税される。 ～601kg: 710DKK 601～800kg: 1,280DKK 801～1,100kg: 1,740DKK
イギリス	・課税標準は <u>排気量</u> であり、以下のとおり課税される。 ～150cc: £17 151～400cc: £37 401～600cc: £57 601cc～ : £78

参考：ドイツの自動車保有税

ドイツにおける自動車税の概要

項目	内容
名称	Kraftfahrzeugsteuer (Vehicle Tax)
納税義務者	自動車の所有者
課税主体	国
課税客体	自動車(二輪も含む)
税率	<p><2009年7月以降の登録車(乗用車)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 110 g-CO₂/kmを超える1 g-CO₂/kmごと€2 ・ 100ccごと€2(ガソリン) 又は €9(ディーゼル) <p><その他自動車> 別紙のとおり</p>
納期	車両運行許可証の期限内
収税	€84.43億 (1兆1,398億円), 2012年
沿革	<p>1922年 創設(排気量に応じた課税)</p> <p>2009年 CO₂排出量に応じた課税標準を追加</p>

※1€=135円として計算

ドイツにおける自動車税について

- ・ 2009年7月1日以降の登録車(乗用車)について、CO₂排出量及び排気量に応じて課税
- ・ 具体的には、CO₂排出量基準課税と排気量基準課税の合算により税額を決定
 - CO₂排出量基準課税: 110 g-CO₂/km (2011年までは120g、2014年以降は95g)を超える
1g/kmごとに€2
 - 排気量基準課税 : 100ccごとに€2(ガソリン車)又は€9.5(ディーゼル車)
- ・ 電気自動車は登録から10年間非課税(2015年12月31日までの期限付き措置)。その後は、車両重量200kgごとに€5.625(2,000kgまで)、€6.01(3,000kgまで)、€6.39(3,500kgまで)課税
- ・ EURO6(排出ガス規制)に適合するディーゼル車(2013年12月31日までの登録車に限る。)は、€150の税額の減額措置が受けられる。
- ・ 2009年7月1日前の登録車(乗用車)は、排気量に応じて課税(※)
 - ※ 2009年7月1日前の登録車については、2012年までは旧税(排気量及び排ガス性能に応じた課税)を適用し、2013年から新税へ移行する予定であったが、「該当する既存車の3分の2につき合理的な計算ができない」ため、現時点において移行せず。
- ・ バス、トラック及びトレーラーは、車両重量及び汚染区分に応じて課税
- ・ 二輪自動車は排気量に応じて課税

○ 2009年7月1日前の登録車(乗用車)

(排気量100ccごと)

排出ガス区分	税率(ガソリン車)	税率(ディーゼル車)
EURO3	€6.75	€15.44
EURO2	€7.36	€16.05
EURO1	€15.13	€27.35
EURO0(以前、オゾン警報器が作動した車両)	€21.07	€33.29
EURO0(上記以外)	€25.36	€37.58

○ キャンピングカー

(車両総重量200kgごと)

車両総重量	税率(汚染区分S4)	税率(汚染区分S1-S3)	税率(その他自動車)
2,000kgまで	€16	€24	€40
2,000kg- 5,000kg	€10	€10	€10
5,000kg-12,000kg	€10	€10	€15
12,000kg超	€10	€10	€25

○ 車両総重量3,500kgまでのバス及びトラック

(車両重量200kgごと)

車両総重量	税率
2,000kgまで	€11.25
2,000kgから3,000kgまで	€12.02
3,000kgから3,500kgまで	€12.78

○ 車両重量3,500kgを超えるバス及びトラック

車両重量	税率(汚染区分S2,S3,S4,S5 and EEV)	税率(汚染区分S1)	税率(騒音区分G1)	税率(その他の自動車)
2,000kgまで	€6.42	€6.42	€9.64	€11.25
2,000kgから 3,000kgまで	€6.88	€6.88	€10.30	€12.02
3,000kgから 4,000kgまで	€7.31	€7.31	€10.97	€12.78
4,000kgから 5,000kgまで	€7.75	€7.75	€11.61	€13.55
5,000kgから 6,000kgまで	€8.18	€8.18	€12.27	€14.32
6,000kgから 7,000kgまで	€8.62	€8.62	€12.94	€15.08
7,000kgから 8,000kgまで	€9.36	€9.36	€14.03	€16.36
8,000kgから 9,000kgまで	€10.07	€10.07	€15.11	€17.64
9,000kgから10,000kgまで	€10.97	€10.97	€16.44	€19.17
10,000kgから11,000kgまで	€11.84	€11.84	€17.74	€20.71
11,000kgから12,000kgまで	€13.01	€13.01	€19.51	€22.75
12,000kgから13,000kgまで	€14.32	€14.32	€21.47	€25.05
13,000kgから14,000kgまで		€15.77	€23.67	€27.61
14,000kgから15,000kgまで		€26.00	€39.01	€45.50
15,000kg超		€36.23	€54.53	€63.40

○ トレーラー €7.46(車両総重量200kgごと)

○ 二輪自動車 €1.84(排気量25ccごと)

参考：デンマークの自動車保有税

デンマークにおける自動車税の概要

項目	内容
名称	燃費に応じた課税 Green Owners Tax 車両重量に応じた課税 Vehicle Excise Duty
納稅義務者	自動車の所有者
課税主体	国
課税客体	自動車
税率	別紙
納期	不明
税収	100億DKK(約1,750億円), 2013年見込み額
沿革	1962年 創設(車両重量に応じた課税) 1997年 乗用車について燃費に応じた課税の導入

※1DKK=17.5円として計算

デンマークにおける自動車税について

※ Tax Guide 2013(ACEA)をもとに
総務省が取りまとめたもの

- 1997年7月1日以後の登録車(乗用車)及び2009年3月16日以後の登録車(小型商用車)について、燃費に応じて課税
- 自動車の製造者は、ガイドラインに沿って燃費を測定し、燃費値を提供することとされている。
- ガソリン車用の税率表とディーゼル車用の税率表がある。天然ガス車及びバイオガス車については、ディーゼル車用の税率表を適用。
- ディーゼル車と小型商用車については、粒子フィルターを装備していない場合には1,000DKK(約17,500円)上乗せされる。
- 燃費に応じた課税の対象外の自動車については、車両重量(1997年7月1日以前に登録された自家用車)又は車両総重量(トラック)に応じて課税(タクシーは課税対象外)。
⇒ 現状では、上記対象車の課税標準をCO₂に移行するという期限も無く、また、デンマーク国内で運輸部門の占める割合が大きいことから、移行する機運はない。

デンマークにおける自動車税の税率表（ガソリン乗用車）について

○ ガソリン乗用車(1997年7月1日以後の登録車(乗用車)及び2009年3月16日以後の登録車(小型商用車))

燃費(km/l)	税率
20以上	580DKK(10,150円)
18.2以上20未満	1,120DKK(19,600円)
16.7以上18.2未満	1,660DKK(29,050円)
15.4以上16.7未満	2,220DKK(38,850円)
14.3以上15.4未満	2,760DKK(48,300円)
13.3以上14.3未満	3,300DKK(57,750円)
12.5以上13.3未満	3,840DKK(67,200円)
11.8以上12.5未満	4,380DKK(76,650円)
11.1以上11.8未満	4,920DKK(86,100円)
10.5以上11.1未満	5,460DKK(95,550円)
10.0以上10.5未満	6,020DKK(105,350円)
9.1以上10.0未満	7,080DKK(123,900円)
8.3以上9.1未満	8,200DKK(143,500円)
7.7以上8.3未満	9,280DKK(162,400円)

燃費(km/l)	税率
7.1以上7.7未満	10,360DKK(181,300円)
6.7以上7.1未満	11,440DKK(200,200円)
6.3以上6.7未満	12,540DKK(219,450円)
5.9以上6.3未満	13,620DKK(238,350円)
5.6以上5.9未満	14,700DKK(257,250円)
5.3以上5.6未満	15,820DKK(276,850円)
5.0以上5.3未満	16,900DKK(295,750円)
4.8以上5.0未満	17,980DKK(314,650円)
4.5以上4.8未満	19,060DKK(333,550円)
4.5未満	20,160DKK(352,800円)

※1DKK=17.5円として計算

【出典】Tax Guide 2013(ACEA)

デンマークにおける自動車税の税率表（ディーゼル乗用車）について

○ ディーゼル乗用車(1997年7月1日以降の登録車)

燃費(km/l)	税率
32.1以上	240DKK(4,200円)
28.1以上32.1未満	1,120DKK(19,600円)
25.0以上28.1未満	2,000DKK(35,000円)
22.5以上25.0未満	2,760DKK(48,300円)
20.5以上22.5未満	3,520DKK(61,600円)
18.8以上20.5未満	4,240DKK(74,200円)
17.3以上18.8未満	5,020DKK(87,850円)
16.1以上17.3未満	5,760DKK(100,800円)
15.0以上16.1未満	6,520DKK(114,100円)
14.1以上15.0未満	7,300DKK(127,750円)
13.2以上14.1未満	8,060DKK(141,050円)
12.5以上13.2未満	8,840DKK(154,700円)
11.9以上12.5未満	9,580DKK(167,650円)
11.3以上11.9未満	10,320DKK(180,600円)

燃費(km/l)	税率
10.2以上11.3未満	11,840DKK(207,200円)
9.4以上10.2未満	13,380DKK(234,150円)
8.7以上9.4未満	14,860DKK(260,050円)
8.1以上8.7未満	16,420DKK(287,350円)
7.5以上8.1未満	17,840DKK(312,200円)
7.0以上7.5未満	19,360DKK(338,800円)
6.6以上7.0未満	20,940DKK(366,450円)
6.2以上6.6未満	22,400DKK(392,000円)
5.9以上6.2未満	23,920DKK(418,600円)
5.6以上5.9未満	25,480DKK(445,900円)
5.4以上5.6未満	27,000DKK(472,500円)
5.1以上5.4未満	28,640DKK(501,200円)
5.1未満	30,180DKK(528,150円)

※1DKK=17.5円として計算

【出典】Tax Guide 2013(ACEA)

(参考) デンマークにおける燃費性能に応じたBonus-Malus制度について

- よりCO₂排出量の少ない自動車の普及促進を図る観点から、燃費性能の優れた自動車に係る自動車登録税を軽減し、燃費性能の劣る自動車に係る自動車登録税を重課(2007年に導入)
- 具体的には、ガソリン1リットル当たりの走行距離(燃費)が16km(ディーゼル車の場合は18km)を超える自動車については、燃費1km/リットル超過につき、4,000DKK(約7万円)を軽課。
- 他方、燃費が16km(ディーゼル車の場合は18km)以下の自動車については、燃費1km/リットル当たり、1,000DKK(約17,500円)を重課。

※1DKK=17.5円として計算

参考：イギリスの自動車保有税

イギリスにおける自動車税の概要

項目	内容
名称	Vehicle excise duty(VED)
納稅義務者	自動車の所有者
課税主体	国
課税客体	自動車(二輪も含む)
税率	別紙のとおり
納期	税支払証明書の期限内
税収	約£59億(約8,791億円) 2011年-2012年
沿革	1889年 創設 2001年 CO2排出量に応じた課税(4区分)を導入 2007年 ガソリン車とディーゼル車の税率を統合 2009年 CO2排出量に応じた課税の区分が13区分に 2010年 初年度税率(First Year Rate)を導入

イギリスにおける自動車税について

※ イギリス政府機関のウェブサイトや
Tax Guide 2013(ACEA)をもとに総務省
が取りまとめたもの

<基本情報>

- 2001年3月1日以後の登録車(乗用車及び軽量のバン)は、燃料及びCO2排出量に応じて課税
- 2001年の新税導入時に4つあった税率区分は、徐々に細分化され、現在は13区分
- 2001年3月1日前の登録車(乗用車及び軽量のバン)は、排気量に応じて課税
(1549cc以下: £140(約20,900円)、1549cc超: £225(約33,500円))
⇒ CO2排出量不明の既存車のCO2排出量を測定することが困難であるため、新制度への移行は困難との回答有り。
- CO2排出量が不明の乗用車は、2001年3月1日以降の登録車であっても、同日前の登録車と同様、排気量に応じて課税
- 電気自動車は非課税
- CO2排出量は車両登録証明書に記載有り
- バスは、座席数及び排ガス性能に応じて課税
- 商用車は、重量及び排ガス性能に応じて課税
- 二輪自動車は排気量に応じて課税

<初年度税率について>

- 2010年4月1日以後の登録車については、初度登録の際にのみ適用される初年度税率(First year rate)を導入
- 初年度税率は、CO2排出量が少ない自動車は軽課、CO2排出量が多い自動車は重課されるよう設定

イギリスにおける自動車税の税率表について

○ 乗用車(2001年3月1日以降の登録車、ガソリン・ディーゼル) 【出典】英国政府ポータルサイト(<https://www.gov.uk/>)

区分	CO2排出量(g/km)	(参考) 燃費(km/l)(*1)	標準税率(*2)	初年度税率	重軽課	重軽課率
A	100g以下	23.2km以上	£0(0円)	£0(0円)	£0(0円)	-
B	101g-110g	21.1km-23.2km	£20(2,980円)	£0(0円)	▲£20(2,980円)	▲100%
C	111g-120g	19.3km-21.1km	£30(4,470円)	£0(0円)	▲£30(4,470円)	▲100%
D	121g-130g	17.8km-19.3km	£105(15,645円)	£0(0円)	▲£105(15,645円)	▲100%
E	131g-140g	16.6km-17.8km	£125(18,625円)	£125(18,625円)	£0(0円)	-
F	141g-150g	15.5km-16.6km	£140(20,860円)	£140(20,860円)	£0(0円)	-
G	151g-165g	14.1km-15.5km	£175(26,075円)	£175(26,075円)	£0(0円)	-
H	166g-175g	13.3km-14.1km	£200(29,800円)	£285(42,465円)	£85(12,665円)	43%
I	176g-185g	12.5km-13.3km	£220(32,780円)	£335(49,915円)	£115(17,135円)	52%
J	186g-200g	11.6km-12.5km	£260(38,740円)	£475(70,775円)	£215(32,035円)	83%
K(*3)	201g-225g	10.3km-11.6km	£280(41,720円)	£620(92,380円)	£340(50,660円)	121%
L	226g-255g	9.1km-10.3km	£475(70,775円)	£840(125,160円)	£365(54,385円)	77%
M	255g以上	9.1km以下	£490(73,010円)	£1,065(158,685円)	£575(85,675円)	117%

*1 ガソリンの二酸化炭素排出係数2320g/kmを基に算出。

※1 £ = 149円として計算

*2 1年分税率。6ヶ月分税率(1年分税率の1.1倍の水準)とのいずれかを選択。

*3 225g/km超であって2006年3月23日前に登録された自動車を含む。

イギリスにおける自動車税の税率表について

○ 乗用車(2001年3月1日以降の登録車、その他の燃料)

【出典】英国政府ポータルサイト(<https://www.gov.uk/>)

区分	CO2排出量(g/km)	標準税率(*1)	初年度税率(*2)	重軽課	重軽課率
A	100g以下	£0(0円)	£0(0円)	£0(0円)	-
B	101g-110g	£10(1,490円)	£0(0円)	▲£10(1,490円)	▲100%
C	111g-120g	£20(2,980円)	£0(0円)	▲£20(2,980円)	▲100%
D	121g-130g	£95(14,155円)	£0(0円)	▲£95(14,155円)	▲100%
E	131g-140g	£115(17,135円)	£115(17,135円)	£0(0円)	-
F	141g-150g	£130(19,370円)	£130(19,370円)	£0(0円)	-
G	151g-165g	£165(24,585円)	£165(24,585円)	£0(0円)	-
H	166g-175g	£190(28,310円)	£275(40,975円)	£85(12,665円)	45%
I	176g-185g	£210(31,290円)	£325(48,425円)	£115(17,135円)	55%
J	186g-200g	£250(37,250円)	£465(69,285円)	£215(32,035円)	86%
K(*2)	201g-225g	£270(40,230円)	£610(90,890円)	£340(50,660円)	126%
L	226g-255g	£465(69,285円)	£830(123,670円)	£365(54,385円)	78%
M	255g以上	£480(71,520円)	£1,055(158,195円)	£575(85,675円)	120%

*1 1年分税率。6ヶ月分税率(1.1倍)とのいずれかを選択。

※1 £=149円として計算

*3 225g/km超であって2006年3月23日前に登録された自動車を含む。

イギリスにおける自動車税の税率表について

○ 二輪自動車等

【出典】英国政府ポータルサイト(<https://www.gov.uk/>)

車種	排気量	標準税率(※)
二輪自動車	150cc以下	£17(2,533円)
	151cc～400cc	£37(5,513円)
	400cc～600cc	£57(8,493円)
	601cc以上	£78(11,622円)
三輪自動車	150cc以下	£17(2,533円)
		£78(11,622円)

* 1年分税率。6ヶ月分税率(1.8倍)とのいずれかを選択。

※1 £=149円として計算

法人税関係

訪問先について

[ドイツ]:

- Institut für Steuerrecht Universität zu Köln(ケルン大学租税法研究所)
Hey所長 他
- Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen(NRW州財務省)
Neumann第V局長 他

法人税(連邦税)の概要

名称	法人税 (Koerperschaftssteuer)
納稅義務者	居住法人である有限会社および株式会社 非居住法人の支店など恒久的施設
課税主体	国
課税標準	事業所得
税率	15% これに連帯付加税(法人税額の5.5%:課税所得ベースで0.825%)が付加される。(法人税、連帯付加税合わせた課税所得ベースの税率は15.825%となる。)
収税	€169.3億 (2兆2,856億円), 2012年 連邦税収総額の約4%
税率の沿革	56%(1977年) 50%(1990年) 45%(1994年) 40%(1999年) 25%(2001年) 15%(2008年) ※同時に課税ベースの拡大等により減収額の約6分の5を補填

※1€=135円として計算

ドイツにおける営業税の概要

名称	営業税 (Gewerbesteuer)
納稅義務者	自然人、人的会社もしくは資本会社 ※自由業者(医師、建築士、弁護士、芸術家)、農林業者は除く。
課税主体	市町村
課税客体	<p>①営業収益 所得税法又は法人税法上の事業所得に一定の加算減算を行う。</p> <p>②営業資本(1998年より廃止) 〔営業資産 + (長期債務 - 5万マルク) × 1/2 等〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> [加算項目(主なもの)] ○次の項目の合計の四分の一(但し10万ユーロを超える場合にのみ) ・借入金への支払利息の25%、・動産固定資産に対する賃借料、使用料、リース料の5% ・不動産に対する賃借料、使用料、リース料の12. 5% など </div>
税率	<p>①全国共通の課税基準率(3. 5%)に各市町村が毎年設定する賦課率を乗じた額 ・賦課率は200~490%(200%未満は法律で禁止されている) ・主要都市の2012年の営業税率は以下のとおり デュッセルドルフ15. 4%(賦課率440%)、フランクフルト16. 1%(賦課率460%)、ベルリン14. 35%(賦課率410%)等</p> <p>(②0. 2%に各市町村で定める賦課率を乗じた率(※1998年より廃止))</p>
収税	€388億 (5兆2,380億円), 2012年
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ○1891年 蔡相ミーケルによるプロイセン税制改革 ・物税(営業税、不動産税)の市町村への移譲が行われた。 ○1936年 大規模な物税改革(営業税の統一化) ・課税方式はプロイセン方式に統一、課税主体は市町村に一元化、①営業利益、②営業資本、③賃金総額に対して課税 ○1980年 ③賃金総額部分に対する課税の廃止 ・代替財源として市町村に配分される所得税の比率が引き上げられた(14%→15%) ○1990年 旧東ドイツ地域における②営業資本に対する課税の停止(※1) ○1998年 ドイツ全土における②営業資本に対する課税の廃止(※2) ・代替財源として売上税の収取の一部(2. 2%)を市町村に配分 ○2008年 法人税改革の一環として課税基準率の引下げ(5%→3. 5%)と課税ベース拡大 ⇒歳入中立

ドイツにおける法人税改革の概要

○ 概要: 2008年1月実施

- ・法人実効税率の引下げ(約39%→約30%)

ドイツの法人課税は、国税の法人税と市町村税の営業税とからなるが、法人税は税率を引下げ(25%→15%)つつ、営業税については歳入中立(課税指標の引下げと課税ベースの拡大)

- ・課税ベースの拡大等によるネットの減収額の抑制(減収額の約6分の5を補填)

○ 背景:

- ・ドイツの国際競争力強化

実効税率の引下げによる国際競争力の強化。国内投資の増大による企業部門の活性化や雇用創出。

- ・租税回避の抑制

ドイツで利益をあげながら、税率の低い周辺国へ所得を移転する企業の行動等への対応。

○ 主要な増減収項目の見積り(ネット減収額:-49.90億ユーロ)

(億ユーロ)

増収項目		減収項目	
・営業税の損金算入の否認	+114.45	・法人税率の引下げ(25→15%)	-125.55
・国内課税基礎の強化による増収	+38.90	・営業税率の課税指標の引下げ	-72.85
・定率償却制度の廃止	+33.65	・所得税における営業税控除率の引上げ	-52.65
・移転価格税制の強化	+17.70	・人的企業に対する所得税率の軽減	-40.45
・支払利息費用の損金算入の制限	+10.75	・利子、配当、株式譲渡益等に対する一律25%の分離課税(申告不要)(2009年1月実施)	-8.70
・企業買収規則の厳格化	+14.75		
・有価証券を利用した租税回避の制限	+11.80		
・少額資産の減価償却方法の変更	+ 7.45		
等		等	
増収額計	+266.55	減収額計	-316.45

法人税・営業税の現状(その①)

企業の租税負担

- 企業の租税負担の議論においては、法人税だけでなく、営業税と合わせた企業課税という視点で比べるという話に必ずなる。営業税は市町村税率がどのくらいなのかによって変わるが、大都市では、大体、法人税と営業税で30%程度の企業課税が行われている。これはEU加盟国で見てもそんなに高くない。フランス、イタリア、スペインと比べても低い水準。決して安いというわけではないが、ドイツの競争力が保たれていくとの認識を持っている。(ケルン租税研究所)
- 企業の負担率を議論する際、社会保障負担はあまり議論の対象にはならない。企業サイドも、まず、どれだけ租税負担を求められるのかを計算し、候補地を2~3に絞った上で、その後、社会保障費の負担がどの程度か計算している。トレンドとしては法人税と営業税の負担を見る方が重視されている。(ケルン租税研究所)
- 2008年に大きな税制改正があり、法人税の税率が引き下げられた。当時の背景としては、国際比較の観点から、当時の法人税と営業税による企業の負担が税率ベースで40%を超していた。これは国際的に見ても高すぎて競争力が取れないということで、これを30%以下に抑える。という大きな目標に掲げられ税率が引き下げられた。(NRW財務省)
- 我々が国際的な比較をするときは、EU加盟国内それからアメリカ・日本というところで見ている。そのほかの国については経済力の違いや産業構造の違いからあまり比較の対象とはならない。(ケルン租税研究所)
- ドイツでは企業の9割は、人的企業といわれる法人税ではなく所得税を納める企業である。人的企業は営業税と所得税を払うため、所得税についても国際比較の観点から評価するということも考えられる。しかしながら、所得税は個人も対象としており、国際競争力の観点からの評価というよりはむしろドイツ国内の問題と認識。人的企業の所得税と営業税の租税負担は、営業税が所得税の計算上損金と扱えることから大体30%程度となっている。(NRW財務省)

法人税・営業税の現状(その②)

営業税の現状

- 営業税は、応益原則の観点から、一部外形的な要素(例:支払利子の課税ベースへの算入)が入っている。そのため、赤字企業にも税負担を求めるものとなっている。この点についての違憲性が争われていたが。2008年に連邦憲法裁判所が営業税に関しては応益原則で構わないとの合憲判断が出された。(ケルン租税研究所)
- 現在、営業税の見直しを求める声はほとんどない。ただ、数年間のスパンで、営業税の廃止論が必ず沸き上がってくる。これは、豊かな市町村と貧しい市町村の間で税収格差によるもので、豊かなところはどんどん豊かになり、貧しいところは企業もないので営業税が入ってこない。それがスパイラルな形で強者と弱者を作っていく。そうすると営業税はやめて安定的な税を模索する政治的な動きに必ずなるが、そのような動きが実を結んだことはない。(NRW財務省)
- 税収豊かな都市部の市町村にとって、営業税は、独自に税率を設定できる都合の良い税であり、これを廃止するといった提案は絶対受け入れない。一方貧しい市町村では、安定的な税を代わりにもらっても、それで必要額が確保できる見通しもないため、むしろ直接的な財政援助を求める。結局、市町村としての意見は集約できず、見直しは提案されても幾度となく頓挫した。(NRW財務省)
- 1998年に資本税を廃止したが、それ以前の95年以降から現在にいたるまで、税収は、リーマンショック等による一時的な税収減はあったが、長期の傾向として非常に伸びている。これは、この間景気が良かったことと、それと、近年になって市町村が税率を引き上げたことによるものと考えられる。
税率引き上げは、特に地方部の自治体が行っており、これは、近年の産業構造の変化により、産業拠点が都市部あるいは工業ベルト地帯に移転が進んだ結果として、企業を失った自治体は、営業税収が減ってしまうため、それを少しでも回避するため引き上げを行っているもの。(NRW財務省)

固定資産税関係

訪問先について

[ドイツ]:

- Institut für Steuerrecht Universität zu Köln(ケルン大学租税法研究所)
Hey所長 他
- Finanzministerium des Landes Nordrhein-Westfalen(NRW州財務省)
Neumann第V局長 他
- Bundesministerium der Finanzen(独連邦財務省)
Hofmann第IV課長 他

[イギリス]:

- Valuation Office Agency(資産評価庁)
Bond局次長 他

ドイツにおける不動産税の概要

名称	不動産税 (Grundsteuer)
納稅義務者	不動産の所有者
課税主体	市町村
課税客体	不動産税A 農業、林業用の不動産(機械設備を含む)※ 不動産税B 農業、林業以外の民間部門における土地及び建物
算出方法	統一価格(Einheitswert * 1) × 租税算定率(* 2) × 各市町村で定める賦課率 * 1 旧西ドイツ: 最新の評価は1964年現在の評価(1974年以降は1.4倍の割増)を使用 旧東ドイツ: 1935年現在の評価を使用 * 2 租税算定率は不動産の種類により異なる(例、農業用不動産: 0.6%、一般建物付き不動産0.35% 等)
税収	不動産税A € 3.75億 (約506億円), 2012年 不動産税B €116.42億 (約1兆5,717億円), 2012年 ※1€=135円として計算
沿革	○1891年 蔽相ミーケルによるプロイセン税制改革 ・物税(営業税、不動産税)の市町村への移譲が行われた。

※ <不動産税Aの課税客体> (独連邦財務省)

- 不動産税Aは、農林業を営む者に対する営業税的性格を有している。(農林業を営む者は営業税の納稅義務者から除外されている。)
 - 農林業用不動産の評価・課税は、土地・建物・機械設備等と一体として行われている。
- <不動産税Aをめぐる近年の議論> (ケルン租税研究所、NRW州財務省、独連邦裁判所)
- 現在のところ不動産税Aのあり方については特に議論にはなっていない。

ドイツにおける営業税の概要

名称	営業税 (Gewerbesteuer)
納稅義務者	自然人、人的会社もしくは資本会社 ※自由業者(医師、建築士、弁護士、芸術家)、農林業者は除く。
課税主体	市町村
課税客体	①営業収益 所得税法又は法人税法上の事業所得に一定の加算減算を行う。 ②営業資本(1998年より廃止) 営業資産 + (長期債務 - 5万マルク) × 1/2 等
税率	①全国共通の課税基準率(3.5%)に各市町村が毎年設定する賦課率を乗じた額 ・賦課率は200~490%(200%未満は法律で禁止されている) ・主要都市の2012年の営業税率は以下のとおり デュッセルドルフ15.4% (賦課率440%)、フランクフルト16.1% (賦課率460%)、ベルリン14.35% (賦課率410%) 等 (②0.2%に各市町村で定める賦課率を乗じた率(※1998年より廃止))
税収	€388億 (5兆2,380億円), 2012年 ※1€=135円として計算
沿革	○1891年 蔽相ミーケルによるプロイセン税制改革 ・物税(営業税、不動産税)の市町村への移譲が行われた。 ○1936年 大規模な物税改革(営業税の統一化) ・課税方式はプロイセン方式に統一、課税主体は市町村に一元化、①営業利益、②営業資本、③賃金総額に対して課税 ○1980年 ③賃金総額部分に対する課税の廃止 ・代替財源として市町村に配分される所得税の比率が引き上げられた(14%→15%) ○1990年 旧東ドイツ地域における②営業資本に対する課税の停止(※1) ○1998年 ドイツ全土における②営業資本に対する課税の廃止(※2) ・代替財源として売上税の税収の一部(2.2%)を市町村に配分 ○2008年 法人税改革の一環として課税基準率の引下げ(5%→3.5%)と課税ベース拡大 ⇒歳入中立

営業税をめぐる近年の動向

※1 旧東ドイツ地域に限定した営業資本に対する課税の停止(1990年~)

- 経済活動が著しく停滞した旧東ドイツ地域の振興策として当初2年間の時限付きの措置として始められたもの。
- その後期限の延長が繰り返される。

※2 ドイツ全土における営業資本に対する課税の廃止(1998年)(NRW州財務省)

<営業資本に対する課税の廃止にあたっての国内における議論、各方面からの意見>

- 経済界からの不満も大きい税であったこと、東ドイツ地域のみにおいて廃止することは不均衡であること等から、全国統一的に廃止する案が議論の俎上にのせられた。
- この案について、市町村からは税収確保のため反対の声が挙がった。
- 一方、営業税(①営業収益に対する課税+②営業資本に対する課税)に占める営業資本に対する課税の割合は10%に満たないとの実情もあった。
- 連邦・州・市町村の話し合いの結果、最終的には、以下の代替財源補てんの案で、合意に至った。

<営業資本に対する課税の廃止に伴う代替財源の内容>

- 代替財源として売上税の税収の一部(2.2%)を市町村に配分。

<営業資本に対する課税の廃止後の状況>

- 営業資本に対する課税の廃止後、営業税の税収は増加傾向(200億€→400億€、2013年の見込みは440億€)一方で市町村の税収格差は拡大傾向にあり、財源不足を訴える市町村もあり。

ドイツにおける財産税の概要

名称	財産税 (Vermögensteuer)
納税義務者	自然人及び法人
課税主体	州
課税客体	所有する全ての財産の評価額から負債を差し引いた金額 ①農林業用財産、②営業用資産、③基本財産、④その他の財産に区分
算出方法	統一価格(Einheitswert) × 税率(自然人1.0%、法人0.6%) ※旧西ドイツ:最新の評価は1964年現在の評価(1974年以降は1.4倍の割増)を使用 旧東ドイツ:1935年現在の評価を使用
税収	€46.2億(6,237億円), 1996年 ※1€=135円として計算
沿革	○1995年 連邦憲法裁判所において財産税は違憲との判決(※1) ○1997年~ 課税停止(※2) ・統一価格の再評価は、その後も行われないままになっている。

※1€=135円として計算

財産税をめぐる近年の動向

※1 連邦裁判所による違憲判決(1995年)

- 不動産と他の資産の評価の格差を問題とし、遅くとも1996年12月31日までに新規定を定めるように義務付け、それまでは現行規定の適用を認めた。
- すなわち、不動産の評価には非常に古い統一価格(Einheitswert)が用いられており実態との乖離が大きくなっていた(過小評価となっていた)一方で、有価証券等は時価で評価されていた点が不公平であると指摘された。

※2 財産税の課税停止(1997年~)

- 経済界からの要望があったこと、全ての不動産の評価を見直すことは困難であったことから、1997年度税制改正法案において「財産税の廃止」が打ち出された。
- しかし、資産家に対する課税の廃止は税の公平性を害することや、財産税廃止に伴う州の代替財源が示されていないことなどから反対の声があり法案は成立しなかった。
- 結果として現在も財産税法は存在するものの、違憲判決の結果を受けて財産税は課税停止とされている。

※3 財産税復活の議論について(NRW州財務省)

- 社民党や緑の党からは財産税の復活を希望する主張がなされているが、現在の連邦政府は反対している。
- 財産税の復活を希望する主張に立っても、どのような内容のものにするかまでは議論が成熟していない。

イギリスにおけるビジネスレイトの概要

名称	ビジネス・レイト(Business Rates) ※法律上は、ノン・ドメスティック・レイト(Non Domestic Rates)
納税義務者	占有者
課税主体	市町村(district等) (国) 地方団体が徴収したものを政府がプールし、各自治体の管轄地域の人口と公共サービス提供のコストを基準に地方団体に分配する仕組みを採用。従来は全額を政府がプールし、分配していたが、2013年4月から新制度に移行(※1)
課税客体	事業用不動産(土地・建物と一体となった設備を含む。) 土地・建物と一体となった設備の例: 照明器具、冷暖房器具、鉄道、水門等
課税標準額	賃貸価格(土地、建物、一体となった設備を全体として評価した価格)
評価	内国歳入庁によって任命された鑑定人が原則として賃貸価格に基づき評価、5年ごとに評価替(前回評価替: 2010年、次回評価替: 2017年(※2))
税率	原則として、政府が物価上昇率にリンクさせ、全国一律に決定(45%前後)
税収	£231.3億(約3兆6,545億円) ※1 £ = 158円として計算
沿革	○ 1966年～1989年 レイト制度(地方税) レイト法によって居住用資産と事業用資産が区分され、居住用資産にはドメスティック・レイトが、非居住用資産には、ノン・ドメスティック・レイトが課されていた。 ○ 1990年 コミュニティー・チャージ(地方税)の導入 ・レイト制度(地方税)を廃止の上、全ての成人に一律の税を課するコムニティー・チャージの導入 ・従来のレイト制度のうち、ノン・ドメスティックレイトは国税化 ○ 1993年 カウンシル・タックス(地方税)の導入 コムニティー・チャージをカウンシル・タックス(1つの居住用資産に成人2人の居住を基本として算出するもの)に衣替え

ビジネス・レイトをめぐる近年の動向

<ビジネス・レイト見直しの動き>

※1 地方団体の収入減を回避する仕組みの導入(2013年4月～)

地方団体が経済成長を進めることへのインセンティブを与えようとする仕組み。

従来のビジネス・レイトの制度では、地方団体が徴収したビジネス・レイト全額を政府に渡し、政府がプール、地方団体に再分配する仕組みとされていたが、新制度下では、地方団体が税収の50%を保持できることとされた。

あわせて、新制度に移行したことでビジネス・レイトからの各自治体の収入が改革前より減少することを回避し、新制度への移行後も、全ての自治体が地域のニーズに対応できるだけの資金を確保できるようにするための仕組みを導入。

※2 評価替え時期の先送り

5年ごとに評価替えが実施されており、当初、2015年に評価替えが予定されていた。

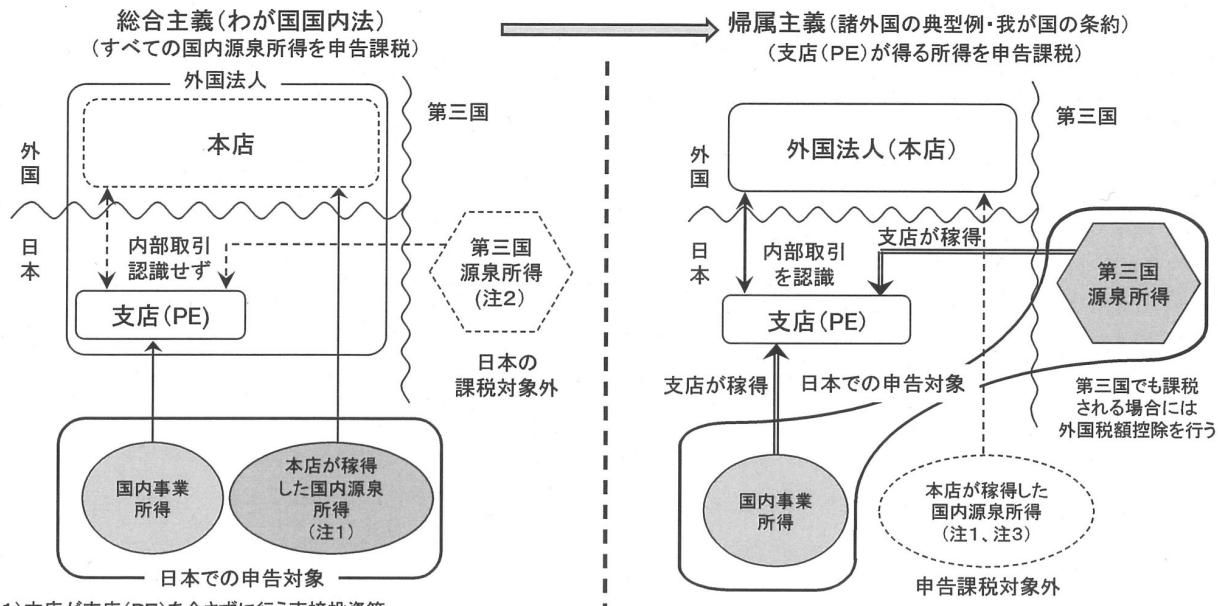
しかし、2008年以降、不況の影響で価値が全体的に下がっているため、2015年に評価替を実施すると税収が落ち込むおそれ。そこで、2015年の評価替えを2年先送りにし2017年に評価替えをすることで決定。

資料 4

地方税に係る国際課税の 見直しについて

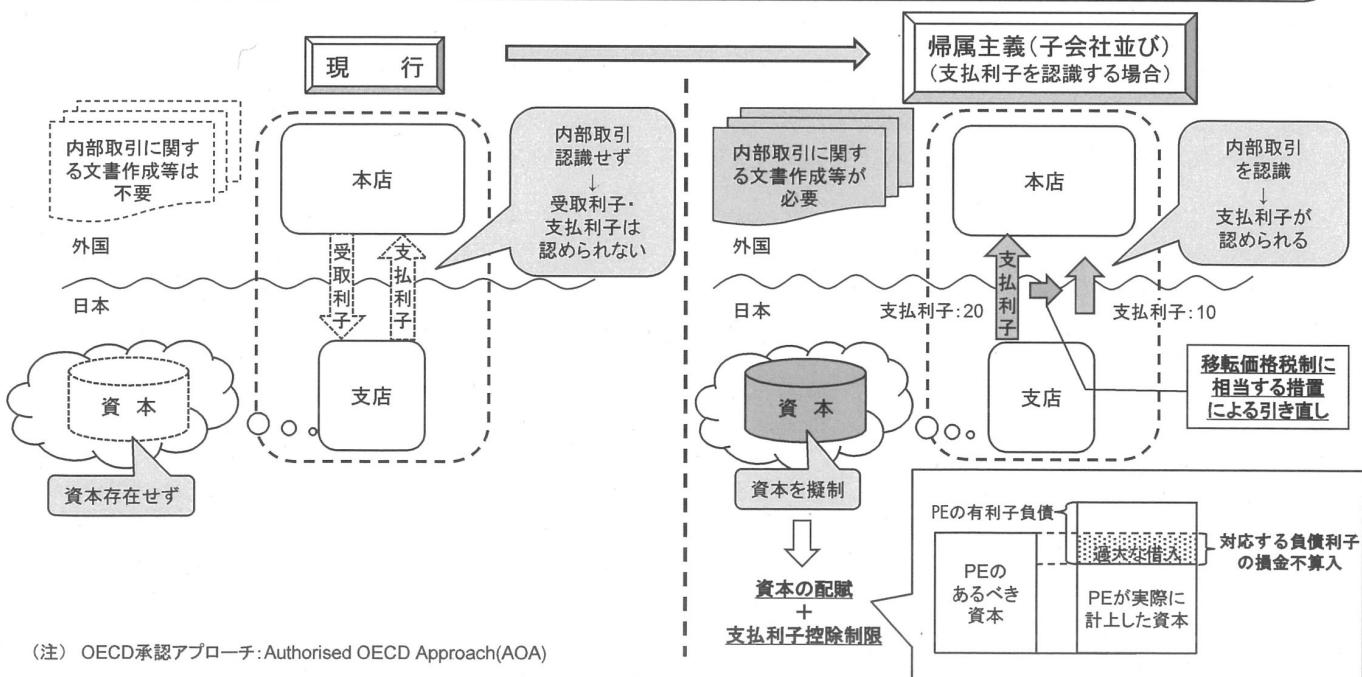
総合主義と帰属主義の違い

- 外国法人等の支店（P E）が得る所得については、支店（P E）が本店から分離・独立した企業であつたとした場合に得られる所得とともに、本店と支店（P E）との間の内部取引を認識する。
- 支店（P E）が第三国で得る所得について、日本と第三国との両方から課税されて二重課税が生じる場合、その二重課税を排除するために新たに支店（P E）のための外国税額控除制度を創設する。



外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方（O E C D 承認アプローチ）

- 法人格が同一の本店と支店（P E）を、別々の法人である親会社と子会社に見立てて、両国間の課税権を配分する。
- 更に、支店（P E）の課税基準の算定に当たっては、子会社並びであたかも分離・独立した企業であるとした場合に取引される価額で計算することとし、本店と支店（P E）との間の内部取引に関する損益を認識する。
- その際、分離・独立した企業として支店（P E）が果たしている役割・機能を記した書類、及び子会社であれば必要となっていたであろう契約書・領収書等について、文書を作成、提示することを必要とする。



帰属主義に見直すことの意義

- ① 新しいOECDモデル租税条約に沿った共通のルールによりPE帰属所得を計算することとなるため、本店所在地国とPE所在地国から二重に課税される部分が減るとともに、どちらの国からも課税されない「課税の空白」を減らすことにもつながる。
- ② 通常、租税条約は帰属主義の考え方を採用していることから、国内法制が帰属主義となることで租税条約との整合性が図られ、国際的に調和のとれた税制となる。